

## 4.2 社会的状況

### 4.2.1 人口及び産業の状況

#### 4.2.1.1 人口の分布、密度及び世帯数の状況

対象事業実施区域及びその周辺における8自治体の人口及び世帯数等は、表4.2.1に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の人口は2,458,469人、世帯数は1,070,369世帯となっています。また、人口密度は印西市を除く7市で千葉県全体の数値より高くなっています。

表 4.2.1 人口及び世帯数等

項目	人口 (人)	平成22～ 平成27年の増減数 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (1km <sup>2</sup> あたり)
市 川 市	481,732	7,813	228,845	57.45	8,385.2
船 橋 市	622,890	13,850	272,432	85.62	7,275.1
松 戸 市	483,480	-977	215,627	61.38	7,876.8
柏 市	413,954	9,942	175,691	114.74	3,607.8
八 千 代 市	193,152	3,371	78,358	51.39	3,758.6
鎌 ヶ 谷 市	108,917	1,064	44,101	21.08	5,166.8
印 西 市	92,670	4,494	32,590	123.79	748.6
白 井 市	61,674	1,329	22,725	35.48	1,738.3
小 計	2,458,469	40,886	1,070,369	550.93	4,462.4
千 葉 県	6,222,666	24,882	2,609,132	5,157.65	1,206.5

注) 表中の数値は平成27年10月1日時点の数値である。

出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」「平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ」

#### 4.2.1.2 人口及び世帯数の動態

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における人口及び世帯数の動態の状況は、表4.2.2に示すとおりです。

平成12年～平成27年を比較すると人口、世帯数ともに増加傾向を示しています。

表 4.2.2 人口及び世帯数の動態

項目	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
市 川 市	448,642	193,582	466,608	208,168	473,919	220,582	481,732	228,845
船 橋 市	550,074	216,155	569,835	233,289	609,040	261,415	622,890	272,432
松 戸 市	464,841	182,703	472,579	192,962	484,457	209,570	483,480	215,627
柏 市	373,778	135,492	380,963	144,013	404,012	162,287	413,954	175,691
八千代市	168,848	62,130	180,729	68,609	189,781	74,824	193,152	78,358
鎌ヶ谷市	102,573	35,636	102,812	37,532	107,853	41,955	108,917	44,101
印西市	79,780	23,859	81,102	25,867	88,176	29,622	92,670	32,590
白井市	50,431	15,378	53,005	17,677	60,345	21,207	61,674	22,725
小 計	2,238,967	864,935	1,927,051	928,117	2,417,583	1,021,462	2,458,469	1,070,369
千 葉 県	5,926,285	2,173,312	6,056,462	2,325,232	6,216,289	2,515,904	6,222,666	2,609,132

注1) 表中の数値は、各年における10月1日時点の数値である。

注2) 柏市の平成17年以降の値は、平成17年3月28日に行われた沼南町との合併後の数値である。

出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」「平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ」

#### 4.2.1.3 産業分類別の従業者数及び事業所数の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における産業分類別の従業者数は、表4.2.3(1)に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の従業者数は739,166人となっています。業種別にみると、従業者数が最も多いのは卸売業・小売業の155,014人で、各自治体ともに第三次産業の占める割合が多くなっています。

表 4.2.3(1) 産業分類別の従業者数

単位：人

分類	市県名	市川市	船橋市	松戸市	柏市	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市	小計	千葉県
第一次産業	農林漁業	82	237	133	214	144	4	479	45	1,338	11,034
	総数	82	237	133	214	144	4	479	45	1,338	11,034
	構成比(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	1.5	0.2	0.2	0.5
第二次産業	鉱業・採石業 ・砂利採取業	-	-	-	4	-	-	7	-	11	804
	建設業	7,615	11,297	8,569	8,201	3,223	2,550	1,669	1,426	44,550	149,860
	製造業	10,159	18,382	14,085	11,730	9,803	2,927	1,667	4,418	73,171	245,350
	総数	17,774	29,679	22,654	19,931	13,026	5,477	3,336	5,844	117,721	396,014
	構成比(%)	14.1	14.5	16.5	13.2	20.3	19.2	10.3	30.6	15.9	17.9
第三次産業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	943	1,017	398	440	186	12	53	14	3,063	10,868
	情報通信業	1,023	2,473	1,120	1,490	339	158	2,275	150	9,028	27,687
	運輸業・郵便業	13,314	16,501	6,960	9,903	4,190	1,532	2,252	1,584	56,236	168,596
	卸売業・小売業	25,068	41,249	29,263	30,567	12,310	5,692	7,185	3,680	155,014	447,981
	金融業・保険業	2,044	4,489	2,465	4,350	1,062	416	870	137	15,833	46,577
	不動産業・ 物品賃貸業	5,022	7,015	4,395	4,152	1,583	694	508	372	23,741	55,101
	学術研究・ 専門・技術 サービス業	2,385	3,815	2,597	3,913	682	385	676	171	14,624	53,609
	宿泊業・飲食 サービス業	12,696	20,523	14,526	15,238	6,202	2,667	2,915	1,294	76,061	221,310
	生活関連・ サービス業・ 娯楽業	6,418	10,740	7,632	8,836	3,282	1,497	1,925	972	41,302	135,915
	教育・ 学習支援業	9,488	11,427	10,598	11,251	4,550	1,663	2,327	1,002	52,306	132,750
	医療・福祉	18,054	28,102	22,415	20,832	10,897	5,567	4,165	2,172	112,204	308,514
	複合 サービス業	506	1,066	1,568	492	558	241	367	159	4,957	17,194
	サービス業 (他に分類 されないもの)	7,384	19,281	6,684	13,561	3,973	1,569	2,068	1,207	55,727	175,177
	総数	104,345	167,698	110,621	125,025	49,628	22,093	27,533	12,914	620,096	1,801,279
構成比(%)	83.1	82.1	80.3	83.0	77.3	77.4	85.3	67.6	83.9	81.6	
計		125,615	204,210	137,700	150,671	64,227	28,554	32,268	19,117	739,166	2,208,327

注) 表中の数値は、平成26年度時点の数値である。

出典：「千葉県統計年鑑(平成28年)」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

また、対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における産業分類別の事業所数は、表4.2.3(2)に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の事業所数は67,844事業所となっています。業種別にみると、事業所数が最も多いのは卸売業・小売業の16,138事業所であり、各自治体ともに第三次産業の占める割合が多くなっています。

表 4.2.3(2) 産業分類別の事業所数

単位：事業所

分類	市県名	市川市	船橋市	松戸市	柏市	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市	小計	千葉県
第一次産業	農林漁業	11	28	20	30	17	1	32	6	145	1,021
	総数	11	28	20	30	17	1	32	6	145	1,021
	構成比(%)	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	1.3	0.4	0.2	0.5
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	1	-	-	2	-	3	69
	建設業	1,026	1,406	1,200	1,157	484	451	279	222	6,225	21,036
	製造業	654	750	857	658	338	283	115	274	3,929	11,885
	総数	1,680	2,156	2,057	1,815	822	734	394	496	10,157	32,921
	構成比(%)	13.3	13.0	15.1	14.7	15.1	23.4	16.1	30.0	15.0	16.6
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	9	18	13	8	7	2	5	2	64	294
	情報通信業	97	168	135	143	40	25	27	7	642	1,562
	運輸業・郵便業	379	459	210	285	128	68	61	73	1,663	5,589
	卸売業・小売業	2,893	4,033	3,178	3,136	1,247	638	663	350	16,138	48,368
	金融業・保険業	160	269	192	202	71	31	28	12	965	2,981
	不動産業・物品賃貸業	1,432	1,329	1,181	893	336	258	104	59	5,592	13,502
	学術研究・専門・技術サービス業	410	650	510	506	167	99	83	36	2,461	7,077
	宿泊業・飲食サービス業	1,742	2,281	1,876	1,545	765	343	256	131	8,939	25,854
	生活関連・サービス業・娯楽業	1,284	1,743	1,451	1,224	607	320	222	130	6,981	20,049
	教育・学習支援業	618	761	694	653	344	159	151	86	3,466	9,043
	医療・福祉	1,231	1,600	1,354	1,129	563	295	205	124	6,501	17,157
	複合サービス業	46	57	53	44	21	9	13	4	247	996
	サービス業(他に分類されないもの)	637	929	622	696	274	145	187	123	3,613	12,324
	総数	10,938	14,297	11,469	10,464	4,570	2,392	2,005	1,137	57,272	164,796
	構成比(%)	86.3	86.4	84.4	84.7	84.2	76.1	81.4	68.8	84.4	82.9
計		12,673	16,541	13,594	12,351	5,429	3,142	2,462	1,652	67,844	198,807

注) 表中の数値は、平成26年度時点の数値である。

出典：「千葉県統計年鑑(平成28年)」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.1.4 農林業の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における農業の状況は、表4.2.4に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の総農家数は4,220戸、農業従業者数は14,543人です。

全ての自治体において、専業農家と比較して兼業農家数が多くなっています。

表 4.2.4 農業の状況

市県名	農家数(戸)					農業人口(人)		
	専業農家	兼業農家			計	農業従業者	農業就業人口	基幹的農業従業者
		第一種	第二種	小計				
市川市	156	74	100	174	330	1,016	836	769
船橋市	358	141	255	396	754	2,251	1,917	1,769
松戸市	214	69	269	338	552	1,584	1,332	1,182
柏市	290	169	394	563	853	2,398	1,683	1,581
八千代市	163	80	255	335	498	1,320	952	859
鎌ヶ谷市	139	80	76	156	295	847	747	677
印西市	292	231	874	1,105	469	3,831	2,151	1,773
白井市	147	117	205	322	469	1,296	936	891
小計	1,759	961	2,428	3,389	4,220	14,543	10,554	9,501
千葉県	13,474	7,168	23,397	30,565	44,039	114,221	73,410	65,099

注)表中の数値は平成27年2月1日時点の数値である。

出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」「(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)」

また、対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における林業の状況は、表4.2.5に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の林業経営体数は、3~10ha未満でX+18経営体となっています。

表 4.2.5 林業の状況

単位:経営体

市県名	計	保有山林なし	3ha未満	3~10ha未満	10~100ha未満	100ha以上
市川市	4	-	-	1	3	-
船橋市	4	-	-	4	-	-
松戸市	2	X	X	X	X	X
柏市	4	-	-	3	1	-
八千代市	1	X	X	X	X	X
鎌ヶ谷市	-	-	-	-	-	-
印西市	11	-	-	10	1	-
白井市	2	X	X	X	X	X
小計	28	X	X	X+18	X+5	X
千葉県	582	6	8	467	99	2

注1)表中の数値は平成27年2月1日時点の値である。

注2)数字が秘匿されているものはXで示されている。

注3)「林業経営体」とは以下に該当する事業を行う者をいう。

(1)権原に基づいて育林又は伐採(立ち木のみを譲り受けてする伐採を除く)を行うことができる山林(保有山林)の面積が3ha以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る)

(2)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」「(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)」

#### 4.2.1.5 漁業権の状況

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権の状況は、表 4.2.6及び図 4.2.1に示すとおりです。

最寄りの内水面漁業は、内水面第 11 号（江戸川）共同漁業権が設定されており、東京東部漁業協同組合、埼玉東部漁業協同組合、市川市行徳漁業協同組合、南行徳漁業協同組合及び松戸市漁業協同組合が許可を得て漁業を行っています。

表 4.2.6 漁業権の状況

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
内水面					
共同 漁業 権	内共第 7 号 (手賀沼)	第 5 種	手賀沼 我孫子手賀沼	H 25. 9 . 1 から H 35. 8 . 31 まで	柏市、我孫子市、白井市及び 印西市地先 (手賀沼及びその支派川)
	内共第 8 号 (印旛沼)	第 5 種	印旛沼	H 25. 9 . 1 から H 35. 8 . 31 まで	成田市、佐倉市、八千代市、 印西市及び印旛郡栄町地先 (印旛沼及びその支派川)
	内共第 11 号 (江戸川) 東京都知事免許	第 1 種  第 5 種	東京東部 埼玉東部 市川市行徳 南行徳 松戸市	H 25. 9 . 1 から H 35. 8 . 31 まで	江戸川区及び葛飾区の各地先 埼玉県三郷市、吉川市、 北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、 春日部市及び幸手市の各地先 千葉県浦安市、市川市、松戸市、 流山市及び野田市の各地先 茨城県猿島郡五霞町地先 (江戸川及びその支派川)

出典：「千葉県漁業権概要（平成25年度版）」（平成25年 9 月 千葉県農林水産部）



図 4.2.1 漁業権漁場の位置図

#### 4.2.1.6 工業の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における工業の状況は、表4.2.7に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の事業所数は1,529事業所、従業者数は58,480人、製造品出荷額等は202,263,939万円となっています。

表 4.2.7 工業の状況

市県名	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
市川市	206	6,446	36,312,966
船橋市	297	15,952	64,168,981
松戸市	314	10,437	33,439,990
柏市	252	8,753	26,274,845
八千代市	165	9,682	22,771,249
鎌ヶ谷市	97	2,032	3,215,219
印西市	50	1,298	2,164,850
白井市	148	3,880	13,915,839
小計	1,529	58,480	202,263,939
千葉県	5,101	200,718	1,387,432,982

注) 表中の数値は平成26年時点の数値である。

出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.1.7 商業の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における商業の状況は、表4.2.8に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の合計の事業所数は11,549事業所、従業者数は111,350人となっています。また、年間商品販売額については、352,302,001万円となっています。

表 4.2.8 商業の状況

市県名	事業所数			従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
	総数	卸売業	小売業		
市川市	2,075	374	1,701	18,495	58,751,783
船橋市	2,846	622	2,224	28,741	103,341,938
松戸市	2,265	489	1,776	19,942	61,196,247
柏市	2,242	568	1,674	22,508	79,004,750
八千代市	910	161	749	9,017	21,027,698
鎌ヶ谷市	446	69	377	4,132	7,687,385
印西市	502	77	425	5,620	13,862,582
白井市	263	66	197	2,895	7,429,618
小計	11,549	2,426	9,123	111,350	352,302,001
千葉県	35,950	7,674	28,276	322,671	1,062,583,606

注) 表中の数値は平成26年7月1日時点の数値である。

出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

## 4.2.2 土地利用の状況

### 4.2.2.1 土地利用の現況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における地目別土地面積は、表4.2.9に示すとおりです。

宅地の占める割合は、市川市、船橋市及び松戸市で40%以上、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市で30%以上、印西市で10%以上、白井市で20%以上となっています。

表 4.2.9 地目別土地面積

市名	地目	計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
市川市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	56,390	1,236	5,332	27,781	423	1,227	-	76	6,164	14,152
	割合(%)	100.0	2.2	9.5	49.3	0.8	2.2	-	0.1	10.9	25.1
船橋市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	85,620	2,414	10,563	41,049	2	3,089	22	23	10,164	18,293
	割合(%)	100.0	2.8	12.3	47.9	0.0	3.6	0.0	0.0	11.9	21.4
松戸市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	61,380	707	6,774	30,619	-	1,190	-	-	6,866	15,224
	割合(%)	100.0	1.2	11.0	49.9	-	1.9	-	-	11.2	24.8
柏市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	114,740	14,001	15,513	36,680	642	7,687	-	763	10,808	28,645
	割合(%)	100.0	12.2	13.5	32.0	0.6	6.7	-	0.7	9.4	25.0
八千代市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	51,390	5,846	7,141	17,113	-	3,830	4	85	5,085	12,286
	割合(%)	100.0	11.4	13.9	33.3	-	7.5	0.0	0.2	9.9	23.9
鎌ヶ谷市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	21,080	416	4,412	7,584	5	1,394	-	61	4,532	2,676
	割合(%)	100.0	2.0	20.9	36.0	0.0	6.6	-	0.3	21.5	12.7
印西市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	123,790	33,917	15,215	15,701	965	18,507	594	1,461	19,288	18,143
	割合(%)	100.0	27.4	12.3	12.7	0.8	15.0	0.5	1.2	15.6	14.7
白井市	面積 (1,000m <sup>2</sup> )	35,480	3,819	9,064	7,521	351	4,440	173	166	6,336	3,610
	割合(%)	100.0	10.8	25.5	21.2	1.0	12.5	0.5	0.5	17.9	10.2

注1) 表中の数値は、平成28年1月1日時点で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたものである。

注2) 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含む。

注3) 「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

注4) 端数処理の関係で合計と合わない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑(平成28年)」「平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ」

また、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の現況は図4.2.2に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺には、畑及び住宅用地等が多くみられます。



凡例

- |  |          |  |              |  |          |  |              |
|--|----------|--|--------------|--|----------|--|--------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 田            |  | 住宅用地     |  | その他の空き地、未舗装地 |
|  | 都県界      |  | 畑            |  | 商業用地     |  | 用途変更中土地      |
|  | 市区界      |  | 採草放牧地        |  | 工業用地     |  | 屋外利用地        |
|  |          |  | 荒地、耕作放棄地、低湿地 |  | 運輸施設用地   |  | 防衛用地         |
|  |          |  | 山林           |  | 公共用地     |  | 道路用地         |
|  |          |  | 河川、水面、水路     |  | 文教・厚生用地  |  | 鉄道           |
|  |          |  | 海浜、河川敷       |  | オープン施設用地 |  |              |

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部（平成 17 年 8 月 24 日）・佐倉（平成 10 年 9 月 1 日）」を使用したものである。  
 出典：「平成 28 年度都市計画基礎調査 土地利用現況調査」（千葉県県土整備部都市計画課）

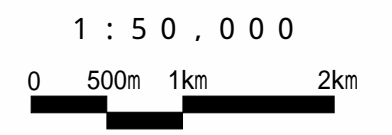
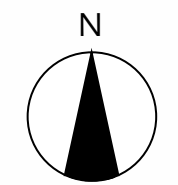


図 4.2.2 土地利用現況図



#### 4.2.2.2 都市計画の市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における「都市計画法」に基づく市街化区域、市街化調整区域及び用途地域等の指定の状況は、表4.2.10及び図4.2.3(1)、(2)に示すとおりです。

対象事業実施区域は、主に市街化調整区域に属しています。また、対象事業実施区域周辺は、主に第一種低層住居専用地域や第一種住居地域となっています。

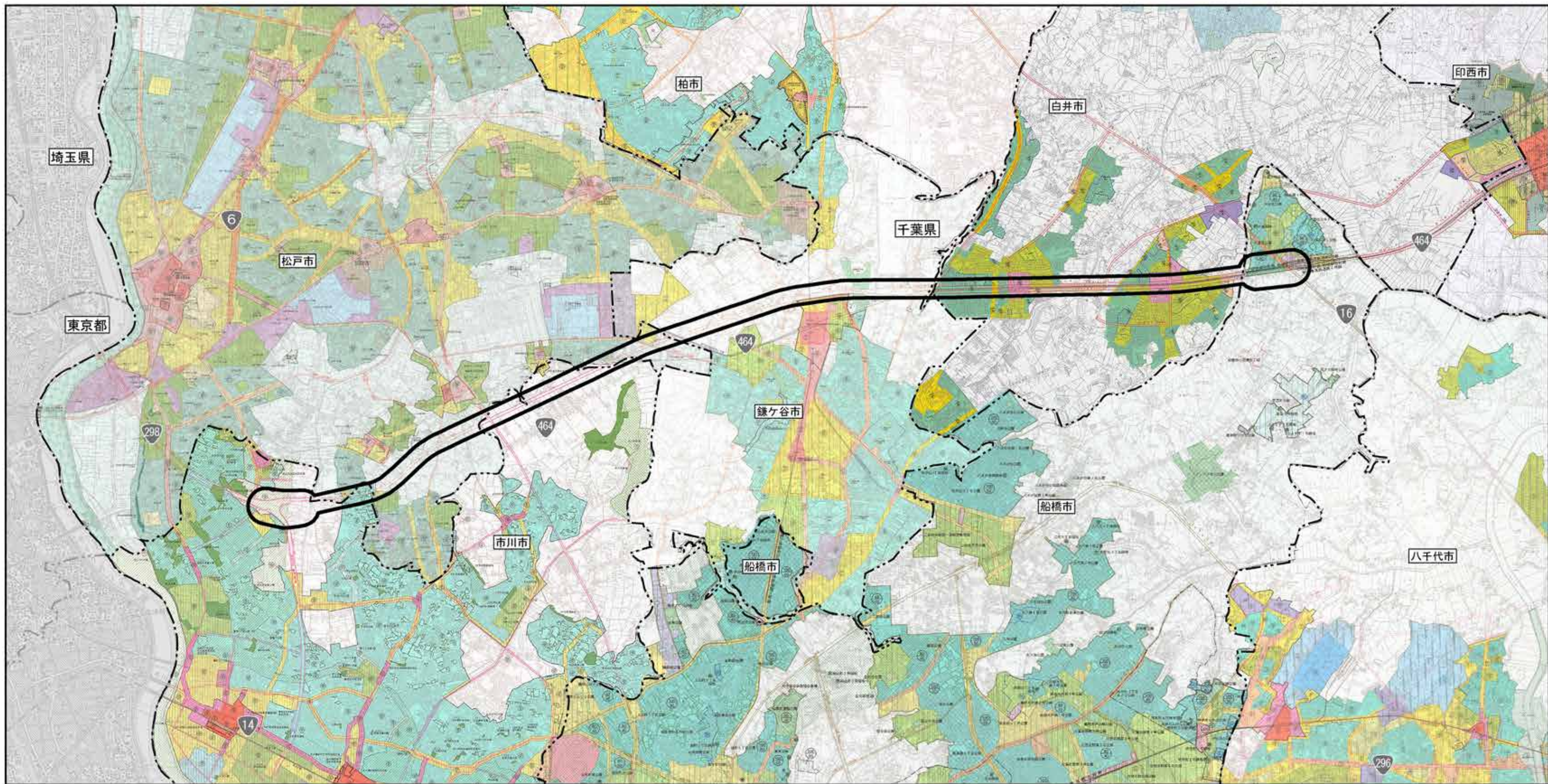
表 4.2.10 用途地域等の指定の状況

項目		市名								
		市川市	船橋市	松戸市	柏市	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市	
総面積 (ha)		5,639	8,562	6,138	11,474	5,139	2,108	12,379	3,548	
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	面積(ha)	1,408.0	1,768.0	1,837.0	2,649.0	986.0	567.0	631.0	306.0
		構成比(%)	25.0	20.6	29.9	23.1	19.2	26.9	5.1	8.6
	第二種低層住居専用地域	面積(ha)	28.0	-	31.0	21.0	1.7	-	-	-
		構成比(%)	0.5	-	0.5	0.2	0.0	-	-	-
	第一種中高層住居専用地域	面積(ha)	503.0	1,274.0	680.0	315.0	280.0	106.0	425.0	168.0
		構成比(%)	8.9	14.9	11.1	2.7	5.4	5.0	3.4	4.7
	第二種中高層住居専用地域	面積(ha)	206.0	9.8	43.0	15.0	59.0	-	22.0	27.0
		構成比(%)	3.7	0.1	0.7	0.1	1.1	-	0.2	0.8
	第一種住宅地域	面積(ha)	889.0	959.0	957.0	1,304.0	361.0	221.0	179.0	55.0
		構成比(%)	15.8	11.2	15.6	11.4	7.0	10.5	1.4	1.6
	第二種住宅地域	面積(ha)	28.0	188.0	237.0	218.0	110.0	61.0	111.0	34.0
		構成比(%)	0.5	2.2	3.9	1.9	2.1	2.9	0.9	1.0
	準住居地域	面積(ha)	-	66.0	63.0	166.0	34.0	5.0	-	6.2
		構成比(%)	-	0.8	1.0	1.4	0.7	0.2	-	0.2
	近隣商業地域	面積(ha)	117.0	88.0	145.0	111.0	69.0	29.0	91.0	39.0
		構成比(%)	2.1	1.0	2.4	1.0	1.3	1.4	0.7	1.1
	商業地域	面積(ha)	69.0	285.0	101.0	85.0	31.0	23.0	55.0	-
		構成比(%)	1.2	3.3	1.6	0.7	0.6	1.1	0.4	-
	準工業地域	面積(ha)	125.0	317.0	200.0	169.0	33.0	61.0	360.0	17.0
		構成比(%)	2.2	3.7	3.3	1.5	0.6	2.9	2.9	0.5
工業地域	面積(ha)	216.0	206.0	-	164.0	163.0	-	33.0	-	
	構成比(%)	3.8	2.4	-	1.4	3.2	-	0.3	-	
工業専用地域	面積(ha)	395.0	348.0	150.0	236.0	110.0	-	-	193.0	
	構成比(%)	7.0	4.1	2.4	2.1	2.1	-	-	5.4	
計	面積(ha)	3,984.0	5,508.8	4,444.0	5,453.0	2,237.7	1,073.0	1,907.0	845.2	
	構成比(%)	70.7	64.3	72.4	47.5	43.5	50.9	15.4	23.8	
市街化調整区域		面積(ha)	1,655	3,055	1,689	6,037	2,889	1,038	10,473	2,703
		構成比(%)	29.3	35.7	27.5	52.6	56.2	49.2	84.6	76.2




注1) 表中の数値は平成28年3月31日時点の数値である。

注2) 構成比は小数点第2以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

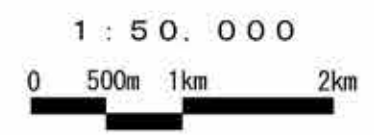
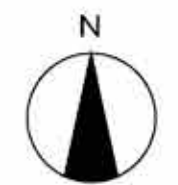
出典:「平成28年都市計画現況調査」(平成30年3月閲覧 国土交通省ホームページ)



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

- 出典：「市川都市計画図 1/12,500」(平成 29 年 10 月 市川市)  
 「船橋都市計画図 1/25,000」(平成 30 年 3 月 船橋市)  
 「松戸都市計画図 1/15,000」(平成 30 年 3 月 松戸市)  
 「柏都市計画図 1/25,000」(平成 29 年 4 月 柏市)  
 「八千代都市計画図 1/10,000」(平成 30 年 2 月 八千代市)  
 「鎌ヶ谷都市計画図 1/10,000」(平成 30 年 2 月 鎌ヶ谷市)  
 「印西都市計画図 1/15,000」(平成 28 年 1 月 印西市)  
 「白井市都市計画図 1/10,000」(平成 27 年 3 月 白井市)



この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部 (平成 17 年 8 月 24 日)・佐倉 (平成 10 年 9 月 1 日)」を使用したものである。

図 4.2.3(1) 用途地域等の指定状況図

凡 例

都市計画の種類	市川市	船橋市	松戸市	柏市	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市
第一種低層住居専用地域								
第二種低層住居専用地域								
第一種中高層住居専用地域								
第二種中高層住居専用地域								
第一種住居地域								
第二種住居地域								
準住居地域								
近隣商業地域								
商業地域								
準工業地域								
工業地域								
工業専用地域								
第一種高度地区								
第二種高度地区								
第三種高度地区								
高度利用地区								
特定街区								
防火地域								
準防火地域								
風致地区								
駐車場整備地区								
臨港地区								
生産緑地地区								
市街地再開発促進区域								
土地区画整理促進区域								
都市計画道路								
都市高速鉄道								
都市計画公園・緑地								
都市計画公共下水道区域								
土地区画整理事業区域								
新住宅市街地開発事業区域								
市街地再開発事業区域								
地区計画区域								
宅地区画工事規制区域								
市街化区域								
市街化調整区域								
特別緑地保全地区								
都市計画供給処理施設								
近郊緑地特別保全地区								
河川敷緑地								
墓園								
公共下水道ポンプ場								
公共下水道処理場								
公共下水道排水区域								
その他都市計画施設								
土地区画整理事業施行区域								
自転車駐車場								
重点地区								

出典：「市川都市計画図 1/12,500」（平成29年10月 市川市） 「船橋都市計画図 1/25,000」（平成30年3月 船橋市）  
 「松戸都市計画図 1/15,000」（平成30年3月 松戸市） 「柏都市計画図 1/25,000」（平成29年4月 柏市）  
 「八千代都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 八千代市） 「鎌ヶ谷都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 鎌ヶ谷市）  
 「印西市都市計画図 1/15,000」（平成28年1月 印西市） 「白井市都市計画図 1/10,000」（平成27年3月 白井市）

図 4.2.3(2) 用途地域等の指定状況図

#### 4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

##### 4.2.3.1 河川の利用の状況

対象事業実施区域と交差する河川の状況は、表 4.2.11に示すとおりです。

国分川は対象事業実施区域の西側、紙敷川、大津川、金山落は中央付近、神崎川、二重川は東側で交差しているものの、いずれの河川においても船舶等の航行などの水面利用はありません。

また、対象事業実施区域及びその周辺における主要な水面利用の場としては、図 4.1.16に示したとおり、国分川、二重川及び大津川等があげられます。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、主要な水面利用の場としての湖沼及び海域は存在しません。

表 4.2.11 河川の状況

名称	状況
国分川	洪水対策のための総合治水対策特定河川に指定されており、国分川分水路や国分川調整池の整備など、治水整備が行われている。
紙敷川	国分川の支流であり、下流域では河川改修及び調整池の整備等が行われている。
大津川	鎌ヶ谷市くぬぎ山駅付近を源流とし、周辺には畑や果樹園が多く分布している。
金山落	柏市と白井市の間に流れ手賀沼水系であり、一般国道 464 号との交差部では斜面林が連続した景観がみられる。
神崎川	印旛沼水系の河川であり、河川氾濫や道路冠水防止のために、河川改修が行われており、周辺には斜面緑地がみられる。
二重川	神崎川の支川であり、多自然型の護岸などによる河川改修が行われ、周辺には草木がみられる。

##### 4.2.3.2 上水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周辺の 8 自治体における上水道の整備の状況は、表 4.2.12に示すとおりです。

各自治体における上水道の普及率は、76.6%～99.8%程度となっています。

表 4.2.12 上水道の整備の状況

市名	項目 行政区域内総人口(人)	給水人口(人)			普及率 (%)
		総数	上水道	専用水道	
市川市	486,017	477,339	477,299	40	98.7
船橋市	627,073	616,513	612,929	3,584	98.7
松戸市	486,045	449,355	448,696	659	92.7
柏市	417,294	404,006	391,048	12,958	97.3
八千代市	193,855	193,167	191,884	1,283	99.8
鎌ヶ谷市	108,948	83,395	83,295	100	76.6
印西市	94,672	76,369	75,152	1,217	82.1
白井市	61,867	54,806	54,537	269	88.6

注1) 表中の行政区域内総人口は、平成27年時点の数値である。

注2) 表中の給水人口及び普及率は、平成27年3月31日現在の数値である。

出典：「千葉県統計年鑑(平成28年)」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.3.3 地下水の利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における地下水の揚水量の状況は、表 4.2.13 に示すとおりです。

地下水の揚水量は八千代市で 40,370m<sup>3</sup>/日と最も多く、稼働井戸本数は柏市で 213 本と最も多くなっています。

表 4.2.13 地下水の揚水量の状況

単位：m<sup>3</sup>/日

項目 市名	工場用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	稼働井戸本数 (本)
市川市	0	0	0	71	0	71	2
船橋市	413	1	6,000	5,957	0	12,371	60
松戸市	2,107	0	11,394	163	0	13,664	37
柏市	6,810	3,097	22,019	7,137	1,037	40,100	213
八千代市	7,405	415	27,344	4,823	383	40,370	138
鎌ヶ谷市	130	393	78	7	155	763	12
印西市	18	532	1,200	1,674	248	3,672	63
白井市	789	487	663	1,098	1	3,038	58

注) 地下水揚水量調査：工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律および千葉県環境保全条例の地下水採取許可を得ている井戸について、事業者から報告される地下水の採取量を集計したもの。

出典：「平成28年地下水揚水量調査結果」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.4 交通の状況

##### 4.2.4.1 鉄道の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における鉄道網は図 4.2.4に、駅別の1日平均乗車人員は表 4.2.14に示すとおりです。

対象事業実施区域と概ね並行して北総鉄道北総線があります。また、交差する鉄道としては、JR 武蔵野線、新京成電鉄新京成線、東武鉄道野田線及び北総鉄道北総線があります。




表 4.2.14 駅別1日平均乗車人員

路線名	駅名	乗車人員 (人)	路線名	駅名	乗車人員 (人)	
JR 武蔵野線	新八柱	24,300	東武野田線	高柳	6,772	
	東松戸	18,880		六実	7,718	
	市川大野	11,750		新鎌ヶ谷	19,520	
	船橋法典	18,222		鎌ヶ谷	11,380	
JR 常磐線	松戸	100,079		馬込沢	13,342	
	北松戸	21,006		矢切	3,825	
新京成電鉄	馬橋	24,981	北総鉄道北総線	北国分	3,973	
	高根公団	7,715		秋山	3,322	
	滝不動	3,932		東松戸	8,797	
	三咲	6,668		松飛台	2,378	
	二和向台	9,111		大町	810	
	鎌ヶ谷大仏	7,279		新鎌ヶ谷	10,838	
	初富	2,630		西白井	6,202	
	新鎌ヶ谷	16,602		白井	4,946	
	北初富	2,468		小室	1,861	
	くぬぎ山	3,510		京成電鉄	京成本線	国府台
	元山	9,400	市川真間			3,644
	五香	15,150	成田スカイ アクセス線	東松戸	1,928	
	常盤平	9,425		新鎌ヶ谷	2,103	
	八柱	22,438	流鉄流山線	馬橋	1,451	
	みのり台	4,282				
	松戸新田	3,193				
	上本郷	3,490				
松戸	53,332					

出典：「千葉県統計年鑑（平成28年）」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）

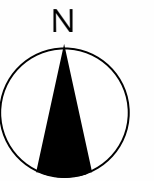


凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

 鉄道

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000 地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。  
 出典:「千葉県統計年鑑(平成28年)」「平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ」



1 : 50,000



図 4.2.4 鉄道網図

#### 4.2.4.2 自動車交通の状況

##### (1) 主要な道路網の分布

対象事業実施区域及びその周辺における主要道路網は、図 4.2.5に示すとおりです。

主要な道路としては、対象事業実施区域と一部区間並行する一般国道 464 号や対象事業実施区域の東端に一般国道 16 号があり、対象事業実施区域と交差する道路としては、一般国道 16 号のほかに、一般県道松戸原木線、主要地方道市川柏線、一般国道 464 号、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線、主要地方道船橋我孫子線及び主要地方道市川印西線等があります。

また、本対象道路である北千葉道路と JCT で結ばれる東京外環自動車道（埼玉県三郷市三郷南 IC ~ 千葉県市川市高谷 JCT）の約 15.5km 及び一般国道 298 号（一般国道 6 号 ~ 一般国道 357 号）の約 11.4km が平成 30 年 6 月 2 日に開通しています。

##### (2) 主要な道路網の利用状況

###### 道路交通センサス調査結果

対象事業実施区域及びその周辺における全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査（道路交通センサス調査）の調査結果は表 4.2.15に、調査区間は図 4.2.5に示すとおりです。

対象事業実施区域と並行する道路としては、一般国道 464 号があり、24 時間交通量は 10,770 台 ~ 47,289 台、大型車混入率は 13.3% ~ 18.2%となっています。



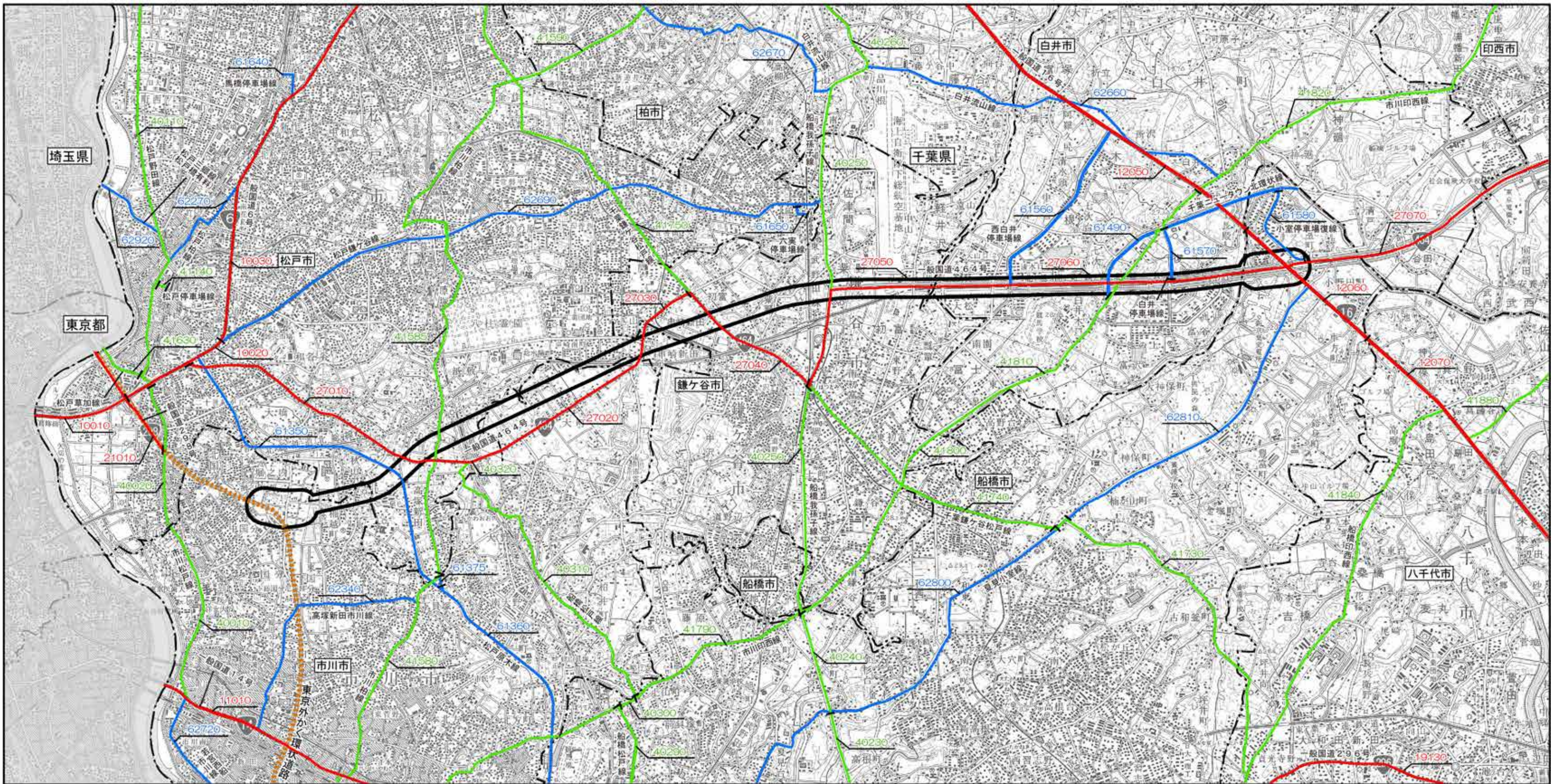
表 4.2.15 交通量調査結果（平成 27 年度）

路線名	交通量調査 単位区間 番号	24 時間 交通量 (台)	24 時間 大型車混入率 (%)	12 時間 交通量 (台)	12 時間 大型車混入率 (%)
一般国道 6 号	10010	44,626	19.2	29,359	18.2
	10020	57,758	22.2	37,999	22.7
	10030	44,183	20.1	29,068	19.6
一般国道 14 号	11010	33,350	9.2	21,116	9.6
一般国道 16 号	12050	42,415	35.4	27,542	33.4
	12060	45,203	32.4	30,135	33.8
	12070	44,713	32.0	30,009	27.3
一般国道 296 号	19130	29,915	14.1	21,996	12.6
一般国道 298 号	21010	17,071	35.3	11,613	34.1
一般国道 464 号	27010	13,292	18.2	9,994	19.1
	27020	20,209	15.8	15,195	15.7
	27030	23,406	16.2	17,467	16.1
	27040	10,770	13.3	8,159	12.7
	27050	31,164	14.6	22,102	11.6
	27060	35,113	14.4	24,555	10.7
	27070	47,289	14.6	33,069	10.9
市川松戸線	40010	13,201	27.2	10,001	31.0
	40020	16,879	37.2	10,174	33.9
松戸野田線	40110	19,316	18.8	14,415	19.7
船橋我孫子線	40230	20,555	20.7	14,895	21.2
	40240	14,180	18.0	10,582	18.5
	40250	11,717	15.4	8,810	15.2
	40260	15,185	17.5	11,417	17.9
船橋松戸線	40290	10,049	11.9	7,790	11.1
	40300	10,946	20.0	8,356	21.5
	40310	7,806	10.8	6,051	9.7
	40320	577	13.5	506	13.7
松戸停車場線	41140	7,398	19.2	5,735	20.6
市川柏線	41580	9,502	12.1	6,987	10.1
	41585	19,096	16.5	14,041	16.1
	41590	14,004	8.1	10,529	5.7
松戸草加線	41630	11,461	20.2	8,816	21.8
千葉鎌ヶ谷松戸線	41730	9,843	12.7	7,457	11.9
	41740	10,548	12.3	7,931	11.0
	41750	10,691	10.8	8,161	9.5
市川印西線	41790	14,278	16.1	10,817	16.4
	41800	17,346	16.9	13,141	17.4
	41810	15,226	15.5	11,535	15.6
	41820	7,245	18.2	5,573	19.3
船橋印西線	41840	12,775	20.6	9,605	22.3
	41880	18,143	14.7	13,641	14.4
松戸原木線	61350	17,960	19.0	13,403	20.0
	61360	26,753	28.3	15,970	30.6
	61375	37,373	25.9	22,246	26.5
千葉ニュータウン北環状線	61490	4,672	6.9	3,708	5.1
西白井停車場線	61560	6,100	9.4	4,766	8.1
白井停車場線	61570	8,324	7.1	6,453	4.9
小室停車場復線	61580	5,827	11.9	4,552	11.3
馬橋停車場線	61640	4,925	8.5	3,848	6.9
六実停車場線	61650	1,168	7.3	965	6.7
松戸柏線	62270	15,301	10.1	11,592	8.5
高塚新田市川線	62340	7,819	11.6	6,061	10.7
	62660	13,044	13.1	9,957	12.6
白井流山線	62670	15,580	10.8	11,803	9.4
松戸鎌ヶ谷線	62690	14,439	16.6	10,775	16.7
若宮西船市川線	62720	16,578	8.8	11,739	8.0
夏見小室線	62800	16,206	14.3	12,094	13.6
	62810	14,448	21.5	10,782	23.3
松戸三郷線（松戸橋有料）	62920	22,892	23.7	14,727	22.5

注 1) 12時間交通量とは昼間（7:00～19:00）における交通量である。

注 2) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典：「平成27年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」  
（平成30年3月閲覧 国土交通省ホームページ）

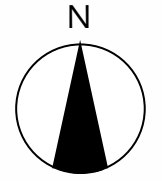


凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 00000 交通量調査単位区間番号
- 東京外かく環状道路(三郷南IC~高谷JCT):平成30年6月開通済

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。  
 出典:「平成27年度 全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査」(平成30年3月閲覧 国土交通省ホームページ)

図 4.2.5 主要道路網図



1 : 50,000  
 0 500m 1km 2km

## バス路線の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体におけるバス事業者は表 4.2.16(1)に、コミュニティバス一覧は表 4.2.16(2)に、バス路線は図 4.2.6に示すとおりです。

対象事業実施区域と交差するバス路線としては、京成バス、船橋新京成バス及び松戸新京成バス等があります。

表 4.2.16(1) バス事業者

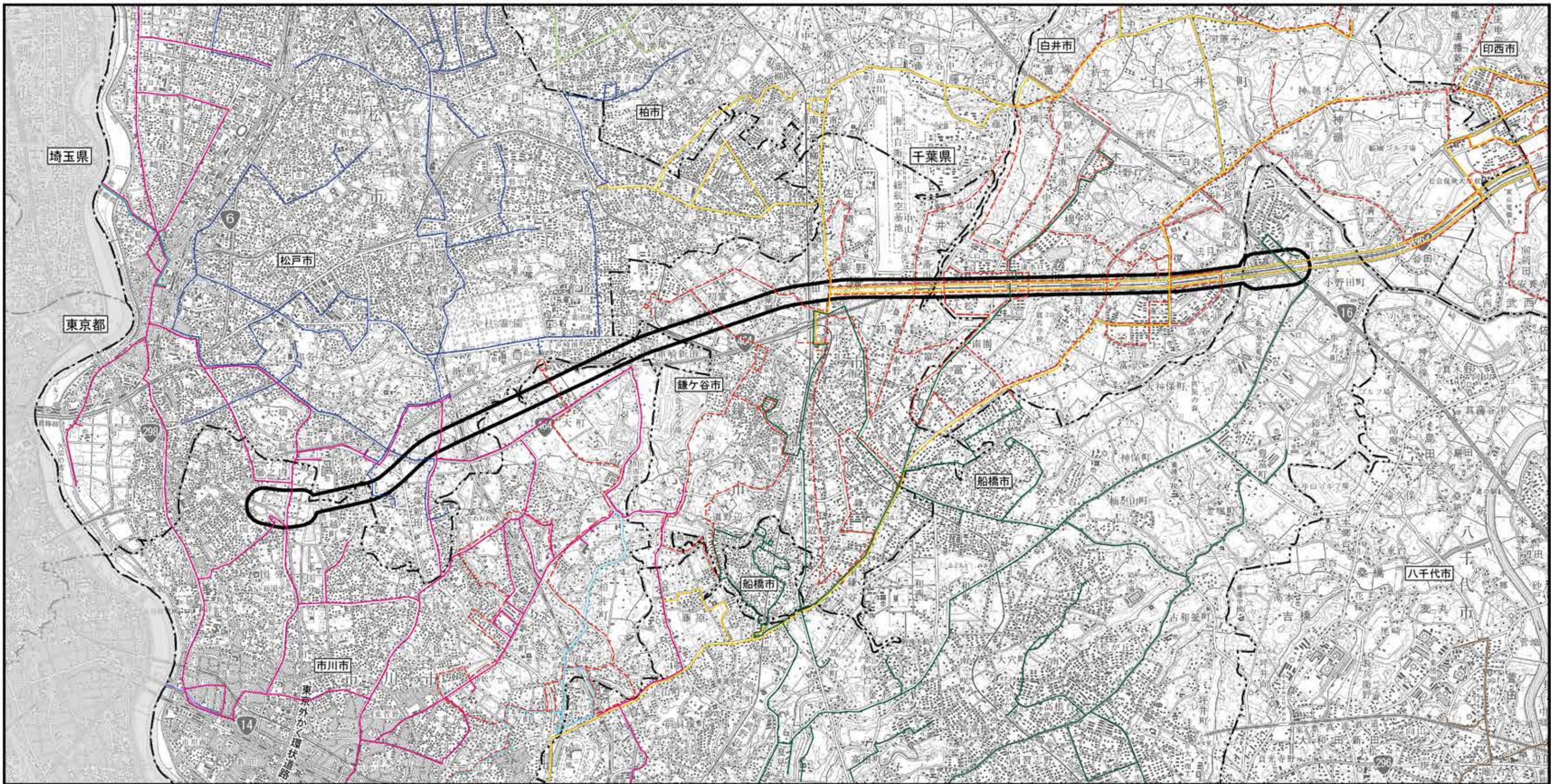
バス事業者名
京成バス株式会社
船橋新京成バス株式会社
松戸新京成バス株式会社
東武バスイースト株式会社
東洋バス株式会社
ちばレインボーバス株式会社
鎌ヶ谷観光バス有限会社
京成バスシステム株式会社

出典：「千葉県内乗合バス・ルートあんない'18～'19CHIBA No.10」  
(平成30年3月 一般社団法人千葉県バス協会)




表 4.2.16(2) コミュニティバス一覧












市名	愛称
市川市	コミュニティバス
鎌ヶ谷市	ききょう号
印西市	ふれあいバス
白井市	ナッシー号

出典：「千葉県内乗合バス・ルートあんない'18～'19CHIBA No.10」  
(平成30年3月 一般社団法人千葉県バス協会)



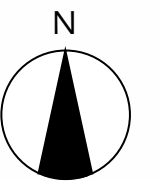
凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

-  京成バス
-  東武バスイースト
-  東洋バス
-  船橋新京成バス
-  松戸新京成バス
-  ちばレインボーバス
-  京成トランジットバス
-  京成バスシステム
-  東武バスセントラル
-  京成タウンバス
-  コミュニティバス

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000 地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。  
 出典：「千葉県内乗合バス・ルートあんない'18~'19CHIBA No.10」（平成30年3月 一般社団法人千葉県バス協会）

図 4.2.6 バス路線図



1 : 50,000



#### 4.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

##### 4.2.5.1 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境保全への配慮を要する施設、教育施設、病院等の状況は、表 4.2.17(1)～(7)及び図 4.2.7(1)～(5)に示すとおりです。

対象事業実施区域内の教育施設としてはアンデルセン幼稚園、鎌ヶ谷みどり幼稚園、大町小学校、保育園としては小室保育園、おおぞら保育園等があります。

また、対象事業実施区域内の福祉施設としては、医療法人社団泰正会グレースケア市川（介護老人保健施設）、プレミア東松戸（特別養護老人ホーム）、幸豊苑（特別養護老人ホーム）、コミュニティホームくぬぎ山（特別養護老人ホーム）、病院として医療法人社団一心会初富保健病院等があります。

表 4.2.17(1) 環境保全への配慮を要する施設<教育施設(1/3)>

区分	市名	施設名	住所	区分	市名	施設名	住所	
幼稚園	市川市	1	百合台幼稚園	曾谷6-10-1	幼稚園	56	聖ミカエル幼稚園	松戸1126
		2	アイリス幼稚園	北方2-29-9		57	専修大学松戸幼稚園	上本郷2-3621
		3	アンデルセン幼稚園	堀之内1-9-17		58	千駄堀榊幼稚園	千駄堀1865
		4	市川東学院三愛幼稚園	東国分1-20-12		59	榊幼稚園	常盤平2-31-2
		5	市川学園幼稚園	八幡5-1-10		60	高木幼稚園	五香8-1-9
		6	市川学園第2幼稚園	東菅野4-13-1		61	高塚幼稚園	高塚新田295-3
		7	市川聖マリア幼稚園	八幡3-19-12		62	高塚わかば幼稚園	高塚新田144
		8	いなほ幼稚園	国分3-4-12		63	常盤平幼稚園	常盤平2-21
		9	大町不二幼稚園	大町103		64	中和倉幼稚園	中和倉168
		10	共立幼稚園	新田4-15-27		65	八照幼稚園	八ヶ崎字向原1032-1
		11	国府台文化幼稚園	中国分3-6-24		66	ひので幼稚園	常盤平7-18-2
		12	国分幼稚園	曾谷5-32-18		67	二三ヶ丘幼稚園	二ツ木1692
		13	自然幼稚園	市川1-24-21		68	北部幼稚園	根本190
		14	浄光寺幼稚園	大野町3-1917		69	本源寺幼稚園	大橋766
		15	昭和学院幼稚園	宮久保1-3-8		70	牧の原榊幼稚園	牧の原2-5
		16	須和田幼稚園	須和田1-20-3		71	松戸いずみ幼稚園	上本郷2794
		17	曾谷幼稚園	曾谷1-4-1		72	松戸みどり幼稚園	仲井町1-32-1
		18	築葉根幼稚園	北方町4-2171		73	まるやま幼稚園	大橋372
		19	日出学園幼稚園	菅野2-21-12		74	みやこ幼稚園	松戸新田516
		20	富貴島幼稚園	八幡6-12-12		75	むつみ幼稚園	六高台3-50
		21	真間山幼稚園	真間4-9-1		76	明和幼稚園	稔台2-35-10
		22	宮久保幼稚園	宮久保6-7-2		77	矢切幼稚園	下矢切140
		23	わかたけ幼稚園	北方町4-1798		78	八柱幼稚園	千駄堀米葉1485-15
		24	若宮幼稚園	若宮3-53-4		79	さかしの幼稚園	柏市酒井根11-4
	25	英進幼稚園	みやぎ台3-10-10	80		沼南幼稚園	柏市高柳1364	
	26	金杉幼稚園	金杉3-6-1	81		晴山幼稚園	柏市しいの木台4-1-2	
	27	木戸脇幼稚園	高根台7-17-3	82		高柳台幼稚園	柏市高柳623-4	
	28	健伸幼稚園	丸山5-12-7	83		百合園幼稚園	柏市南増尾2-15-2	
	29	コスモス幼稚園	上山町3-512	84		米本幼稚園	八千代市米本1394-1	
	30	木の実幼稚園	坪井東4-7-1	85		若葉ナースリ・スクール幼稚園	八千代市大和田新田76-38	
	31	古和釜幼稚園	松が丘4-32-1	86		かまがや幼稚園	中央1-16-3	
	32	すずみ幼稚園	大穴南3-8-12	87		鎌ヶ谷さくら幼稚園	丸山2-11-1	
	33	清和幼稚園	前貝塚町645	88		鎌ヶ谷ひかり幼稚園	鎌ヶ谷6-7-38	
	34	第二船橋ひまわり幼稚園	金杉8-4-12	89		鎌ヶ谷ふじ第二幼稚園	西道野辺12-25	
	35	高根台文化幼稚園	高根台3-3-2	90		鎌ヶ谷ふじ幼稚園	東道野辺5-1-57	
	36	坪井幼稚園	坪井町133-1	91		鎌ヶ谷みどり幼稚園	粟野210	
	37	習志野台幼稚園	習志野台2-59-22	92		さつま幼稚園	佐津間893	
	38	日の丸幼稚園	馬込西2-17-11	93		東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園	東初富5-25-16	
	39	富士見幼稚園	高根台1-1-1	94		みちる幼稚園	東中沢3-5-1	
	40	二和ひつじ幼稚園	二和東6-23-21	95		きかり幼稚園	印西市木刈2-5	
	41	船橋いづみ幼稚園	習志野台6-11-22	96		白井幼稚園	根1827-27	
	42	みどり台幼稚園	緑台2-6	97		白井若葉幼稚園	堀込1-8	
	43	八木ヶ谷幼稚園	八木が谷2-18-1	98		まこと南山幼稚園	南山1-7-2	
	44	あさひ幼稚園	五香西1-19-2	99		宝幼稚園	根1363-2	
	45	いわさき幼稚園	西馬橋2-6-23	100		英幼稚園	大山口2-2-2	
	46	いわさき第二幼稚園	旭町2-300	101		まどか幼稚園	清水口3-22-1	
	47	かきのき幼稚園	三矢小台5-13-4					
	48	金ヶ作幼稚園	金ヶ作306-66	市川市		1	市川駅南口図書館	市川南1-10-1
	49	北丘幼稚園	五香7-19-1	船橋市		2	北図書館	二和東5-26-1
	50	北松戸さつき幼稚園	北松戸3-6	松戸市		3	県立西部図書館	千駄堀657-7
	51	さかえ幼稚園	栄町4-252	4		市立図書館	松戸2060	
	52	さつき幼稚園	金ヶ作145-1	八千代市		5	市立中央図書館	八千代市村上2510
	53	聖徳大学附属幼稚園	岩瀬550	6		市立緑ヶ丘図書館	八千代市緑ヶ丘3-1-7	
	54	聖徳大学附属第二幼稚園	小金原7-14	鎌ヶ谷市		7	市立図書館	中央1-8-35
	55	清風幼稚園	馬橋2547	白井市		8	市立図書館	復1148-8

表 4.2.17(2) 環境保全への配慮を要する施設<教育施設(2/3)>

区分	市名	施設名	住所	区分	市名	施設名	住所
小学校	市川市	1 市川小学校	市川2-32-5	小学校	松戸市	63 常盤平第二小学校	常盤平4-18
		2 真間小学校	真間4-1-1			64 常盤平第三小学校	常盤平西窪町25-1
		3 菅野小学校	菅野6-14-1			65 上本郷小学校	上本郷3620
		4 八幡小学校	八幡3-24-1			66 栗ヶ沢小学校	小金原7-16
		5 国分小学校	東国分2-4-1			67 松飛台小学校	五香西4-22-1
		6 大柏小学校	大野町2-1877			68 松ヶ丘小学校	松戸新田159
		7 宮田小学校	新田4-8-15			69 柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町111
		8 富貴島小学校	八幡6-10-11			70 古ヶ崎小学校	古ヶ崎4-3620-1
		9 若宮小学校	若宮3-54-10			71 六実小学校	六高台4-131
		10 国府台小学校	国府台5-25-4			72 八ヶ崎小学校	八ヶ崎6-53-1
		11 平田小学校	平田3-28-1			73 梨香台小学校	高塚新田512-13
		12 宮久保小学校	宮久保5-7-1			74 寒風台小学校	松戸新田316-25
		13 曾谷小学校	曾谷7-18-1			75 河原塚小学校	河原塚47-1
		14 中国分小学校	中国分1-22-1			76 牧野原小学校	牧の原435-1
		15 大町小学校	大町84-10			77 旭町小学校	旭町1-20-2
		16 北方小学校	北方町4-1356-1			78 和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷1085
		17 百合台小学校	曾谷6-10-1			79 金ヶ作小学校	金ヶ作317
		18 柏井小学校	柏井町1-1149-1			80 八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎3-3-1
		19 大洲小学校	大洲4-18-1			81 六実第二小学校	六実2-34-1
		20 大野小学校	南大野1-42-1			82 貝の花小学校	小金原8-10
		21 稲越小学校	稲越町518-2			83 松飛台第二小学校	松飛台59
		22 日出学園小学校	菅野3-23-1			84 上本郷第二小学校	上本郷2677
		23 昭和学院小学校	東菅野2-17-1			85 大橋小学校	二十世紀が丘梨元町32
		24 国府台女子学院小学校	菅野3-24-1			86 六実第三小学校	六高台3-141
	25 法典小学校	藤原5-2-1	87 東松戸小学校		紙敷1-19-1		
	26 塚田小学校	前貝塚町600	88 聖徳大学附属小学校		秋山600		
	27 高根小学校	高根町2895	89 土南部小学校		新逆井1-10-1		
	28 三咲小学校	二和東5-39-1	90 酒井根小学校		酒井根19-2		
	29 豊富小学校	豊富町1	91 酒井根西小学校		酒井根662-1		
	30 高根台第二小学校	高根台5-2-1	92 逆井小学校		逆井452-2		
	31 習志野台第一小学校	習志野台2-51-1	93 風早南部小学校		藤ヶ谷新田111-2		
	32 法典東小学校	丸山5-25-1	94 高柳小学校		高南台3-14-12		
	33 高郷小学校	西習志野1-47-1	95 高柳西小学校		しいの木台3-2		
	34 古和金小学校	松が丘3-42-1	96 睦小学校		桑納176		
	35 習志野台第二小学校	習志野台5-43-1	97 米本小学校		米本1386-6		
	36 金杉台小学校	金杉台2-1-7	98 米本南小学校		米本2301		
	37 大穴小学校	大穴南2-7-1	99 大和田西小学校		大和田新田409-3		
	38 高根東小学校	新高根1-17-1	100 新木戸小学校		緑が丘2-4		
	39 高根台第三小学校	高根台1-4-1	101 萱田小学校		ゆりのき台6-20		
	40 八木が谷小学校	八木が谷2-3-1	102 萱田南小学校		ゆりのき台3-7-3		
	41 坪井小学校	坪井町747-1	103 みどりが丘小学校		吉橋2357		
	42 行田西小学校	行田3-4-1	104 鎌ヶ谷小学校		中央2-1-1		
	43 丸山小学校	丸山4-43-1	105 南部小学校		中沢726-41		
	44 八木が谷北小学校	八木が谷4-13-1	106 北部小学校		粟野735		
	45 大穴北小学校	大穴北1-7-1	107 東部小学校		鎌ヶ谷8-3-11		
	46 金杉小学校	金杉8-10-1	108 西部小学校		初富110		
	47 二和小学校	二和東1-9-11	109 中部小学校		道野辺中央3-12-3		
	48 小室小学校	小室町899	110 初富小学校		東初富1-20-1		
	49 咲が丘小学校	咲が丘1-22-1	111 道野辺小学校		東道野辺5-5-1		
	50 法典西小学校	上山町1-111-5	112 五本松小学校		南初富1-16-1		
	51 千葉日本大学第一小学校	習志野台8-34-2	113 木刈小学校		木刈2-6		
	52 中部小学校	松戸2062	114 小倉台小学校		小倉台2-3		
	53 東部小学校	高塚新田382-1	115 白井第一小学校		根105		
	54 北部小学校	根本217	116 白井第二小学校		中181-2		
	55 相模台小学校	岩瀬434-2	117 白井第三小学校		根336-15		
	56 南部小学校	小山148	118 大山口小学校		大山口2-2-1		
	57 矢切小学校	中矢切540	119 清水口小学校		清水口2-3-1		
	58 高木小学校	金ヶ作120	120 南山小学校		南山1-7-1		
	59 高木第二小学校	五香4-18-1	121 七次台小学校		七次台3-17-1		
	60 馬橋小学校	西馬橋1-12-1	122 池の上小学校		池の上2-21		
	61 常盤平第一小学校	常盤平7-1	123 桜台小学校		桜台3-28		
	62 稔台小学校	稔台2-36-1					

表 4.2.17(3) 環境保全への配慮を要する施設 < 教育施設 (3/3) >

区分	市名	施設名	住所	区分	市名	施設名	住所
中学校	市川市	1 第一中学校	国府台2-7-1	高等学校	市川市	1 市川工業高等学校	平田3-10-10
		2 第二中学校	須和田2-34-1			2 国府台高等学校	国府台2-4-1
		3 第三中学校	豊谷3-2-1			3 国分高等学校	稲越町310
		4 第五中学校	大野町3-1993			4 市川東高等学校	北方町4-2191
		5 下貝塚中学校	下貝塚3-13-1			5 市川南高等学校	東国分1-1-1
		6 東国分中学校	東国分3-5-1			6 昭和学院高等学校	東菅野2-17-1
		7 国府台女子学院中学校	菅野3-24-1			7 市川高等学校	本北方2-38-1
		8 日出学園中学校	菅野3-23-1			8 和洋国府台女子高等学校	国府台2-3-1
		9 昭和学院中学校	東菅野2-17-1			9 日出学園高等学校	菅野3-23-1
		10 市川中学校	本北方2-38-1			10 千葉商科大学付属高等学校	中国分2-10-1
		11 和洋国府台女子中学校	国府台2-3-1			11 国府台女子学院高等部	菅野3-24-1
	12 法田中学校	藤原7-46-1	12 不二女子高等学校		八幡4-5-7		
	13 御滝中学校	金杉6-5-1	13 船橋東高等学校		芝山2-13-1		
	14 高根台中学校	高根台3-3-1	14 船橋啓明高等学校		旭町333		
	15 豊富中学校	豊富町12	15 船橋二和高等学校		二和西1-3-1		
	16 金杉台中学校	金杉台1-2-18	16 船橋古和釜高等学校		古和釜町586		
	17 古和釜中学校	松が丘3-69-1	17 船橋法典高等学校		藤原4-1-1		
	18 高根中学校	新高根1-17-2	18 船橋豊富高等学校		豊富町656-8		
	19 八木が谷中学校	八木が谷2-9-1	19 船橋北高等学校		神保町133-1		
	20 小室中学校	小室町898	20 日本大学習志野高等学校		習志野台7-24-24		
	21 大穴中学校	大穴南3-19-2	21 東京学館船橋高等学校		豊富町577		
	22 坪井中学校	坪井東1-24-1	22 松戸高等学校		中和倉590-1		
	23 旭中学校	旭町2-23-1	23 松戸国際高等学校		五香西5-6-1		
	24 第一中学校	岩瀬587	24 松戸南高等学校		紙敷1199		
	25 第二中学校	小山685	25 松戸六美高等学校		六高台5-150-1		
	26 第三中学校	馬橋2080	26 松戸向陽高等学校		秋山682		
	27 第四中学校	五香西1-6-1	27 松戸馬橋高等学校		旭町1-7-1		
	28 第五中学校	高塚新田380	28 専修大学松戸高等学校		上本郷2-3621		
	29 第六中学校	千駄堀1341	29 聖徳大学附属女子高等学校		秋山600		
	30 常盤平中学校	常盤平7-25	30 柏陵高等学校		逆井444-1		
	31 栗ヶ沢中学校	小金原9-25	31 沼南高柳高等学校		高柳995		
	32 六美中学校	六高台5-166-1	32 八千代西高等学校		吉橋2405-1		
	33 古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515-1	33 秀明八千代高等学校		桑橋803		
	34 牧野原中学校	五香西4-39-1	34 鎌ヶ谷高等学校		東道野辺1-4-1		
	35 河原塚中学校	河原塚190	35 鎌ヶ谷西高等学校		初富284-7		
	36 金ヶ作中学校	金ヶ作341-15	36 白井高等学校		池の上1-8-1		
	37 和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷1338-1	大学		市川市	1 東京医科歯科大学 (国府台キャンパス)	国府台2-8-30
	38 旭町中学校	旭町1-150				2 千葉商科大学	国府台1-3-1
	39 聖徳大学附属女子中学校	秋山600				3 和洋女子大学	国府台2-3-1
	40 専修大学松戸中学校	上本郷2-3621				4 昭和学院短期大学	東菅野2-17-1
	41 南部中学校	柏市南増尾6-16-1				5 日本大学(理工学部)	習志野台7-24-1
	42 逆井中学校	柏市逆井555				6 日本大学(薬学部)	習志野台7-7-1
	43 高柳中学校	柏市高南台1-1-1				7 日本大学短期大学部	習志野台7-24-1
	44 睦中学校	島田台756				8 聖徳大学	岩瀬550
	45 大和田中学校	豊田町645				9 日本大学(松戸歯学部)	栄町西2-870-1
	46 萱田中学校	ゆりのき台7-8-1				10 聖徳大学短期大学部	岩瀬550
	47 秀明大学学校教師学部附属 秀明八千代中学校	桑橋803	八千代市		11 秀明大学	大学町1-1	
	48 鎌ヶ谷中学校	富岡1-2-1	印西市		12 東京電機大学	印西市武西学園台2-1200	
	49 第二中学校	東道野辺4-19-26	特別支援学校		市川市	1 市川市立須和田の丘支援学校 稲越校舎	稲越町518-2
	50 第三中学校	粟野450				2 筑波大附属聴覚特別支援学校	国府台2-2-1
	51 第四中学校	中沢1024-1				3 市川市立須和田の丘支援学校	須和田2-34-1
	52 第五中学校	初富806-262				4 特別支援学校 市川大野高等学校	大野町4-2274
	53 木刈中学校	木刈2-1				5 つくし特別支援学校	金ヶ作292-2
	54 白井中学校	根54				6 松戸特別支援学校	栗ヶ沢784-17
	55 大山口中学校	大山口2-1-1				7 矢切特別支援学校	中矢切54
	56 南山中学校	南山1-6-1				8 船橋夏見特別支援学校	夏見台5-6-1
	57 七次台中学校	七次台1-21-1				9 船橋市立船橋特別支援学校	金堀町349-1
	58 桜台中学校	桜台3-27				10 船橋市立船橋特別支援学校 高根台校舎	高根台2-1-1
		11 船橋特別支援学校		上山町3-507			
		八千代市	12 八千代特別支援学校	吉橋3088-4			

出典：「平成29年版教育便覧」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「私立幼稚園名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「千葉県内公共図書館一覧」(平成30年3月閲覧 千葉県立図書館ホームページ)  
 「私立小学校名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「私立中学校名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「私立高等学校名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「公立義務教育学校」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)



表 4.2.17(4) 環境保全への配慮を要する施設<保育園・認定こども園>

区分	市名	施設名	住所	区分	市名	施設名	住所
保育園	市川市	1 平田保育園	平田1-20-16	保育園	松戸市	92 二十世紀ヶ丘保育所	二十世紀ヶ丘戸山町73
		2 北方保育園	北方1-12-1			93 松ヶ丘保育所	松戸新田554-2
		3 若宮保育園	若宮3-7-6			94 松飛台保育所	五香西4-44-1
		4 富貴島保育園	八幡6-14-19			95 古ヶ崎第二保育所	古ヶ崎1-2994-2
		5 中国分保育園	中国分2-13-1			96 貝の花保育園	小金原8-11-1
		6 新田保育園	新田3-21-1			97 馬橋保育園	三ヶ月1534
		7 曾谷保育園	曾谷7-28-15			98 小羊保育園	上矢切113
		8 市川南保育園	市川南4-1-15			99 第一平和保育園	岩瀬608-6
		9 本北方保育園	本北方2-40-23			100 第二平和保育園	松戸1394
		10 菅野保育園	菅野4-12-16			101 稔台保育園	稔台2-12-1
		11 新田第二保育園	新田2-1-24			102 松戸ミドリ保育園	仲井町1-32-6
		12 大野保育園	南大野2-4-5			103 子すずめ保育園	日暮1-8-4
		13 大野保育園分園	南大野1-42-1			104 金ヶ作保育園	金ヶ作306
		14 市川保育園	市川2-24-12			105 八景台保育園	松戸新田605-58
		15 園府台保育園	園府台2-9-13			106 上本郷保育園	上本郷2292
		16 さかえ保育園	北園分1-12-23			107 つばみ保育園	上矢切1101-2
		17 つくし保育園	東園分1-21-22			108 いわさき保育園	西馬橋3-49-2
		18 まきは保育園	須和田1-29-15			109 三空保育園	金ヶ作216-10
		19 百合台保育園	曾谷3-11-1			110 若芝保育園	小金原8-19-20
		20 柏井保育園	柏井町2-718-3			111 けやきの森保育園	中和倉331
		21 花の子保育園	大野町3-1668-1			112 松戸南保育園	小山523-5
		22 さくらんぼ保育園	市川南2-6-22			113 松戸南保育園分園	小山523-5
		23 かいつか保育園	貝塚3-9-3			114 松戸ひばり保育園	西馬橋1-28-16
		24 風の谷保育園	北園分4-10-3			115 六高台保育園	六実6-13-2
		25 市川キッズステーション	市川南1-10			116 こうぜん保育園	六実5-1-1-1
		26 市川大野ナーサリー	大野町3-1438-1			117 グローバリーキッズ	高塚新田450-11
		27 小学館アカデミーいちかわ南保育園	市川南3-13-12			118 東松戸保育園	紙敷3-8-11
		28 こうぜん保育園市川	南大野2-23-11			119 祐和保育園	紙敷1194-4
		29 ありのみ保育園	下貝塚1-3-23			120 保育園まぼうのたから	本町13-9
		30 保育園ルームフェリーチェ京成八幡園	八幡3-25-12			121 梨の花保育園	高塚新田488-10
		31 北園分駅前しゃりっこ保育園	堀之内3-18-25			122 こすもす保育園	栄町3-1-109
		32 MilkyWayInternationalNurserySchool市川校	新田5-6-23			123 音のゆりかご保育園	東松戸1-2-34
		33 K'sGarden真間駅前保育園	真間1-12-4			124 秋山・学びの保育園	秋山2-5-1
		34 刈りボンス市川ルーム	平田1-14-23			125 和名ヶ谷ひまわり保育園	和名ヶ谷1104-1
		35 キャリー保育園本八幡	東菅野1-18-8			126 五香子すずめ保育園	五香2-35-8
		36 聖和保育園	新田5-4-2			127 桜花保育園	東松戸2-16-4
		37 宮久保育園	宮久保3-17-10			128 保育園まぼうのつばさ	根本12-16
		38 そらまめ保育園市川大野	奉免町116-2			129 東連ワールドキッズ	紙敷1-38-8
		39 八幡南保育園	平田3-4-14			130 和ほいくえん	秋山字向山45-2
		40 市川かえで保育園	菅野5-10-1			131 第三平和保育園	小根本161-3
		41 童夢ガーデン市川	市川南4-2-19			132 ゆめのみ保育園	西馬橋蔵元町134-1
		42 そらまめ保育園市川駅前	市川南1-9-29			133 常盤駅前ナーサリースクール	常盤平3-1-1
		43 ミルキーホーム東菅野園	東菅野2-19-2			134 ケヤキズ保育園	古ヶ崎1-3073
		44 北園分駅前第二しゃりっこ保育園	堀之内3-26-31			135 みなみ高柳保育園	高柳1337-2
	45 若葉保育園	藤原7-41-1	136 柏さかさい保育園		逆井1377-1		
	46 夏見第二保育園	夏見台4-1-1	137 ニチキッズ逆井みなみ保育園		逆井5-15-19		
	47 高根保育園	新高根4-19-2	138 咲さく良保育園		高柳2-6-4		
	48 金杉台保育園	金杉台1-1-6	139 土南部保育園		逆井1305-2		
	49 二和保育園	二和東5-50-1	140 高柳保育園		高柳1503-9		
	50 習志野台第一保育園	習志野台2-50-3	141 高柳西保育園		しいの木台5-31-2		
	51 習志野台第二保育園	習志野台6-7-1	142 明優保育園		大和田新田59-107		
	52 高根台保育園	高根台2-2-2	143 睦北保育園		島田1004		
	53 緑台保育園	緑台2-4-11	144 ゆりのき台保育園		ゆりのき台3-7-1		
	54 小室保育園	小室町3305	145 若葉高津保育園		大和田新田76-3		
	55 ひばり保育園	松が丘1-33-4	146 みつわなよし保育園		大和田新田469-359		
	56 杉の子保育園	新高根3-8-1	147 緑が丘はくみの杜保育園		緑が丘西3-17		
	57 あすなろ保育園	二和西2-6-1	148 ソレイユナーサリーゆりのき台		ゆりのき台3-11-1		
	58 たかね台ベビーホーム	高根台1-9-23-201	149 ベビーエンゼル八千代中央		ゆりのき台2-1-1		
	59 まこと保育園	神保町275-34	150 道野辺保育園		道野辺中央5-7-10		
	60 三咲小鳩保育園	三咲3-6-2	151 粟野保育園		粟野740		
	61 てまり保育園	藤原5-4-39	152 南初富保育園		東初富2-6-50		
	62 アンデルセン保育園	習志野台7-8-21	153 鎌ヶ谷保育園		鎌ヶ谷6-8-26		
	63 やまびこ保育園	咲が丘2-11-5	154 ふじのこ保育園		初富82-1		
	64 かめめ保育園	新高根6-43-3	155 りすのこ園(ふじのこ保育園分園)		道野辺本町2-1-28		
	65 ローラス保育園	藤原5-23-2	156 おおぞら保育園		初富354-1		
	66 船橋おおぞら保育園	三咲3-12-55	157 まるやま保育園		丸山2-11-28		
	67 船橋おおぞら保育園分園	二和東6-16-10	158 鎌ヶ谷ピコレール保育園		鎌ヶ谷1-13-3		
	68 なないろ保育園	行田1-39-5	159 グローバルキッズ鎌ヶ谷園		富岡1-1-3		
	69 まこと保育園分園	習志野台2-73-9	160 たかし保育園新鎌ヶ谷		初富919-15		
	70 ローゼンかみやま保育園	上山町2-288-1	161 たかし保育園鎌ヶ谷大仏		鎌ヶ谷5-8-55		
	71 こでまり保育園	藤原2-2-22	162 木刈保育園		木刈6-23		
	72 美しが丘保育園	坪井東5-18-30	163 エンジェルハート保育園		武西1269-1		
	73 高根台グリーンキティ保育園	高根台2-10-5	164 清水口保育園		清水口2-8-1		
	74 アボロンの丘	習志野台2-59-22	165 南山保育園		南山1-7-1		
	75 ナーサリー木の葉	坪井東4-7-60	166 桜台保育園		桜台2-9		
	76 丸山旭保育園	丸山5-33-25	167 白井保育園		白井429		
	77 あまねの杜保育園	行田2-9-10	168 ひまわり保育園		折立618-10		
	78 船橋光の子保育園	丸山1-3-3	169 はなぶさ保育園		大山口2-2-4		
	79 船橋法典すきっぷ保育園	藤原1-3-10	170 白井ふじ保育園		富士239-1		
	80 あいあい保育園 船橋法典園	上山町1-223-4	171 こざくら保育園		根1832-1		
	81 太陽の子塚田保育園	行田町352-5	市川市		1 風の谷こども園	北園分4-10-3	
	82 北松戸保育所	上本郷3870	船橋市		2 船橋旭こども園	夏見台5-7-13	
	83 ときわ平保育所	常盤平西窪町11-7	3 輝きの森幼児舎		紙敷1080-1		
	84 小金原保育所	小金原6-4-2	4 松戸認定子ども園		常盤平2-31-2		
	85 梨香台保育所	高塚新田494-9	5 はなみずきこども園		常盤平3-25-2		
	86 六実保育所	六高台1-40	6 東京認定こども園		牧の原2-5		
	87 牧の原保育所	牧の原2-73	7 野菊野こども園		野菊野5		
	88 馬橋西保育所	西馬橋広手町123	8 認定こども園若葉高津保育園		大和田新田76-18		
	89 古ヶ崎保育所	古ヶ崎4-3617	9 認定こども園若葉ナースリ・スクール		大和田新田76-38		
	90 古ヶ崎保育所分園	古ヶ崎4-3620-1	白井市		10 認定こども園はなぶさ保育園	大山口2-2-2	
	91 八柱保育所	日暮4-5-2					

出典:「市町村別保育施設一覧」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「認可保育所等一覧」(平成30年3月閲覧 船橋市ホームページ)  
 「市内の認可保育園一覧」(平成30年3月閲覧 柏市ホームページ)  
 「認定こども園一覧」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

表 4.2.17(5) 環境保全への配慮を要する施設<福祉施設(1/2)>

区分	市名	No.	施設名	住所	区分	市名	No.	施設名	住所	
福祉施設	養護老人ホーム				福祉施設	介護老人保健施設				
	市川市	1	市川市いこい荘	大町521		船橋市	75	船橋ケアセンター	高野台5-741-6	
	特別養護老人ホーム						76	みさきの郷	三咲4-23-15	
	市川市	2	やわらぎの郷	大町438-2			77	千葉徳洲苑	大穴北7-22-1	
		3	市川あさひ荘	大町537			78	大穴さくら苑	大穴北8-41-1	
		4	太陽と緑の家	大町552			79	ロータスケアセンター	藤原5-23-1	
		5	サンライズ市川	大町79-2			80	ふなばし光陽	豊富町644-12	
		6	いちかわ翔裕園	柏井町1-1076			地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)			
		7	ナーシングホーム市川	柏井町4-310			船橋市	81	たか音の社	高根台2-10-30
		8	市川ヒルズ	柏井町4-312				82	船橋美寿苑	大穴北4-25-15
		9	清山荘	柏井町4-314				83	三咲館	南三咲3-27-1
		10	レガレ市川	柏井町4-315		養護老人ホーム				
		軽費老人ホーム				松戸市	84	親愛荘	和名ヶ谷1258-1	
	市川市	11	曾谷カネツカケアハウス	曾谷2-26-3		特別養護老人ホーム				
		12	ユリダイ	曾谷5-27-3		松戸市	85	陽光苑	旭町2-238	
		13	三愛ケアハウス	柏井町3-650			86	秋桜	栄町西3-1036-2	
		14	ケアハウス市川	柏井町4-306-1			87	南花園	河原塚102-8	
	有料老人ホーム						88	あすなろ	金ヶ作139-10	
	市川市	15	オアソ市川	稲越町57-1			89	やわら木苑	金ヶ作277	
		16	ハッピーニューライフ市川真間	市川2-27-10			90	明尽苑	金ヶ作296-1	
		17	ライフ&シニアハウス市川	市川南1-1-1			91	ひまわりの丘(ユニット型)	五香西5-19-8	
		18	生活クラブ風の村きなりの街すわた	須和田1-23-4			92	ひまわりの丘(従来型)	五香西5-19-8	
		19	プレジールヴィラ市川 武番館	須和田2-17-4			93	松戸愛光園	高塚新田128-8	
		20	プレジールヴィラ市川	須和田2-17-6			94	第二南花園	紙敷1186-8	
		21	信合市川	曾谷5-7-17			95	第二南花園(個室ユニット型)	紙敷1186-8	
		22	つばさハウス	曾谷6-3-1			96	プレミア東松戸	紙敷297-2	
		23	アイホーム市川まつひ台	大町558			97	東松戸ヒルズ	紙敷1065-4	
		24	リアンレヴ市川	大町563, 564			98	なでしこ(ユニット型)	中矢切259-1	
		25	我が家中国分	中国分3-11-8		99	なでしこ(従来型)	中矢切259-1		
		26	ウエルビア市川	柏井町1-1073		100	まんさくの里	八ヶ崎2-15-1		
		27	アガベ市川有料老人ホーム	柏井町4-326-4		101	松寿園(ユニット型)	六高台2-19-2		
		28	イリーゼ市川・別邸	北園分2-32-5		102	松寿園(従来型)	六高台2-19-2		
		29	ハッピーニューライフ市川北方	北方町4-1779-4		103	親愛の丘	和名ヶ谷1258-1		
		30	イリーゼ市川	本北方3-12-8		104	緑風園	和名ヶ谷1484		
	介護老人保健施設					軽費老人ホーム				
	市川市	31	医療法人社団泰正会グレースケア市川	大町43-3		松戸市	105	ケアハウスサンシャイン	旭町2-270-1	
32		葵の園・市川	大野町3-2128-1	106	あすなろ		金ヶ作138			
33		市川市ゆうゆう	柏井町4-229-4	107	サンセットホーム		日暮4-7-7			
34		つばさくらぶ	柏井町4-296-2	108	馬橋ケアハウスなでしこ		馬橋1435-8			
35		ハートケア市川	奉免町59-2	有料老人ホーム						
36		サンシルバー市川	北方町4-1460	109	グレースメイト松戸	旭町1-193				
福祉施設				福祉施設						
福祉施設	養護老人ホーム				福祉施設	特別養護老人ホーム				
	船橋市	37	養護老人ホーム豊寿園	金堀町195		船橋市	110	秋桜ヴィレッジ	栄町西3-1045	
	特別養護老人ホーム						111	あさひガーデン松戸	栄町西3-1066	
	船橋市	38	みやぎ台南生苑	みやぎ台4-18-1			112	シーハーツ松戸	河原塚101-3	
		39	ふなばし翔裕園(10月開設予定)	旭町4-19-30			113	介護専用サンセット豊夢	河原塚146-1	
		40	船橋あさひ苑	旭町4-9-1			114	松戸めいせい	河原塚258-13	
		41	ブレーグ船橋	金堀町195			115	アイホームまつど中央	岩瀬595-1	
		42	南生苑	古和釜町430-1			116	パークヴィラ陽春館	金ヶ作115-1	
		43	船橋百寿苑	古和釜町791-1			117	あすみ苑グランデ常盤平	金ヶ作237-3	
		44	古和釜恵の郷	古和釜町871-2			118	秋桜ヴィレッジ古ヶ崎	古ヶ崎3-3294	
		45	船橋愛弘園	高根台3-10-1			119	なごやかレジデンス松戸胡録台	胡録台115-1	
		46	船橋梨香園	車方町541-2			120	有料老人ホームきつな	五香1-5-30A	
		47	アグリ・ケアホームいこいの森	大神保町700-5			121	そんぼの家松戸五香	五香3-25-4	
		48	つばい愛の郷	坪井町146-1			122	応援家族松戸	五香4-22-116	
		49	ローゼンヴィラ藤原	藤原8-17-3			123	ときわ苑	五香西5-30-3	
		50	ローゼンヴィラ藤原(ユニット型)	藤原8-17-3			124	ハーモニー松戸	五香西5-3-14	
		51	南三咲	南三咲3-27-1			125	松戸ニッセイエデンの園	高塚新田123-1	
		52	ひかりの郷	二和西6-3-20			126	ディアコート信合	高塚新田156-2	
		軽費老人ホーム					松戸市	127	シルバーホーム秋山	秋山3-20-4
		船橋市	53	みどりの丘		旭町4-9-1		128	エルダーホーム新松戸	三ヶ月1234
			54	福寿荘		古和釜町791-1		129	親愛カトリック	紙敷3-10-1
	55		ヴィラ梨香園	車方町543		130		グリーンヒル小金原	小金原6-1-2	
	56		船橋みどりの里	神保町131-2		131		メディクスケアホーム松戸	松戸1063-1	
	57		ローゼンヴィラ藤原	藤原8-17-3		132		エルダーホーム上本郷	上本郷1464	
	58		シオン	豊富町659-3		133		リハビリホームボンセジュール北松戸	上本郷2106-1	
	有料老人ホーム					134		ランドめいと松戸	上本郷3906	
	船橋市		59	マルミ金杉の郷		金杉2-8-1		135	めいと松戸運動公園	上本郷4450
		60	リッチランド豊南郷	金堀町582-1		136		めいと松戸	上本郷4466	
		61	イリーゼ船橋塚田	行田1-40-22		137		松戸ナーシングヴィラそよ風	常盤平5-24-2	
		62	高根台ハイム	高根台4-13-34		138		ソレイユ倶楽部まつど	千駄塚1489-35	
		63	リビングホームさざんか	高根台7-15-13		139		SONPOケアラヴィーレ東松戸	東松戸3-15-10	
		64	みさき	三咲4-23-15		140		めいと上本郷	南花島3-56-49	
		65	あすみ苑グランデ三咲	三咲7-12-18		141		シルバーホーム柿の木	二十世紀が丘柿の木町80	
		66	レストヴィラ習志野台	習志野台1-13-30		142		イリーゼまつど	日暮3-25-1	
		67	レビー船橋	上山町1-157-1		143		SONPOケアラヴィーレ松戸	馬橋312-1	
		68	ネクステージ船橋	新高根5-3-1		144		エルダーホーム馬橋	馬橋3251	
69		グルウプリビング礎4	西習志野1-8-6	145	サニライフ松戸	八ヶ崎2-45-10				
70		イリーゼ船橋塚田・新館(開設予定)	前貝塚町442	146	ご長寿くらぶ 松戸八ヶ崎	八ヶ崎5-3-1				
71		南三咲ハイム	南三咲1-11-12	147	セントピラ松戸	八ヶ崎6-13-1				
72		イリーゼ船橋三咲	南三咲1-20-10	148	ベストライフ松戸	八ヶ崎7-30-3				
73		マルミの会 二和さくらの郷	二和西4-8-20	149	エルダーホーム松戸	榎野口699				
74		住宅型有料老人ホーム ひだまりの丘	二和東5-21-33	150	リアンレヴ松戸	六高台2-42-1				
					151	ハーモニー六高台	六高台9-56-3			

表 4.2.17(6) 環境保全への配慮を要する施設<福祉施設(2/2)>

区分	市名	No.	施設名	住所	区分	市名	No.	施設名	住所		
福祉施設	有料老人ホーム				福祉施設	特別養護老人ホーム					
	松戸市	152	松寿園エミシア松戸六実	六実2-10-13		鎌ヶ谷市	192	幸豊苑	栗野225-1		
		153	ハルトリーゲル松戸	和名ヶ谷1009-33			193	さつまの里	佐津間989-1		
		154	えがのの郷 大町	串崎新田158			194	コミュニティホームくぬぎ山(ユニット型)	初富35-4		
	介護老人保健施設	松戸市	155	東京おりぶ苑			金ヶ作276-28	195	コミュニティホームくぬぎ山(従来型)	初富35-4	
			156	シルバークエア松戸			串崎新田172-1	196	鎌ヶ谷翔裕園	初富848-10	
			157	千の星・松戸			串崎新田189-4	197	初富の里	東初富1-4-3	
			158	栗ヶ沢デイホーム			栗ヶ沢789-33	198	慈祐苑	道野辺214-4	
			159	エスポワール松戸			五香西4-26-10	軽費老人ホーム			
			160	シルバークエア常盤平			五香西5-28	鎌ヶ谷市	199	梨花苑	くぬぎ山4-8-22
			161	梨香苑			高塚新田123-13	有料老人ホーム			
			162	あきやまの郷			高塚新田484-1	200	お年寄りお世話の家「ほがらか」	右京塚8-7-2	
			163	借菜園			西馬橋幸町23	201	リーベン鎌ヶ谷	丸山3-17-18	
			164	葵の園・松戸			千駄堀1103-1	202	アビラージュ新鎌ヶ谷	初富26-7	
	165	鳥村洗心苑	和名ヶ谷660	203			ハッピーライフ菜の花館	初富373-11			
	地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)	松戸市	166	明尽苑			金ヶ作296-1	204	ここあんの家 ひまり館	初富855	
			167	松峰苑			高塚新田488-9	205	初富の家	中央1-8-20	
			特別養護老人ホーム					206	イルミーナかがや	東鎌ヶ谷1-5-27	
	柏市	168	かしわ安心館	藤ヶ谷810-2			207	クラシアン鎌ヶ谷	道野辺中央4-8-1		
169		沼南の里	藤ヶ谷1076-3	208	銀木庵<鎌ヶ谷富岡>		富岡2-618-1				
軽費老人ホーム				209	くらすマイル鎌ヶ谷	北中沢2-23-19					
有料老人ホーム				介護老人保健施設							
柏市	170	イリーゼ拍しの木台	しいの木台4-28-2	鎌ヶ谷市	210	社会医療法人社団木下会シルバーケア鎌ヶ谷	初富125-1				
	171	未来倶楽部柏高柳	高柳1141-1	211	しんかま	初富929-6					
	172	はなみずき	南増尾6-15-19	地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)							
	173	富生の社	逆井437-28	鎌ヶ谷市	212	初富の里1	東初富1-4-3				
地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)	柏市	174	グリーンヴィラ	逆井1310-3	介護療養型医療施設						
		175	沼南の里	藤ヶ谷1086-7	鎌ヶ谷市	213	初富保健医療院	初富114			
特別養護老人ホーム				特別養護老人ホーム							
八千代市	176	愛生苑	吉橋1059-17	印西市	214	ハートヴィレッチ	武西字康塚1269-1				
	177	はなみずき	島田台998-4	215	ハートヴィレッチ	武西字康塚1269-1					
	178	はなみずき(ユニット型)	島田台998-4	特別養護老人ホーム							
	179	ガーデンライフ八千代	吉橋1059-17	216	さつきの里	笹塚3-25-1					
八千代市	180	ガーデンカルミア	島田台1002-6	217	菊華園(ユニット型)	神々廻1030					
	181	りんどう	島田台998-4	218	菊華園(従来型)	神々廻1030					
有料老人ホーム				219	菊華園	神々廻1030					
八千代市	182	レストヴィラ八千代中央	曹田町516-1	220	アンズリール	神々廻1889-2					
	183	愛生グリーンプラザ八千代	吉橋1060	軽費老人ホーム							
	184	プロッサムビレッジ八千代	大和田新田110-3	白井市	221	菊華園	神々廻1030				
	185	レビー八千代	大和田新田408-12	有料老人ホーム							
	186	棕櫚の家緑ヶ丘	大和田新田947-4	白井市	222	チェリッシュハウス香番館	神々廻1889-8				
	187	イリーゼ八千代緑ヶ丘	大和田新田字仲木戸前	223	ウイスホスピタル千葉白井	復1448-1					
	188	グレースコート八千代緑ヶ丘	緑が丘1-3-2	介護老人保健施設							
	189	八千代ケアセンター	島田55-1	白井市	224	ケアホーム白井	中字鶴喰170				
八千代市	190	ばらの里	島田台字大東台764-2	225	アモールケア白井	復1448-30					
	191	荒井記念ホーム	米本字邊田台1523	地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)							
				白井市	226	サクラピア	神々廻1927-6				

出典:「千葉県 社会福祉施設等一覧表」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

表 4.2.17(7) 環境保全への配慮を要する施設<病院>

区分	市名	No.	施設名	住所
病院	市川市	1	国立研究開発法人国立国際医療研究センター 国府台病院	国府台1-7-1
		2	市川市リハビリテーション病院	柏井町4-229-4
		3	国際医療福祉大学市川病院	国府台6-1-14
		4	医療法人社団嵐川 大野中央病院	下貝塚2-20-3
		5	医療法人 式場病院	国府台6-1-14
		6	医療法人一条会(社団) 一条会病院	北国分4-26-1
		7	東京歯科大学市川総合病院	菅野5-11-13
	船橋市	8	船橋市立医療センター	金杉1-21-1
		9	船橋市立リハビリテーション病院	夏見台4-26-1
		10	医療法人社団誠誓会 セコモディック病院	豊富町696-1
		11	医療法人社団健仁会 船橋北病院	金堀町521-36
		12	医療法人成春会 北習志野花輪病院	習志野台2-71-10
		13	医療法人愛の家 高根台病院	高根台4-1-1
		14	医療法人社団千葉秀心会 東船橋病院	高根台4-29-1
		15	医療法人社団嬉泉会 大島記念嬉泉病院	三咲3-5-15
		16	医療法人社団協和会 滝不動病院	南三咲4-13-1
		17	医療法人沖縄徳洲会 千葉徳洲会病院	高根台2-11-1
		18	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 船橋二和病院	二和東5-1-1
	松戸市	19	松戸市立福祉医療センター東松戸病院	高塚新田123-13
		20	松戸市立総合医療センター	千駄堀993-1
		21	医療法人社団弥生会 旭神経内科リハビリテーション病院	栗ヶ沢789-1
		22	五香病院	五香8-40-1
		23	医療法人社団松和会 小板橋病院	和名ヶ谷1313-1
		24	松戸リハビリテーション病院	和名ヶ谷1009-1
		25	医療法人社団誠誓会 新東京病院	和名ヶ谷1271
		26	医療法人明柳会 恩田第二病院	金ヶ作302
		27	社会医療法人社団木下会 千葉西総合病院	金ヶ作107-1
		28	医療法人社団鼎会 三和病院	日暮7-379
		29	医療法人社団ときわ会 常盤平中央病院	常盤平6-1-8
		30	医療法人社団青嶺会 松戸整形外科病院	旭町1-161
		31	医療法人財団松園会 東葛クリニック病院	樋野口865-2
		32	医療法人社団オーケーエム会 オーククリニックフォーミズ病院	竹ヶ花50-3
		33	日本大学松戸歯学部付属病院	栄町西2-870-1
	柏市	34	医療法人社団博恵会 柏南病院	逆井1144
		35	東葛医療福祉センター光陽園	酒井根24
	八千代市	36	医療法人社団踏青会 小池病院	小池374-1
		37	医療法人社団心癒会 しのだの森ホスピタル	島田台1212
		38	医療法人社団碩成会 島田台総合病院	島田台887-7
		39	医療法人社団心和会 新八千代病院	米本2167
	鎌ヶ谷市	40	東京女子医科大学附属八千代医療センター	大和田新田477-96
		41	医療法人社団一心会 初富保健病院	初富114
		42	医療法人社団ますお会 第2北総病院	初富803
		43	医療法人梨香会 秋元病院	初富808-54
		44	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	初富929-6
	白井市	45	東邦鎌谷病院	粟野594
		46	千葉白井病院	復1439-2
		47	医療法人社団聖仁会 白井聖仁会病院	笹塚3-25-2
		48	医療法人社団東光会 北総白井病院	根325-2-1

出典：「千葉県病院名簿」(平成30年3月閲覧 ちば医療なび(千葉県医療情報提供システム)ホームページ)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 幼稚園
- 図書館

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。  
 出典：「私立幼稚園名簿」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）  
 「千葉県内公共図書館一覧」（平成30年3月閲覧 千葉県立図書館ホームページ）

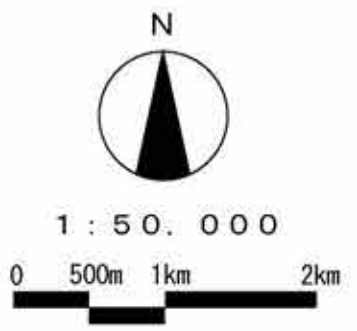
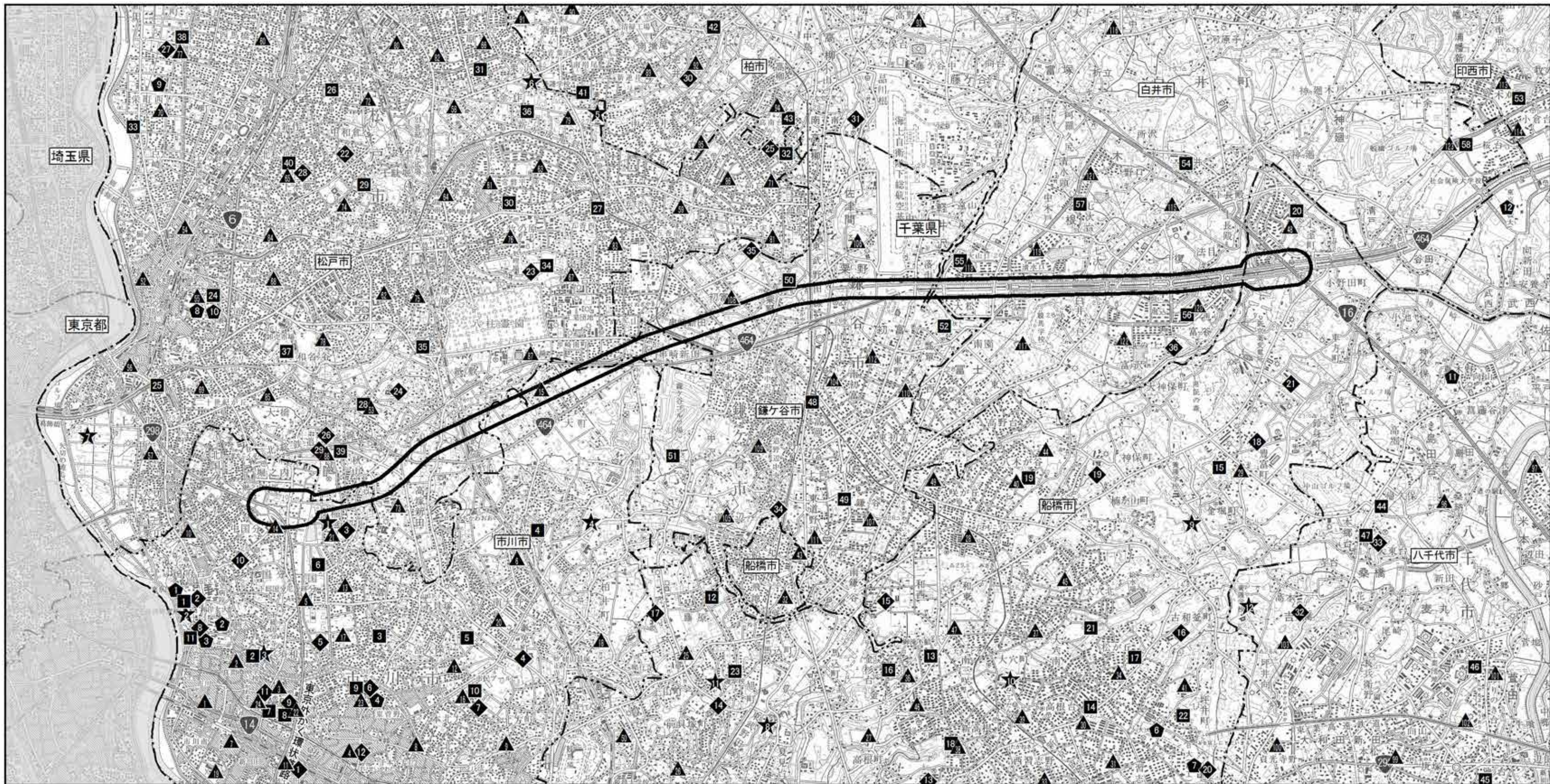


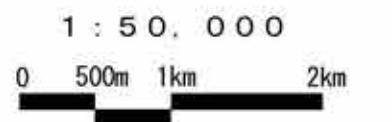
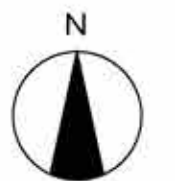
図 4.2.7(1) 環境保全への配慮を要する施設の位置図<教育施設(1/2)>



凡例

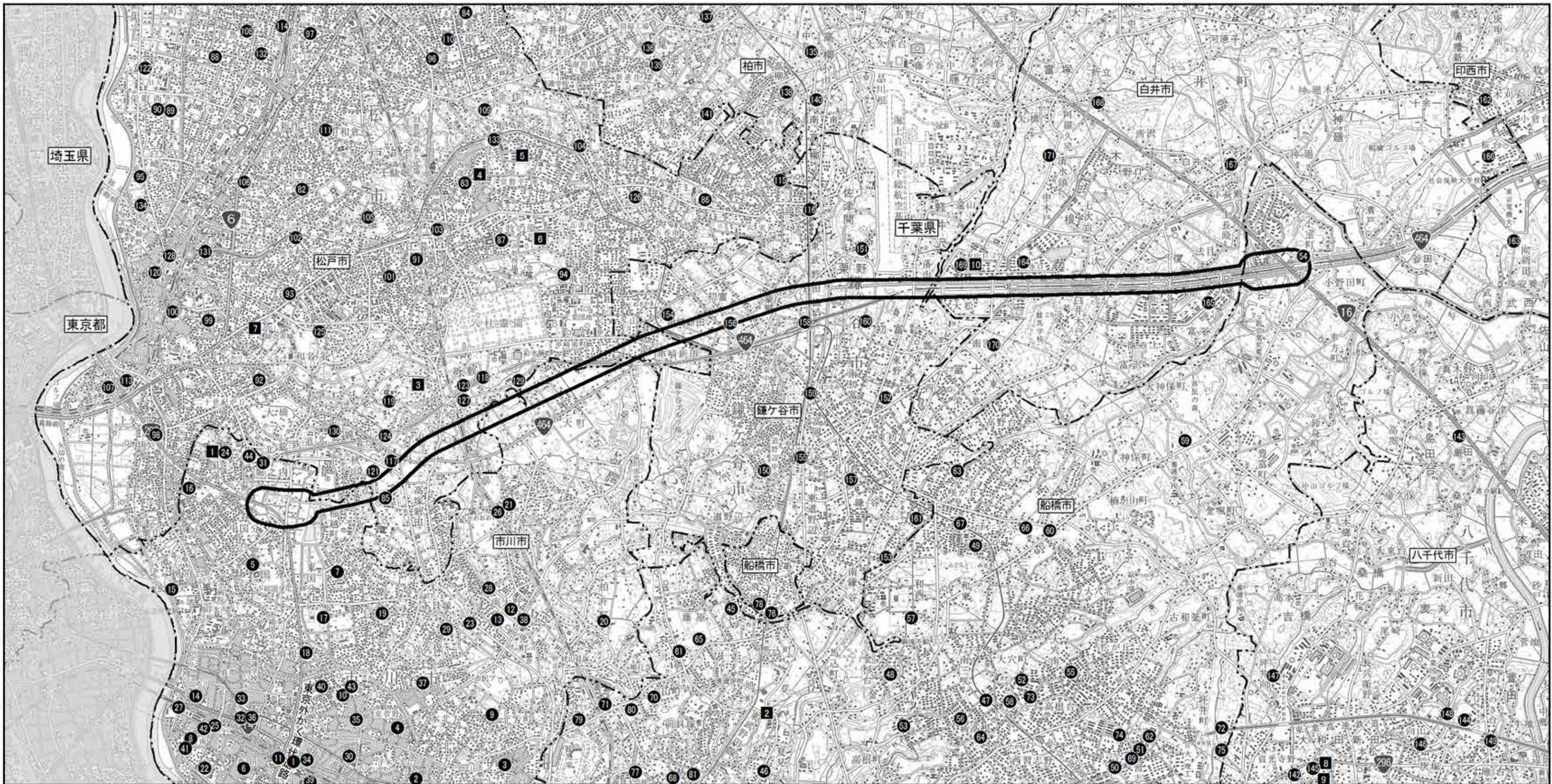
- |  |          |  |        |
|--|----------|--|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 小学校    |
|  | 都県界      |  | 中学校    |
|  | 市区界      |  | 高等学校   |
|  |          |  | 大学     |
|  |          |  | 特別支援学校 |

出典：「平成29年版教育便覧」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「私立小学校名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「私立中学校名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「公立義務教育学校」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「私立高等学校名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)



この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。

図 4.2.7(2) 環境保全への配慮を要する施設の位置図<教育施設(2/2)>



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 保育園
- 認定こども園

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。  
 出典：「市町村別保育施設一覧」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）  
 「認可保育所等一覧」（平成30年3月閲覧 船橋市ホームページ）  
 「市内の認可保育園一覧」（平成30年3月閲覧 柏市ホームページ）  
 「認定こども園一覧」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）

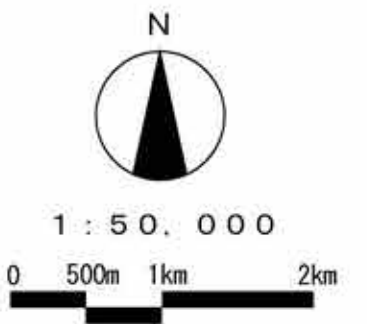


図 4.2.7(3) 環境保全への配慮を要する施設の位置図<保育園・認定こども園>



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 福祉施設

この地図は、国土地理院発行の「1：50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。  
 出典：「社会福祉施設等一覧表」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）

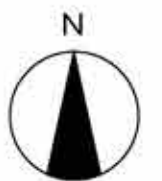
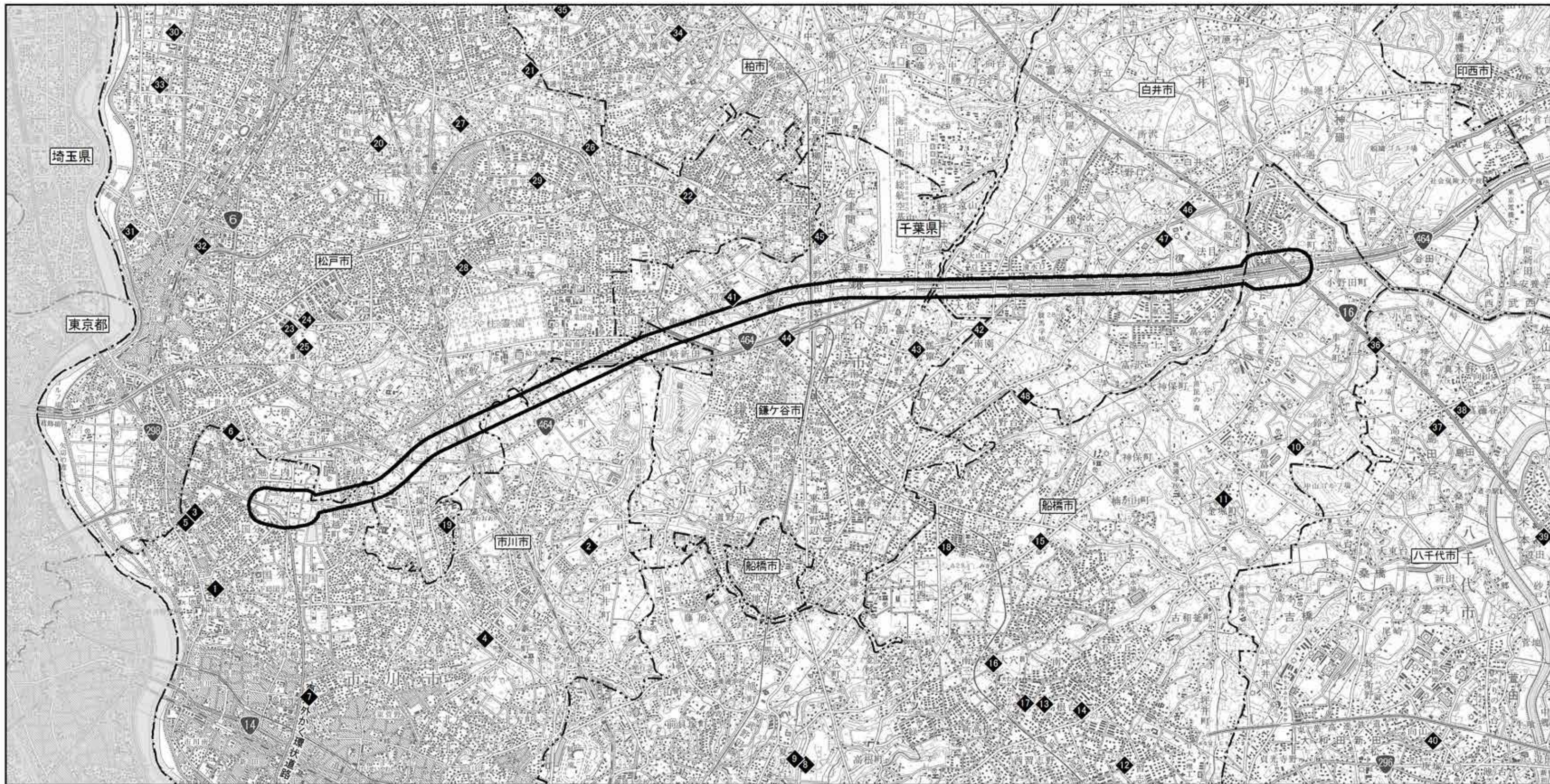


図 4.2.7(4) 環境保全への配慮を要する施設の位置図<福祉施設>





凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 病院

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。  
 出典：「千葉県病院名簿」（平成30年3月閲覧）ちば医療ナビ（千葉県医療情報提供システム）ホームページ

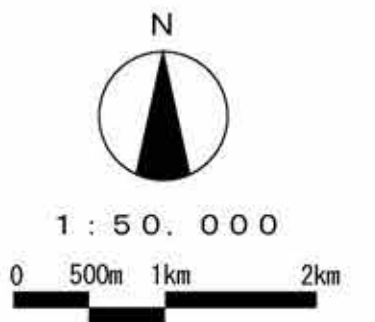
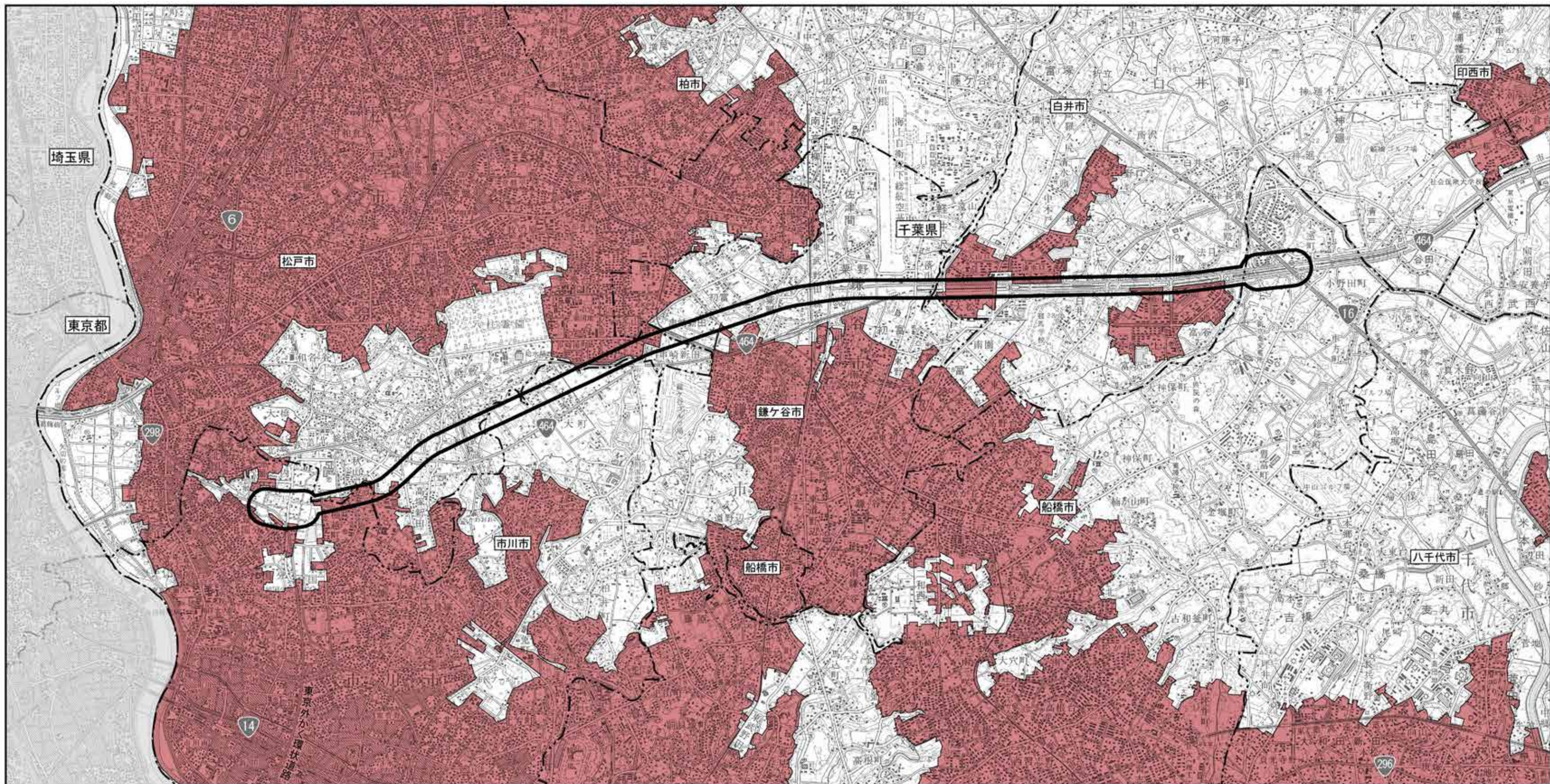


図 4.2.7(5) 環境保全への配慮を要する施設の位置図<病院>

#### 4.2.5.2 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周辺は、概ね市街化された土地利用となっており、住宅用地が多くみられます。

また、対象事業実施区域及びその周辺における人口集中地区（D I D）は、図 4.2.8に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部にD I Dが存在します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界

人口集中地区 (DID)

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部 (平成 17 年 8 月 24 日)・佐倉 (平成 10 年 9 月 1 日)」を使用したものである。  
 出典：「国土数値情報 人口集中地区データ (平成 22 年度)」(平成 30 年 3 月閲覧 国土交通省ホームページ)

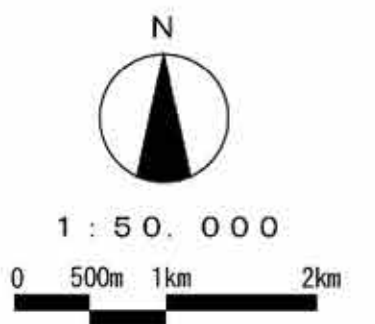


図 4.2.8 人口集中地区図 (DID)

#### 4.2.6 下水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における下水道の整備の状況は、表 4.2.18に示すとおりであり、下水道普及率としては、62.8%～91.9%程度となっています。

また、対象事業実施区域は、図 4.2.9に示すとおり印旛沼流域下水道全体計画区域、手賀沼流域下水道全体計画区域及び江戸川左岸流域下水道全体計画区域に属しています。

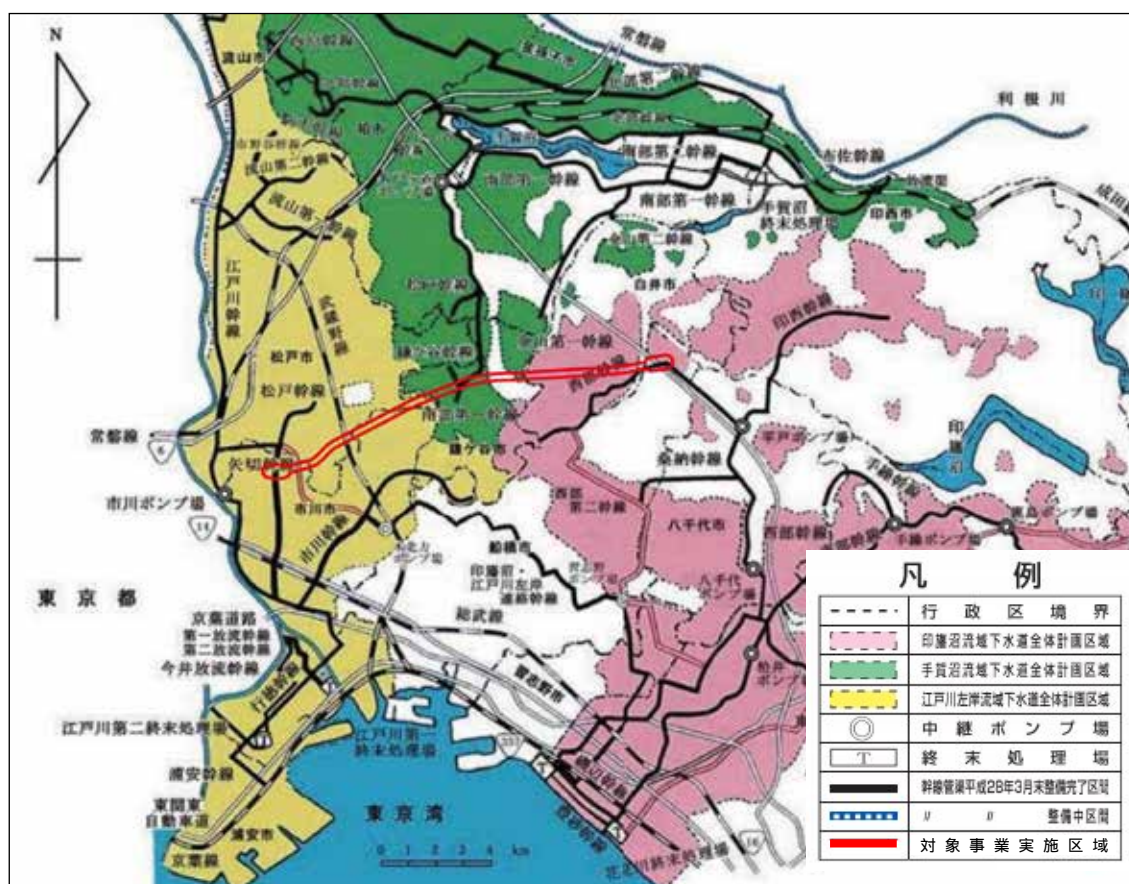
表 4.2.18 下水道の整備の状況

市名	行政区画		全体計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 <sup>注1</sup> (ha)	人口 <sup>注2</sup> (千人)					
市川市	(5,745)	478.5	5,225	2,218	343.9	42.4	71.9
船橋市	8,562	627.8	7,110	4,388	515.1	61.7	82.0
松戸市	6,138	490.8	5,720	3,848	413.6	67.3	84.3
柏市	11,474	410.0	7,360	4,595	367.5	62.4	89.6
八千代市	5,139	195.4	2,861	1,895	179.5	66.2	91.9
鎌ヶ谷市	2,108	109.4	1,732	641	68.7	37.0	62.8
印西市	12,379	95.2	2,952	1,936	77.5	65.6	81.4
白井市	3,548	63.2	1,791	995	52.6	55.6	83.3

注1) 行政区画面積は平成27年10月1日現在の数値である。また、( )は境界未定の地域のため、推計面積である。

注2) 人口は平成28年3月31日現在の数値である。

出典：「千葉県統計年鑑(平成28年)」、(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)



出典：「流域下水道計画図」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

図 4.2.9 流域下水道計画図

#### 4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

##### 4.2.7.1 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 4.2.19に、ベンゼン等に係る環境基準は表 4.2.20に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 4.2.21に示すとおりです。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準は表 4.2.22に示すとおりです。

表 4.2.19 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 県目標は1日平均値の98%が、0.04ppm以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

大気の汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日環境庁告示第25号

二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日環境庁告示第38号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注2) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注3) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表 4.2.20 ベンゼン等に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日環境庁告示第4号

注1) 環境基準は、上記の表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

注2) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 4.2.21 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 平成21年9月9日環境省告示第33号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4.2.22 ダイオキシン類に係る環境基準

基準値	測定方法
0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について

平成11年12月27日環境庁告示第68号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注3) 基準値は年間平均値とする。

#### 4.2.7.2 総量規制指定地域

対象事業実施区域及びその周辺における8自治体のうち、市川市、船橋市及び松戸市が、「大気汚染防止法」に基づく硫酸化物の総量規制地域として定められています。なお、窒素酸化物の総量規制地域は存在しません。

#### 4.2.7.3 「自動車 NOx・PM 法」に基づく対策地域の指定の状況

対象事業実施区域及びその周辺の 8 自治体は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、「自動車 NOx・PM 法」といいます。)の対策地域に含まれ、排出基準は表 4.2.23に示すとおりです。

表 4.2.23 自動車NOx・PM法に係る排出基準

車 種		排 出 基 準	
ディーゼル乗用車		NOx: 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並み) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車・ ガソリン車・ LPG車)	車両総重量区分	1.7 t 以下	NOx: 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並み) PM : 0.055g/km
		1.7 t 超 2.5 t 以下	NOx: 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並み) PM : 0.06g/km
		2.5 t 超 3.5 t 以下	NOx: 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並み) PM : 0.175g/kWh
		3.5 t 超	NOx: 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並み) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並み)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則  
平成4年12月1日総理府令第53号

#### 4.2.7.4 騒音に係る環境基準等

##### (1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4.2.24(1)～(3)に、地域類型の指定の状況は表 4.2.25に示すとおりです。

騒音に係る環境基準は、地域類型別、昼・夜間別に基準値が定められています。

表 4.2.24(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日環境庁告示第64号

注1) A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などに静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 4.2.24(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日環境庁告示第64号

注1) 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 4.2.24(3)の基準による。

表 4.2.24(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日環境庁告示第64号

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を越える道路では20メートルの区域をいう。



表 4.2.25 各自治体における地域類型

市名	地域の類型	指定地域
市川市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域、工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
市川市	備考	第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲30メートル以内の地域 第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域
	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
船橋市	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の一部
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	
松戸市	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
柏市	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
八千代市	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第1特別地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第1特別地域を除く）、第2特別地域、市街化調整区域の一部
	備考	第1特別地域：準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域 第2特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲50メートル以内の地域 市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印西市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（第1特別地域を除く）
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第1特別地域
印西市	備考	第1特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種住居低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域
	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
白井市	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、準工業地域

市川市告示第128号 平成24年4月1日

船橋市告示第72号 平成24年2月14日

松戸市告示第193号 平成25年4月12日

柏市告示第81号 平成24年3月30日

八千代市告示第108号 平成24年3月30日

鎌ヶ谷市告示第31号 平成24年3月30日

印西市告示第34号 平成24年3月30日

白井市告示第39号 平成24年3月30日

注) 各地域の類型は、次のような地域をあてはめるものとされており、対象事業実施区域及びその周辺に位置する市川市、船橋市、

松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市における具体的な地域としては、表に示すとおりである。

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

また、航空機騒音に関しては、地域類型別に、騒音に係る環境基準が定められており、評価手法として時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）が用いられます。

航空機騒音の環境基準は表 4.2.26に、地域類型の指定の状況は表 4.2.27に示すとおりです。

表 4.2.26 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
	57 デシベル以下
	62 デシベル以下

航空機騒音に係る環境基準について 平成19年12月17日環境省告示第114号

注1) を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域

注2) をあてはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

表 4.2.27 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

飛行場名	環境基準をあてはめる市	地域の類型	指定地域
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部	類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定められていない地域
		類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

千葉県告示第695号 昭和53年 8月29日

## (2) 騒音規制法に基づく基準等

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 4.2.28(1) (2) に、区域区分は表 4.2.29に示すとおりです。

表 4.2.28(1) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成12年3月2日総理府令第15号

表 4.2.28(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成12年3月2日総理府令第15号

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

表 4.2.29 各自治体における区域区分

市名	区域	指定地域
市川市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、に江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域及び工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域
	備考	第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 30 メートル以内の地域 第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲 30 メートル以内の地域
船橋市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の一部
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	市街化調整区域の一部：市場 2 丁目、市場 5 丁目、馬込町、夏見 1 丁目、夏見 5 丁目、夏見 7 丁目、夏見台 2 丁目、夏見台 4 丁目、夏見台 6 丁目、夏見町 2 丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町 1 丁目、飯山満町 2 丁目、大穴町、薬田台 3 丁目、新高根 1 丁目、高野台 4 丁目、高野台 5 丁目、八木が谷 2 丁目、八木が谷 3 丁目、八木が谷 4 丁目、八木が谷 5 丁目、みやぎ台 1 丁目、みやぎ台 2 丁目、みやぎ台 3 丁目、みやぎ台 4 丁目、二和東 1 丁目、二和東 2 丁目、二和東 3 丁目、二和東 4 丁目、二和東 5 丁目、二和西 2 丁目、二和西 3 丁目、二和西 4 丁目、二和西 5 丁目、二和西 6 丁目、三咲 1 丁目、三咲 3 丁目、三咲 4 丁目、三咲 5 丁目、三咲 6 丁目、三咲 7 丁目、三咲 8 丁目、三咲 9 丁目、南三咲 4 丁目、金杉 1 丁目、金杉 2 丁目、金杉 3 丁目、金杉 4 丁目、金杉 8 丁目、金杉 9 丁目、大穴南 2 丁目、大穴南 4 丁目、大穴南 5 丁目、大穴北 1 丁目、駿河台 1 丁目、駿河台 2 丁目、藤原 5 丁目、藤原 6 丁目、藤原 7 丁目、藤原 8 丁目、旭町 1 丁目、旭町 3 丁目、旭町 4 丁目、旭町 5 丁目及び旭町 6 丁目の全部の地域並びに松が丘 2 丁目、八木が谷町、大穴南 3 丁目及び大穴北 8 丁目の一部の地域
松戸市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域
柏市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
八千代市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第 1 特別地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第 1 特別地域を除く）、第 2 特別地域、市街化調整区域の一部、工業地域、工業専用地域（第 1 特別地域、第 2 特別地域を除く）
	備考	第 1 特別地域：準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲 50 メートル以内の地域 第 2 特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲 50 メートル以内の地域 市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、鎌ヶ谷市くぬぎ山一丁目、くぬぎ山二丁目及びくぬぎ山三丁目の準工業地域のうち松戸市松飛台の第一種低層住居専用地域に接する地域であって、この第一種低層住居専用地域の周囲 50 メートルの地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）
	備考	第一特別地域：準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の周囲 50 メートル以内の地域
印西市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
白井市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域

市川市告示第127号 平成24年4月1日

船橋市告示第68号 平成15年3月7日

松戸市告示第154号 平成24年3月30日

柏市告示第76号 平成20年3月31日

八千代市告示第108号 平成24年3月30日

鎌ヶ谷市告示第27号 平成24年3月30日

印西市告示第33号 平成24年3月30日

白井市告示第38号 平成24年3月30日

注) 区域 a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

また、「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4.2.30に、区域区分は表 4.2.31(1)、(2)に示すとおりです。

表 4.2.30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	85 デシベル		-
作業ができない時間	午後7時から 翌日午前7時まで	午後10時から 翌日午前6時まで	イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業 ハ.鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ.道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ.道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業 ハ.鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ.変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ.道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ.道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
<b>特定建設作業</b> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 <sup>注)</sup> 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業			

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について 昭和63年12月16日 環大特140号

注)作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2.31(1) 各自治体における区域区分

市名	区域区分	指定区域
市川市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、江戸川(千葉県側)の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域に接する地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域、江戸川(千葉県側)の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域、近隣商業地域に接する地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域 <sup>注1)</sup> を除く。)、第二特別地域 <sup>注2)</sup> 、工業地域(ただし、第二特別地域を除く。)、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
船橋市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域、その他第2号区域以外の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
松戸市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
柏市	-	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷲ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域
八千代市	-	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域(準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第一特別地域を除く)、第二特別地域(工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲50メートル以内の地域)、市街化調整区域のうち、大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域ならびに、工業地域、工業専用地域(第一特別地域及び第二特別地域を除く)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80メートル以内の区域

表 4.2.31(2) 各自治体における区域区分

市名	区域区分	指定区域
鎌ヶ谷市	第1号区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、鎌ヶ谷市くぬぎ山一丁目、くぬぎ山二丁目、くぬぎ山三丁目の準工業地域のうち松戸市松飛台の第一種低層住居専用地域に接する地域であって、この第一種住居専用地域の周囲50メートル以内、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
	備考	第一特別区域：準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域
印西市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び第一特別地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第2特別地域、工業専用地域(ただし、第二特別地域を除く)、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲およそ80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第1号区域以外の区域
	備考	第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種住居低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域 第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域または、準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域または、準住居地域の周囲50メートル以内の地域
白井市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域のうち、学校・病院等の周囲およそ80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域

市川市告示第126号 平成24年4月1日

船橋市告示第67号 平成21年3月10日

松戸市告示第230号 平成27年6月9日

柏市告示第76号 平成20年3月31日

八千代市告示第106号 平成24年4月13日

鎌ヶ谷市告示第26号 平成24年3月30日

印西市告示第32号 平成24年3月30日

白井市告示第37号 平成24年3月30日

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

(3) 特定建設作業の騒音に係る規制基準

特定建設作業の騒音は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準は表 4.2.32(1)に、規制対象作業は表 4.2.32(2)、(3)に、規制地域は表 4.2.32(4)に示すとおりです。

表 4.2.32(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

市名	規制項目	敷地境界における騒音の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間
市川市	第一号区域	85 デシベル	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日以内	禁止
船橋市	第二号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間以内		
松戸市			午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間以内		
柏市						
八千代市						
鎌ヶ谷市						
印西市						
白井市						

市川市環境保全条例 平成10年 7 月 3 日条例第31号  
 船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号  
 松戸市公害防止条例 昭和47年 4 月 1 日条例第14号  
 柏市環境保全条例 平成13年 9 月28日条例第32号  
 八千代市公害防止条例 昭和47年 4 月 1 日条例第26号  
 鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月 5 日条例第34号  
 印西市環境保全条例 平成11年 3 月19日条例第 3 号  
 白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号

表 4.2.32(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）(1/2)

市名	作業の種類
市川市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. びょう打機を使用する作業</li> <li>3. さく岩機を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</li> <li>6. バックホウ、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業</li> <li>7. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>8. アースドリルを使用する作業</li> <li>9. アースオーガーを使用する作業</li> <li>10. ディーゼル発電機を使用する作業</li> <li>11. コンクリートカッターを使用する作業</li> <li>12. トラックミキサ又はコンクリートポンプ車を使用する作業</li> <li>13. 破砕機を使用する作業</li> </ol>
船橋市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業</li> <li>3. 削岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</li> <li>6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>7. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>8. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>10. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>
松戸市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業</li> <li>3. さく岩機を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</li> <li>6. ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウ等の整地機械又は掘削機械を使用する作業</li> <li>7. コンクリート圧送作業</li> <li>8. コンクリートカッターを使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>9. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> </ol>
柏市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. びょう打機を使用する作業</li> <li>3. 削岩機を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する場合を除く。）</li> <li>5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</li> <li>6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>7. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注）</sup></li> <li>8. ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業</li> </ol>



表 4.2.32(3) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）(2/2)

市名	作業の種類
八千代市	1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業 <sup>注)</sup> 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
鎌ヶ谷市	1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業 <sup>注)</sup> 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
印西市	1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業 <sup>注)</sup> 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
白井市	1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. 削岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その電動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業 <sup>注)</sup> 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 <sup>注)</sup> 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業

市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号

船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号

松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号

柏市環境保全条例施行規則 平成13年12月27日規則第79号

八千代市公害防止条例施行規則 昭和47年11月29日規則第43号

鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号

印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号

白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2.32(4) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象地域）

市名	規制対象地域	
市川市	市内全域（工業専用地域において行われる特定建設作業は除く。）	
船橋市	第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲 80メートル以内の区域
	第二号区域	第一号区域以外の区域
松戸市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域、または前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
柏市	市内全域	
八千代市	市内全域	
鎌ヶ谷市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、前期の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
印西市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
白井市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域、前記の区域以外学校・病院等の敷地の周囲 80メートル以内の地域	

市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号

船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号

松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号

柏市環境保全条例施行規則 平成13年12月27日規則第79号

八千代市公害防止条例施行規則 昭和47年11月29日規則第43号

鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号

印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号

白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

#### 4.2.7.5 振動に係る規制基準等

##### (1) 振動規制法に基づく基準等

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 4.2.33に、区域区分は表 4.2.34に示すとおりです。

表 4.2.33 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日の8時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総理府令第58号

表 4.2.34 各自治体における地域の区域区分

市名	区域の区分	指定地域
市 川 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
船 橋 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	
松 戸 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
柏 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
八 千 代 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに市街化調整区域の一部
	備考	市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌 ヶ 谷 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印 西 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
白 井 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、準工業地域

市川市告示第132号 平成24年4月1日  
 船橋市告示第72号 平成15年3月7日  
 松戸市告示第158号 平成24年3月30日  
 柏市告示第78号 平成20年3月31日  
 八千代市告示第110号 平成24年3月30日  
 鎌ヶ谷市告示第28号 平成24年3月30日  
 印西市告示第38号 平成24年3月30日  
 白井市告示第43号 平成24年3月30日

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制に関する基準は表 4.2.35に、区域区分は表 4.2.36に示すとおりです。

表 4.2.35 特定建設作業の規制に関する基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における振動の大きさ	75 デシベル		-
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業 ハ.鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ.道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ.道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ.災害や非常事態時の緊急作業 ロ.生命身体に対する危険防止のための作業 ハ.鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ.変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ.道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ.道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
<b>特定建設作業</b> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎を使用する作業 <sup>注)</sup> 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 <sup>注)</sup>			

振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総理府令第58号

注)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2.36 各自治体における地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
市川市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
船橋市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲 80 メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
松戸市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲 80 メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
柏市	-	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、合添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田、廻り作台ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田内、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稻荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域
	-	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに市街化調整区域のうち大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、問見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80 メートル以内の区域
鎌ヶ谷市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第2号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印西市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
	第2号区域	近隣商業区域、商業地域及び準工業地域
白井市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準住居地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第一号区域以外の区域

市川市告示第131号 平成24年4月1日

船橋市告示第71号 平成21年3月10日

松戸市告示第201号 平成25年4月12日

柏市告示第78号 平成20年3月31日

八千代市告示第111号 平成24年3月30日

鎌ヶ谷市告示第28号 平成24年4月1日

印西市告示第37号 平成24年3月30日

白井市告示第42号 平成24年3月30日

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、

幼保連携型認定こども園のことをいう。

(2) 特定建設作業の振動に係る規制基準

特定建設作業の振動は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準は表 4.2.37(1)に、規制対象作業は表 4.2.37(2)、(3)に、規制地域は表 4.2.37(4)に示すとおりです。

表 4.2.37(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

市名	規制項目	敷地境界における振動の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間
市川市	第一号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日以内	禁止
船橋市	第二号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間以内		
松戸市			午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間以内		
柏市						
八千代市						
鎌ヶ谷市						
印西市						
白井市						

市川市環境保全条例 平成10年 7月 3日 条例第31号  
 船橋市環境保全条例 平成14年12月27日 条例第57号  
 松戸市公害防止条例 昭和47年 4月 1日 条例第14号  
 柏市環境保全条例 平成13年 9月28日 条例第32号  
 八千代市公害防止条例 昭和47年 4月 1日 条例第26号  
 鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月 5日 条例第34号  
 印西市環境保全条例 平成11年 3月19日 条例第 3号  
 白井市公害防止条例 昭和46年12月22日 条例第23号

表 4.2.37(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）(1/2)

市名	作業の種類
市川市	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業 <sup>注）</sup> 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 <sup>注）</sup> 5. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 6. アースドリルを使用する作業 7. アースオーガーを使用する作業
船橋市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業 <sup>注）</sup> 4. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業 <sup>注）</sup> 5. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業 6. 振動ローラーを使用する作業
松戸市	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業 <sup>注）</sup> 4. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業 <sup>注）</sup> 5. ブルドーザー、トラクターショベル及びバックホウ等の整地機械又は掘削機械を使用する作業 6. 振動ローラーを使用する作業

表 4.2.37(3) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）(2/2)

市名	作業の種類
柏市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. びょう打機を使用する作業</li> <li>3. 削岩機を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</li> <li>6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>7. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>8. ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業</li> </ol>
八千代市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>4. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>5. プレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>7. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>
鎌ヶ谷市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>4. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>5. プレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>7. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>
印西市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>4. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>5. プレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>7. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>
白井市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</li> <li>2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その電動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）</li> <li>3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>4. 舗装版破砕機を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>5. プレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業<sup>注)</sup></li> <li>6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業</li> <li>7. 振動ローラーを使用する作業</li> </ol>

市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号

船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号

松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号

柏市環境保全条例施行規則 平成13年12月27日規則第79号

八千代市公害防止条例施行規則 昭和47年11月29日規則第43号

鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号

印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号

白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2.37(4) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象地域）

市名	規制対象地域	
市川市	市内全域（工業専用地域において行われる特定建設作業は、除く。）	
船橋市	第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲 80メートル以内の区域
	第二号区域	第一号区域以外の区域
松戸市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域または前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
柏市	市内全域	
八千代市	市内全域	
鎌ヶ谷市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
印西市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
白井市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域、前記の区域以外学校・病院等の敷地の周囲 80メートル以内の地域	

市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号

船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号

松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号

柏市環境保全条例施行規則 平成13年12月27日規則第79号

八千代市公害防止条例施行規則 昭和47年11月29日規則第43号

鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号

印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号

白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

#### 4.2.7.6 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は全公共用水域に設定されており、表 4.2.38 に示すとおりです。生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、水域別に設定されており、河川に係る環境基準は表 4.2.39(1)、(2)に示すとおりです。

また、水質及び水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準は表 4.2.40に示すとおりです。



表 4.2.38 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 4.2.39(1) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3) 「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4.2.39(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適用性	全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 4.2.40 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

媒体	環境上の条件	備考
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について 平成11年12月27日環境庁告示第68号  
注) 基準値(水底の底質を除く)は、年間平均値とする。

#### 4.2.7.7 水質汚濁防止法に係る排水基準、区域及び指定地域

「水質汚濁防止法」第三条第3項の規定により、特定事業場から公共用水域への排水に対して一律排水基準が定められています。また、千葉県では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」により、公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、一律排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる水域で、排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準(以下、「上乘せ排水基準」といいます。)が定められており、一律排水基準は表 4.2.41(1)、(2)に、上乘せ排水基準は表 4.2.42(1)～(10)に示すとおりです。

表 4.2.41(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(有害物質の排水基準)

項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1mg CN/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1mg As/L	
水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物	0.005mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チラウム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mg B/L
	海域に排出されるもの	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mg F/L
	海域に排出されるもの	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

排水基準を定める省令 昭和46年6月21日総理府令第35号

表 4.2.41 (2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目の排水基準）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	水域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質		200mg/L (日間平均 120mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
磷含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

排水基準を定める省令 昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

表 4.2.42(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（カドミウム及びその化合物その他に係る上乗せ排水基準）

この表適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第一に掲げる特定施設
- 2 平成 3 年 4 月 1 日現在の令第三条の二に定める指定地域特定施設
- 3 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
シアン化合物	検出されないこと。
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
ふつ素及びその化合物	10mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第二条の規定により環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号

表 4.2.42(2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(第一種水域に係る上乗せ排水基準)(1/3)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）
- 2 平成 3 年 4 月 1 日現在の令第三条の二に定める指定地域特定施設
- 3 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度			
		既設の特定事業場	新設の特定事業場		
水素イオン濃度	全業種(畜産関係排水処理施設を除く。)	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下	
		海域以外に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	25	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	80	25	
	動物系飼料等製造業	25	10		
	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業	80	10		
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びみなし病院施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	70	70	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	60	20	
	指定浄化槽	60	10		
	みなし浄化槽	60	20		
	し尿処理施設	処理対象人員が 501 人から 2,000 人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	30	10
			60		
	浄水施設	処理対象人員が 2,001 人以上のもの	30		
			20	10	
	水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		30	10	
	ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	25	20	
排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの			10		
下水道終末処理施設		20	20		
その他の業種又は施設(畜産関係排水処理施設を除く。)	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	25	20		
	排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	25	10		

表 4.2.42(3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（第一種水域に係る上乗せ排水基準）(2/3)

項目	業種又は施設		許容限度		
			既設の特定事業場	新設の特定事業場	
浮遊物質	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	70	70	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	50	20	
	天然ガス鉱業及び天然ガスクミ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業		90	90	
	指定浄化槽		110	50	
	みなし浄化槽		110	20	
	し尿処理施設	処理対象人員が 501 人から 2,000 人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	70	20
			110		
		処理対象人員が 2,000 人以上のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	70	
			80		
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		50	20	
	下水道終末処理施設		70	70	
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	70	40	
排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの		50	20		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		3	2	
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	3	3	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの		2	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	30	30	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	10	3	
	動物系飼料等製造業		30	3	
	指定浄化槽		20	20	
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		10	3	
	下水道終末処理施設		30	30	
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	15	5	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	10	3	
フェノール類含有量	全業種		0.5	0.5	
亜鉛含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		3	1	
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	5	1	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	3		
銅含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		1	1	
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	3	1	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	1		

表 4.2.42(4) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(第一種水域に係る上乗せ排水基準)(3/3)

項目	業種又は施設		許容限度	
			既設の特定事業場	新設の特定事業場
溶解性鉄含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		5	1
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	10	5
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	5	1
溶解性マンガン含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		5	1
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	10	5
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	5	1
クロム含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		1	0.5
	その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	2	0.5
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	1	
大腸菌群数	全業種		3,000	3,000

備考 1 許容限度の単位(水素イオン濃度を除く。)は、排水 1L につき mg とする。ただし、大腸菌群数については、排水 1 cm<sup>3</sup> につき個とする。

- 「食品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業」とは天然ガスに係る同表第一号に掲げる鉱業及び同表第二十七号に掲げる無機化学工業製品製造業であつて、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として沃(よう)素を製造するものをいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「指定浄化槽」とは令第三条の二に定める指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは令別表第一第六十九号の二及び第六十九号の三に掲げる特定施設をいい、「ごみ焼却施設」とは同表第七十一号の三に掲げる特定施設をいい、「産業廃棄物処理施設」とは同表第七十一号の四に掲げる特定施設をいう。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号

表 4.2.42(5) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(水素イオン濃度その他に係る上乗せ排水基準)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 令別表第一第一号の二に掲げる特定施設
- 令別表第一第七十四号に掲げる特定施設(特定施設(同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。)に係る汚水等を処理するものを除く。以下「畜産関係排水処理施設」という。)

項目	許容限度	
水素イオン濃度(水素指数)	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
	海域以外に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	排水量が 15m <sup>3</sup> 未満のもの	300
	排水量が 15m <sup>3</sup> 以上のもの	120
浮遊物質	150	

備考 許容限度の単位(水素イオン濃度を除く。)は、排水 1L につき mg とする。  
水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号

表 4.2.42(6) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準：特定事業場）

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第一に掲げる特定施設
- 2 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設		許容限度	
			平成 5 年 12 月 1 日 前に特定施設を設 置し、又は特定施設 の設置の工事に着 手した特定事業場	平成 5 年 12 月 1 日以降特定 事業場となったもの
窒素含有量	畜産関係特定施設	排水量が 15m <sup>3</sup> 未満のもの	120	40
		排水量が 15m <sup>3</sup> 以上のもの	40	30
	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	30	20
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	10
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	30	20
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	10
	病院施設		30	10
	みなし病院施設		30	15
	みなし浄化槽		70	平成 5 年 12 月 1 日以降平成 11 年 4 月 1 日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場 30
				平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったもの 20
	し尿処理施設		50	20
	下水道終末処理施設		30	20
その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	30	15	
	排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	10	
燐含有量	畜産関係特定施設	排水量が 15m <sup>3</sup> 未満のもの	16	5
		排水量が 15m <sup>3</sup> 以上のもの	6	4
	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	6	1
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	4	0.5
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	4	2
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	3	1
	病院施設		4	1
	みなし病院施設		6	2
	みなし浄化槽		7	平成 5 年 12 月 1 日以降平成 11 年 4 月 1 日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場 4
				平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったもの 2
	し尿処理施設		6	2
	下水道終末処理施設		4	2
その他の業種又は施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	4	1	
	排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	3	0.5	

備考 1 許容限度の単位は、排水水 1L につき mg とする。

- 2 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいう。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号



表 4.2.42(7) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（生活環境項目に係る上乗せ排水基準：特定事業場）(1/2)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）
- 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度			
		平成 11 年 4 月 1 日 前に特定施設を設 置し、又は特定施設 の設置の工事に着 手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日 以降特定事業場と なったもの		
水素イオン濃度	全業種（畜産関係 係排水処理 施設を除く。）	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下	
		海域以外に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	
生物化学的酸素要求量 及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗びん施設		100	40	
	動物系飼料等製造業		100	15	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造 業飲食店、病院施設及びみなし病院施設		80	30	
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		60	10	
	浄水施設		30	15	
	水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市 場に係る施設		40	15	
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理 施設を除く。）		40	30	
浮遊物質	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業 、と畜業及び洗びん施設		90	90	
	病院施設及びみなし病院施設		100	60	
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		110	20	
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場 及び水産物地方卸売市場に係る施設		70	30	
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理 施設を除く。）		90	60	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（鉱油類）	全業種		5	5	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（動植物油 脂類）	全業種		30	30	
フェノール類含有量	全業種		5	5	
亜鉛含有量	全業種		5	5	
銅含有量	全業種		3	3	
溶解性鉄含有量	全業種		10	10	
溶解性マンガン含有量	全業種		10	10	
クロム含有量	全業種		2	2	
大腸菌群数	全業種		3,000	3,000	
窒素含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗びん施設		50	30	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、 弁当製造業及び飲食店		60	30	
	病院施設		50	15	
	みなし病院施設		50	25	
	みなし 浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外 のもの		70	30
		し尿等のみを処理するもの		120	
	し尿処理 施設	し尿等のみを処理するもの以外 のもの		50	20
し尿等のみを処理するもの			120		
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理 施設を除く。）		50	25	

表 4.2.42(8) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（生活環境項目に係る上乗せ排水基準：特定事業場）(2/2)

項目	業種又は施設	許容限度		
		平成 11 年 4 月 1 日 前に特定施設を設 置し、又は特定施設 の設置の工事に着 手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日 以降特定事業場と なったもの	
りん含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業 及び洗びん施設	9	2	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業 及び飲食店	10	5	
	病院施設	6	2	
	みなし病院施設	9	3	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	7	4
		し尿等のみを処理するもの	16	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外 のもの	6	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設 を除く。）		6	2	

備考 1 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水 1L につき mg とする。ただし、大腸菌群数については、排水 1 cm<sup>3</sup> につき個とする。

- 2 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは同表第六十九号の二及び第六十九号の三に掲げる特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゆう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゆう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号

表 4.2.42(9) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準：特定事業場）(1/2)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第一に掲げる特定施設
- 2 平成 3 年 4 月 1 日現在の令第三条の二に定める指定地域特定施設
- 3 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設		許容限度		
			平成 11 年 4 月 1 日 前に特定施設を設 置し、又は特定施設 の設置の工事に着 手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日 以降特定事業場と なつたもの	
窒素含有量	畜産関係特定施設		120	120	
	食料品製造業	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	40	25	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	20	
	化学工業	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	30	16	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	16	
	鉄鋼業	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	30	16	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	16	
	金属製品製造業、酸 又はアルカリによる 表面処理施設及び電 気めつき施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	40	25	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	30	20	
	その他の製造業及び 全製造業に係る特定 事業場から排出され る水の処理施設	排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	40	20	
		排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	20	16	
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外 のもの		70	20
		し尿等のみを処理するもの		120	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外 のもの		70	20
		し尿等のみを処理するもの		120	
	し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		20	20
し尿浄化槽		し尿等のみ を処理する もの以外の もの	50		
		し尿等のみ を処理する もの	120		
下水道終末処理施設		30	20		
その他の業種又は施設		50	30		

表 4.2.42(10) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準：特定事業場) (2/2)

項目	業種又は施設		許容限度	
			平成 11 年 4 月 1 日 前に特定施設を設 置し、又は特定施設 の設置の工事に着 手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日 以降特定事業場と なつたもの
りん含有量	畜産関係特定施設		16	16
	食料品製造業	排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 未満のもの	6	3
		排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 以上のもの	4	2
	化学工業	排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 未満のもの	4	2
		排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 以上のもの	2	1
	鉄鋼業	排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 未満のもの	4	1.5
		排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 以上のもの	2	1
	金属製品製造業、酸又は アルカリによる表面処 理施設及び電気めつき 施設	排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 未満のもの	4	1.5
		排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 以上のもの	2	1
	その他の製造業及び全 製造業に係る特定事業 場から排出される水の 処理施設	排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 未満のもの	4	2
		排水量が <sup>6</sup> 500m <sup>3</sup> 以上のもの	2	1
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの 以外のもの	7	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの 以外のもの	7	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
	し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		2
し尿浄化槽		し尿等のみ を処理する もの以外の もの	6	2
		し尿等のみを処理 するもの	16	
下水道終末処理施設		4	1	
その他の業種又は施設		6	4	

備考 1 許容限度の単位は、排水 1L につき mg とする。

- 2 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「化学工業」とは同表第二十四号から第五十号までに掲げる業種をいい、「鉄鋼業」とは同表第六十一号に掲げる業種をいい、「金属製品製造業」とは同表第六十三号に掲げる業種をいい、「その他の製造業」とは同表第十一号、第十二号、第十八号の三、第十九号から第二十三号の二まで、第五十一号から第五十八号まで、第六十二号、第六十四号、第六十六号の二、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる業種又は特定施設をいい、「全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設」とは同表第七十四号に掲げる特定施設(食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業又はその他の製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。)をいい、「指定浄化槽」とは令第三条の二に定める指定地域特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に係る施設及び健康増進法第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第二条第一号に規定するものをいう。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号

また、「水質汚濁防止法」第四条の二第1項の規定により、指定地域内事業場に対して排出水の汚濁負荷量の総量について規制基準が定められています。指定地域は、図 4.2.10に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺では、市川市、船橋市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市の一部が該当します。

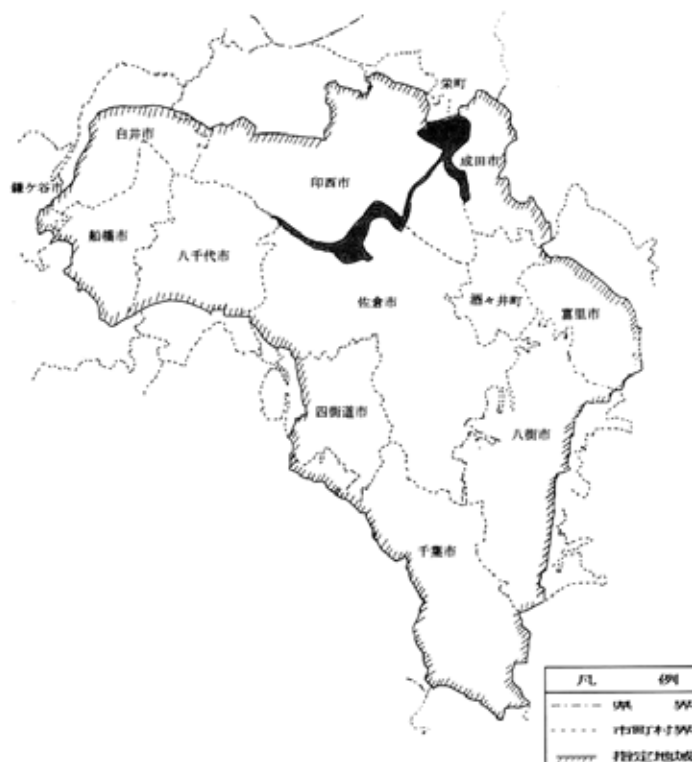


出典：「水質汚濁防止法に規定する指定水域及び指定地域」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

図 4.2.10 水質汚濁防止法に規定する指定地域図

#### 4.2.7.8 湖沼水質保全特別措置法に係る指定地域

また、「湖沼水質保全特別措置法」第七条第1項の規定に基づき、指定地域に対して、千葉県知事により規制基準（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量に係る規制基準）が定められています。指定地域は、図4.2.11(1)、(2)に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺において、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市の一部が該当します。



出典：「湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）

図4.2.11(1) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域図（印旛沼に係る指定地域）



出典：「湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域」（平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ）

図4.2.11(2) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域図（手賀沼に係る指定地域）

#### 4.2.7.9 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4.2.43に示すとおりです。

表 4.2.43 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4 - ジオキサン	0.05mg/L 以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準について 平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと。」とは、規格等により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

#### 4.2.7.10 土壤汚染に係る環境基準等

##### (1) 土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壤汚染に係る環境基準は、表 4.2.44に示すとおりです。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壤のダイオキシン類に係る環境基準は、表 4.2.45に示すとおりです。

表 4.2.44 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

土壤の汚染に係る環境基準について、平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと。」とは、規格等が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

表 4.2.45 ダイオキシン類に係る環境基準(土壤)

媒体	環境上の条件	備考
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。



## (2) 要措置区域の指定の状況

「土壤汚染対策法」では、特定有害物質の汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を要措置区域として指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、表 4.1.18(1)、(2)及び図 4.1.19 に示したとおり、要措置区域が存在します。

### 4.2.7.11 沿道整備道路の指定の状況

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」では、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正な土地利用の促進を図るために、沿道整備道路を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、沿道整備道路は存在しません。

### 4.2.7.12 世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域の状況

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」では、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、顕著な普遍的価値を有すると認められるものの一覧表を公表することが定められています。対象事業実施区域及びその周辺には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しません。

### 4.2.7.13 国際的に重要な湿地の指定の状況

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」では、湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するために、国際的に重要な湿地を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、同条約により指定された湿地は存在しません。

日本では、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成 13 年に選定・公表され、平成 26 年度に見直しが行われました。対象事業実施区域及びその周辺において選定されている重要湿地は表 4.2.46及び図 4.1.27 に示すとおりです。

表 4.2.46 重要湿地の選定地

市名	No.	湿地名	生物分類群	選定理由
市川市	1	じゅん菜池	淡水藻類	希少な水生植物の生育地。
			昆虫類	貴重な種を含む昆虫類が豊富に見られる。
	2	市川市大町周辺の谷津田	淡水魚類	希少な魚類などの生息地。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（平成 30 年 3 月閲覧 環境省自然環境局）

### 4.2.7.14 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域の指定の状況

「自然公園法」では、国民の保健等に役立てるとともに、生物多様性の確保に寄与するために、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」及び「千葉県自然公園条例」で定められた自然公園は存在しません。

#### 4.2.7.15 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定の状況

「自然環境保全法」では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくために、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定しています。

対象事業実施区域及びその周辺には、表 4.2.47及び図 4.2.12に示すとおり、船橋市の「八王子神社の森郷土環境保全地域」が自然環境保全地域に指定されています。

表 4.2.47 自然環境保全地域の指定の状況

地域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	地域の内容
八王子神社の森 郷土環境保全地域	船橋市古和釜	1.08	平成6年3月8日	スギ・ヒノキ・サワラなどの人工林に、モミ・アカシデなどの大径木が混在し、良好な自然環境を形成している。

出典：「自然環境保全地域の指定状況」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.7.16 都道府県自然環境保全地域等の指定の状況

千葉県では、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくために、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の地域指定を行っています。対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域は存在しません。

#### 4.2.7.17 首都圏近郊緑地保全区域の指定の状況

「首都圏近郊緑地法」では、首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために、首都圏近郊緑地保全区域を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。

#### 4.2.7.18 自然海浜保全地区の指定の状況




「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、瀬戸内海の環境の保全を図るために、自然海浜保全地区を指定しています。対象事業実施区域が位置する千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。


#### 4.2.7.19 近畿圏近郊緑地保全区域の指定の状況

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」では、近郊緑地のうち住民の健康の増進や公害等の防止の効果が著しい区域を近郊緑地保全区域として指定しています。対象事業実施区域が位置する千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

 八王子神社の森郷土環境保全地域

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部（平成 17 年 8 月 24 日）・佐倉（平成 10 年 9 月 1 日）」を使用したものである。  
 出典：「自然環境保全地域の指定状況」（平成 30 年 3 月閲覧 千葉県ホームページ）

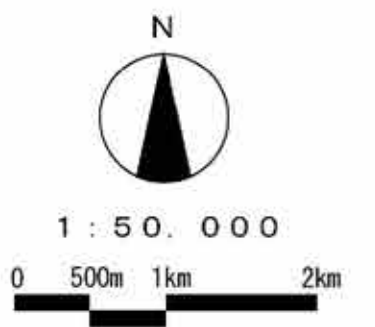


図 4.2.12 自然環境保全地域位置図

#### 4.2.7.20 特別緑地保全地区の指定の状況

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区制度」として、都市に残された緑地を保全するために、特別緑地保全地区が指定されています。対象事業実施区域及びその周辺での指定の状況は表 4.2.48及び図 4.2.13に示すとおりであり、松戸市の栗山特別緑地保全地区（2.0ha）、矢切特別緑地保全地区（1.9ha）等が指定されています。

表 4.2.48 特別緑地保全地区の指定の状況

市名	No.	名称	位置	面積 (ha)	指定年月日
市川市	1	平田特別緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7	昭和56年3月20日
	2	子の神特別緑地保全地区	市川市北方3丁目の一部の区域	0.7	昭和56年3月20日
	3	宮久保特別緑地保全地区	市川市宮久保4丁目の一部の区域	0.6	昭和56年3月20日
松戸市	4	栗山特別緑地保全地区	松戸市栗山の一部の区域	2.0	平成20年3月21日 (平成26年2月25日)
	5	矢切特別緑地保全地区	松戸市下矢切字坂之上及び字大堀の各一部の区域	0.8	平成23年3月15日
				0.5	平成26年2月25日
0.6				平成28年9月27日	
柏市	6	高柳特別緑地保全地区	高柳字蟹打及び南の各一部の区域	0.8	平成29年3月24日

出典：「平成29年版 千葉県環境白書」(平成30年3月 千葉県環境生活部)  
「特別保全緑地地区」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.7.21 保安林の指定の状況

「森林法」では、森林の持つ水源かん養、災害の防備、生活環境の保全、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮させることを目的に、保安林を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺では、保安林は存在しません。

#### 4.2.7.22 風致地区の指定の状況

「都市計画法」では、都市における風致及び景観の維持を目的に、風致地区を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺での指定の状況は表 4.2.49及び図 4.2.14に示すとおりであり、市川市の梨風苑（7.0ha）、国府台（596.0ha）等が指定されています。

表 4.2.49 風致地区の指定の状況

市名	No.	風致地区	面積 (ha)	指定年月日	最終指定年月日
市川市	1	梨風苑	7.0	昭和48年12月28日	-
	2	八幡	54.0	昭和13年10月28日	昭和48年12月28日
	3	法華経寺	60.0	昭和13年10月28日	昭和48年12月28日
	4	国府台	596.0	昭和13年10月28日	昭和48年12月28日
	5	大町	52.0	昭和48年12月28日	-
船橋市	6	中山競馬場	89.1	昭和13年10月22日	昭和44年4月9日
	7	法典	107.2	昭和13年10月22日	昭和60年11月8日
	8	滝不動	217.0	昭和13年10月22日	昭和48年2月27日

出典：「平成29年版 千葉県環境白書」(平成30年3月 千葉県環境生活部)

#### 4.2.7.23 保護林の区域の指定の状況

「保護林の再編・拡充について」では、自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護等を目的に、原始的な天然林などを保護林として指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、保護林の区域は存在しません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 特別緑地保全地区

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部（平成 17 年 8 月 24 日）・佐倉（平成 10 年 9 月 1 日）」を使用したものである。  
 出典：「平成 29 年版 千葉県環境白書」（平成 30 年 3 月 千葉県環境生活部）  
 「特別緑地保全地区」（平成 30 年 3 月閲覧 千葉県ホームページ）

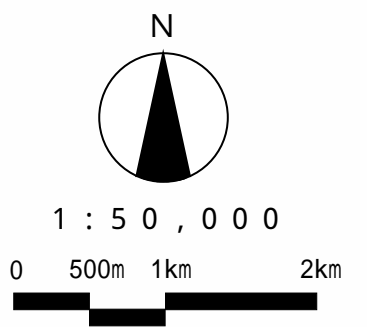





図 4.2.13 特別緑地保全地区位置図

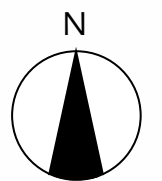


凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

 風致地区

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部（平成 17 年 8 月 24 日）・佐倉（平成 10 年 9 月 1 日）」を使用したものである。  
 出典：「市川都市計画図 1/12,500」（平成 29 年 10 月 市川市）  
 「船橋都市計画図 1/25,000」（平成 30 年 3 月 船橋市）



1 : 50,000



図 4.2.14 風致地区位置図

#### 4.2.7.24 樹木・樹林の保存の状況

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」では、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与させるために、一定の基準に該当する樹木、樹林を保存樹、保存樹林としています。対象事業実施区域及びその周辺での樹木・樹林の保存に係る事業内容は表 4.2.50に示すとおりです。

表 4.2.50 樹木・樹林の保存に係る事業内容

市名	事業名称	事業内容
市川市	緑地等保全事業	「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、平成 26 年 4 月 1 日に施行。緑地等保全事業に協力する者に補助金を交付する。 <平成 28 年度実績> 交付対象面積 39.3ha 補償額 11,484 千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の 3 年に一度の剪定等（費用の 1/2、上限 3 万円）に対する協定者への補助。 <平成 28 年度実績> 交付対象樹木数 175 本
船橋市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹木 30 円/㎡、樹木 5,000 円/本 生垣 100 円/m 市街化調整区域内は半額。樹木については固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和 48 年 9 月 29 日制定 平成 28 年度 支給総額 21,106 千円
松戸市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹木地区 20 円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30 円/㎡・年 ・保護樹木 2,000 円/本・年 <平成 28 年度実績> 総支給額 13,777,741 円
柏市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1)固定資産税・都市計画税の免除 (2)指定の基準 保護地区(700㎡以上の山林)、保護樹林(高さ12m以上、幹周り1m以上)
八千代市	環境保全林保存樹林	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林 500㎡以上を有するもの。9ヶ所 29,672㎡指定(平成 29 年 3 月 31 日) ・保全林以外の樹林で幹周り 1.2m 以上高さ 10m 以上であり、樹容美観に優れていること。40ヶ所 81 本指定(平成 29 年 3 月 31 日) ・緑化推進事業助成金(保全林 30 円/㎡、保存樹木 3,000 円/本) <平成 28 年度実績> 支給総額 1,133,160 円
鎌ヶ谷市	保全林助成金 保存樹木助成金	・保全林助成金：面積×30円(年額) 指定箇所：14箇所(42,186㎡) 総支給額：1,212,055円 ・保存樹木助成金：1本あたり1,500円(年額) 指定本数：12本 総支給額：18,000円
	ふれあいの森助成金	・ふれあいの森助成金：面積×30円+都市計画税+固定資産税(年額) 指定箇所：10箇所(41,754㎡) 総支給額：3,050,916円(平成 29 年 3 月 31 日)
白井市	白井市緑地保全事業 文化財保存・周知事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。 特別保全緑地 総面積 45,556㎡ 市指定文化財(天然記念物)として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数：2件 10,000円/件(年額)

出典：「平成29年版 千葉県環境白書」(平成30年 3月 千葉県環境生活部)

また、対象事業実施区域及びその周辺において、市川市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市で条例等により保全林や保護樹木が指定されています。

保存樹木・樹林の一覧は表 4.2.51に、その位置は図 4.2.15に示すとおりです。

表 4.2.51 保存樹木・樹林一覧

市名	No.	保存樹木・樹林	所在地	
市川市	1	クスノキ 8 本	真間山緑地隣接地	
	2	ヒマラヤスギ 1 本		
	3	タブノキ 1 本		
	4	保存樹林 (4 箇所 約 1.81ha)	梨風東緑地 (0.67ha)	
	5		首谷緑地等 (0.24ha)	
	6		大野第 2 緑地隣接地 (0.30ha)	
	7		大町公園隣接地 (0.59ha)	
松戸市	-	保全樹林地区 446,222 m <sup>2</sup> 特別保全樹林地区 151,707 m <sup>2</sup> 保護樹木 134 本	- 注)	
八千代市	8	サワラ	麦丸字本郷 1336 (日枝神社)	
	9	コブシ		
	10	スダジイ		
	11	スダジイ	吉橋字八幡前 1195 (八幡神社)	
	12	スダジイ		
	13	スギ		
	14	スギ	桑橋字宮内 910-2 (熊野神社)	
	15	アカガシ		
	16	アカガシ		
	17	スダジイ		
	18	スダジイ		
	19	スダジイ		
	20	イチョウ	桑納字稲荷台 310-2 (薬師堂)	
	21	エノキ		
	22	イヌシデ		
	23	ツバキ		
	24	イチョウ	桑納字丸畑 98 (妙見神社)	
	25	モミノキ	吉橋字前畑 2738	
	26	スダジイ	吉橋字東向 2676	
	27	オオムラサキツツジ	桑橋字本郷台 780-1	
	28	ウメ		
	29	ホソバタイサンボク		
	鎌ヶ谷市	30	チャボヒバ	南佐津間 (宝泉院)
		31	アカガシ	鎌ヶ谷 (八幡神社)
		32	クスノキ	鎌ヶ谷 (延命寺)
		33	コブシ	
		34	スダジイ	道野辺 (根頭神社)
		35	アカガシ	
		36	ヤマザクラ	
37		モチノキ	中沢 (八幡春日神社)	
38		ヤブツバキ		
39		ムクノキ		
40		スギ		
41		イチョウ	中沢 (萬福寺)	
42		ヒヨクヒバ		

注) 松戸市の保存樹木等の所在地については、公表されていない。

出典: 「市川市みどりの基本計画第 3 次アクションプラン」(平成 28 年 11 月 市川市水と緑の部)

「助成制度(保護樹木・保全樹林地区・特別保全樹林地区)」(平成 30 年 3 月閲覧 松戸市ホームページ)




「保存樹木一覧表」(平成 30 年 3 月閲覧 八千代市ホームページ)


「鎌ヶ谷市景観計画」(平成 26 年 3 月 鎌ヶ谷市都市建設部)





凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

 保存樹木・樹林

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000 地形図、東京东北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。  
 出典：「市川市みどりの基本計画第3次アクションプラン」（平成28年11月 市川市水と緑の部）  
 「助成制度（保護樹木・保全樹林地区・特別保全樹林地区）」（平成30年3月閲覧 松戸市ホームページ）  
 「保存樹木一覧表」（平成30年3月閲覧 八千代市ホームページ）  
 「鎌ヶ谷市景観計画」（平成26年3月 鎌ヶ谷市都市建設部）

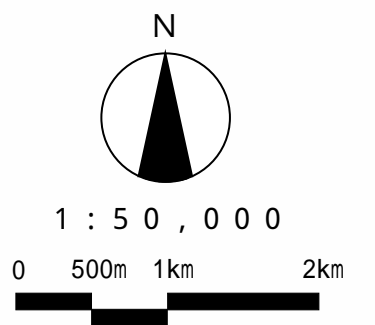


図 4.2.15 保存樹木・樹林位置図

#### 4.2.7.25 生息地等保護区の指定の状況

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、国内希少野生動植物種を保存するために、生息地等保護区を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、生息地等保護区は存在しません。

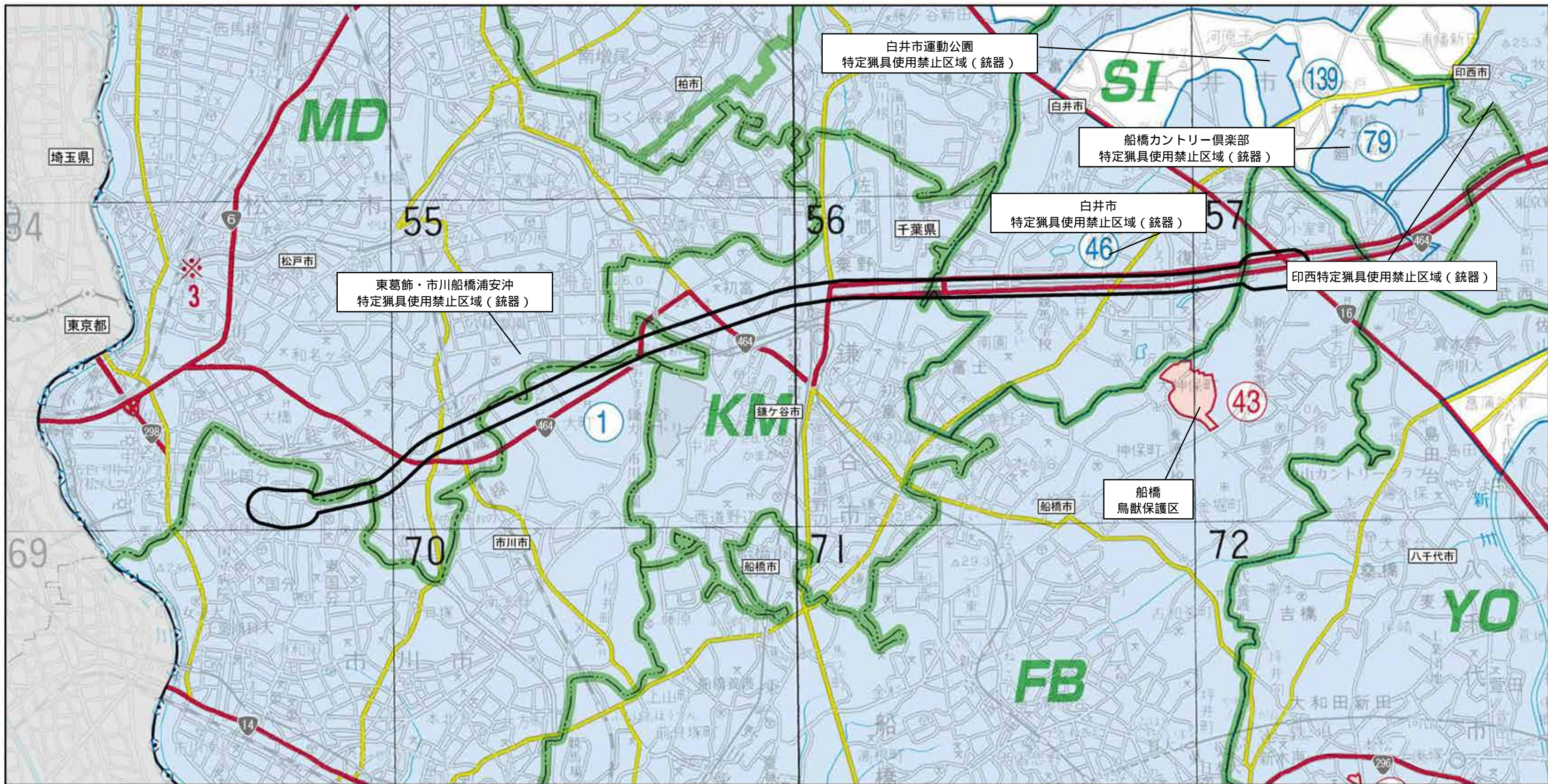
#### 4.2.7.26 鳥獣保護区等の指定の状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の保護が特に必要である区域を鳥獣保護区等として指定しています。対象事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区等の指定の状況は、表 4.2.52及び図 4.2.16に示すとおりです。対象事業実施区域及びその周辺は、東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域(銃器)等に属しています。

表 4.2.52 鳥獣保護区等の指定の状況

名称	所在地	面積 (ha)	期間
東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域(銃器)	船橋市、浦安市、市川市、 鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、 柏市、我孫子市、野田市、 印西市、習志野市	52,050.00	H19.11.1 ~ H39.10.31
船橋鳥獣保護区	船橋市	31.00	H20.11.1 ~ H30.10.31
白井市特定猟具使用禁止区域(銃器)	白井市	2,358.00	H23.11.1 ~ H33.10.31
船橋カントリー倶楽部特定猟具使用 禁止区域(銃器)	白井市	155.00	H25.11.1 ~ H35.10.31
白井市運動公園特定猟具使用禁止区域 (銃器)	白井市	78.00	H26.11.1 ~ H36.10.31
印西特定猟具使用禁止区域(銃器)	印西市、白井市	4,834.00	H24.11.1 ~ H34.10.31

出典：「千葉県鳥獣保護区等位置図(北部地区)」(平成30年3月閲覧 千葉県環境生活部)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域(銃器)
- 一般国道
- 主要地方道
- 保護管理ユニット

出典：「平成29年度千葉県鳥獣保護区等位置図(北部地区)」(千葉県環境生活部)

図 4.2.16 鳥獣保護区等位置図

#### 4.2.7.27 文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財は表 4.2.53(1)、(2)に、国の登録有形文化財は表 4.2.54に、これらの文化財の位置は、図 4.2.17に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺では、指定文化財が全部で76件(国指定文化財：9件、県指定文化財：4件、市指定文化財：63件)、国の登録有形文化財(建造物)が全部で3件存在しています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、重要文化的景観は存在しません。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、図 4.2.18に示すとおり数多くの周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

表 4.2.53(1) 指定文化財の状況

区分	指定区分	市名	No.	名称	
史跡	国	市川市	1	堀之内貝塚	
			2	菅谷貝塚	
			3	姥山貝塚	
			4	下総国分寺跡	
			5	下総国分尼寺跡	
		鎌ヶ谷市	6	下総小金中野牧跡(捕込)	
			7	下総小金中野牧跡(野馬土手)	
		県	市川市	8	須和田遺跡
			柏市	9	藤ヶ谷十三塚
			白井市	10	清戸の泉
	市	市川市	11	美濃輪台遺跡 B地点	
			12	須和田遺跡	
			13	下総総社跡	
		船橋市	14	俳人斎藤その女の墓	
			15	下野牧二和野馬土手	
		松戸市	16	二十世紀梨誕生の地	
			17	河原塚1号古墳	
			18	河原塚4号古墳	
			19	経世塚	
		鎌ヶ谷市	20	土地記念講碑	
			21	牧土三橋家の墓地	
			22	官軍兵士の墓	
			23	牧土清田家の墓地	
			24	駒形大明神	
		印西市	25	武西の百庚申塚	
		白井市	26	中野牧野馬除土手	
			27	みたらしの池	
名勝	国	松戸市	1	旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)	
天然記念物	県	松戸市	1	浅間神社の極相林	
	市川市	2	禅照庵マキ		
		3	伊弉諾神社ハリギリ		
		4	愛宕神社イチョウ		
		5	ヒメアカネ		
		6	八幡・春日神社の森		
	鎌ヶ谷市	7	キンモクセイ		
		8	根頭神社の森		
	白井市	9	西福寺の公孫樹		
		10	来迎寺の公孫樹		

注) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)及び記念物(史跡、天然記念物)を示した。

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

「市川市の文化財」(平成30年3月閲覧 市川市ホームページ)

「指定文化財」(平成30年3月閲覧 船橋市ホームページ)

「松戸市文化財マップ」(平成30年3月閲覧 松戸市ホームページ)

「指定文化財」(平成30年3月閲覧 柏市ホームページ)

「八千代市の文化財」(平成30年3月閲覧 八千代市ホームページ)

「ふるさとかがや散策まっぷ」(平成30年3月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)

「鎌ヶ谷市の文化財」(平成30年3月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)

「印西市の文化財」(平成30年3月閲覧 印西市ホームページ)

「白井市の歴史・文化財」(平成30年3月閲覧 白井市ホームページ)

表 4.2.53(2) 指定文化財の状況

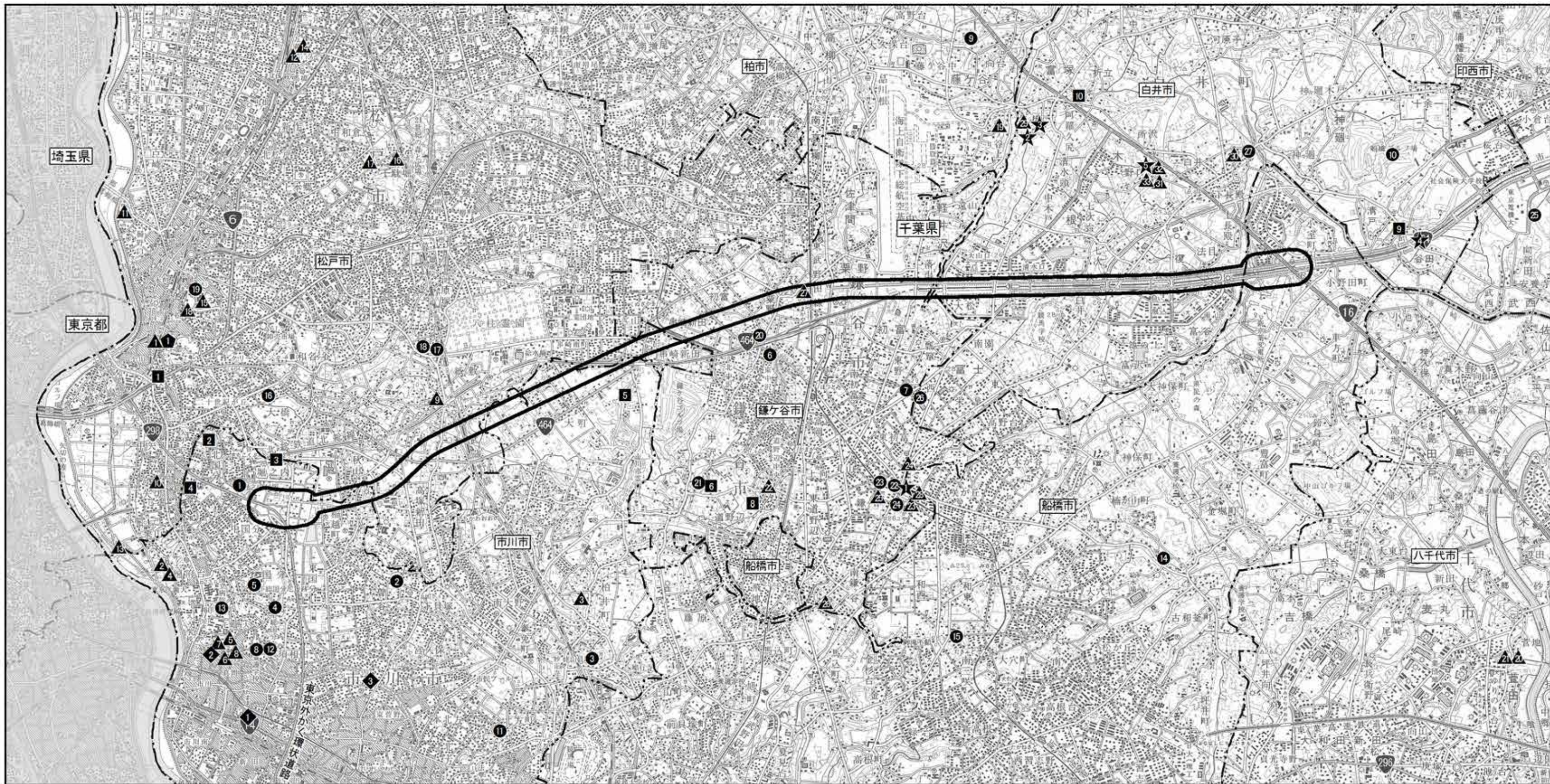
区分	指定区分	市名	No.	名称
有形文化財	国	松戸市	1	旧徳川家松戸戸定邸
	市	市川市	2	庚申五層塔
			3	明戸古墳石棺
			4	小笠原政信夫妻供養塔
			5	真間万葉顕彰碑(真間井)
			6	真間万葉顕彰碑(真間女墓)
			7	真間万葉顕彰碑(継橋)
			8	鈴近江翁碑
			9	嘉永五年銘庚申塔
		松戸市	10	寛文八年銘庚申塔
			11	慶安三年銘庚申塔
			12	寛文元年銘道祖神
			13	柳原水閘
			14	一月寺遺石
			15	松戸中央公園正門門柱(旧陸軍工兵学校正門門柱)
			16	土屋家長屋門
			17	安蒜家長屋門
			18	旧陸軍工兵学校歩哨哨舎
			19	鮮魚街道常夜燈
	柏市	20	飯綱神社鐘樓	
		21	飯綱神社本殿・拝殿・玉垣・参道石段	
	鎌ヶ谷市	22	鎌ヶ谷大仏	
		23	魚文の句碑	
		24	駒形大明神	
		25	妙蓮寺板碑及び五輪塔	
		26	道標地蔵	
		27	庚申道標	
		28	栗野庚申講・栗野庚申塔群	
		29	富塚鳥見神社本殿	
	白井市	30	鳥見神社の石造鳥居	
		31	鷲神社の石造鳥居	
		32	鷲神社本殿	
		33	折立熊野神社本殿	
有形民俗文化財	市	鎌ヶ谷市	1	百庚申
		白井市	2	鳥見神社の歓喜天
			3	鳥見神社の切られ庚申
			4	谷田の三猿庚申塔
			5	鷲神社の三猿庚申塔

注) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)及び記念物(史跡、天然記念物)を示した。  
 出典: 「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「市川市の文化財」(平成30年3月閲覧 市川市ホームページ)  
 「指定文化財」(平成30年3月閲覧 船橋市ホームページ)  
 「松戸市文化財マップ」(平成30年3月閲覧 松戸市ホームページ)  
 「指定文化財」(平成30年3月閲覧 柏市ホームページ)  
 「八千代市の文化財」(平成30年3月閲覧 八千代市ホームページ)  
 「ふるさとかがや散策まっぶ」(平成30年3月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)  
 「鎌ヶ谷市の文化財」(平成30年3月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)  
 「印西市の文化財」(平成30年3月閲覧 印西市ホームページ)  
 「白井市の歴史・文化財」(平成30年3月閲覧 白井市ホームページ)

表 4.2.54 登録有形文化財の状況

区分	指定区分	市名	No.	名称
登録有形文化財	国	市川市	1	西洋館倶楽部(渡辺家住宅)
			2	日本福音ルーテル市川教会会堂
			3	昭和学院創立記念館

注) 表中の文化財は、主に野外に存在している有形文化財(建造物)を示した。  
 出典: 「県内の国登録有形文化財」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

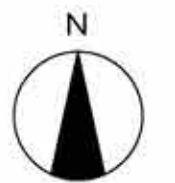


凡例

- |  |          |  |         |
|--|----------|--|---------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 史跡      |
|  | 都県界      |  | 名勝      |
|  | 市区界      |  | 天然記念物   |
|  |          |  | 有形文化財   |
|  |          |  | 有形民俗文化財 |
|  |          |  | 登録有形文化財 |

注) 表 4.2.53(1)に示す「指定文化財の状況 No.7鎌ヶ谷市のキンモクセイ」については、個人宅に位置しており、位置は公表されていないため、図示していない。

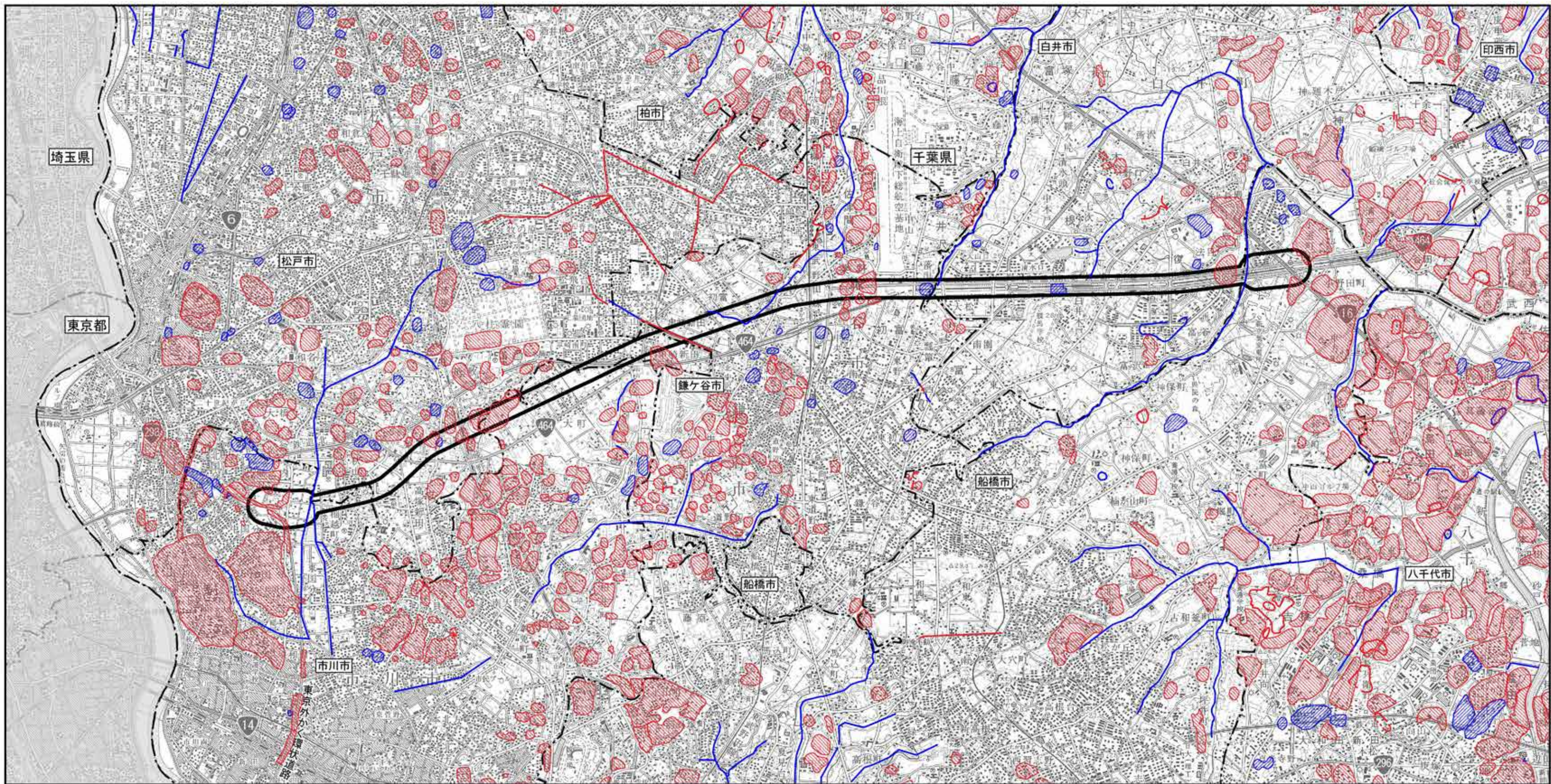
この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。  
 出典:「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)  
 「市川市の文化財」(平成30年3月閲覧 市川市ホームページ)  
 「指定文化財」(平成30年3月閲覧 船橋市ホームページ)  
 「松戸市文化財マップ」(平成30年3月閲覧 松戸市ホームページ)  
 「ふるさとかがや散策まっぷ」(平成30年3月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)  
 「鎌ヶ谷市の文化財」(平成30年3月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)  
 「指定文化財」(平成30年3月閲覧 柏市ホームページ)  
 「白井市の歴史・文化財」(平成30年3月閲覧 白井市ホームページ)  
 「八千代市の文化財」(平成30年3月閲覧 八千代市ホームページ)  
 「印西市の文化財」(平成30年3月閲覧 印西市ホームページ)  
 「県内の国登録有形文化財」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)






1:50,000



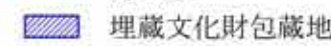



図 4.2.17 指定文化財位置図

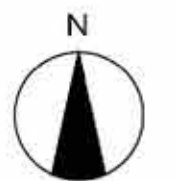


凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

-  埋蔵文化財包蔵地
-  馬土手
-  埋蔵文化財包蔵地消滅
-  馬土手消滅

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。  
 出典:「ふさの国文化財ナビゲーション」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)



1 : 50,000



図 4.2.18 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

#### 4.2.7.28 地すべり防止区域の指定の状況

「地すべり防止法」では、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、これを防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止区域を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、地すべり防止区域は存在しません。

#### 4.2.7.29 急傾斜地崩壊危険箇所の指定の状況

「土砂災害防止法」では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的に、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定するための基礎調査結果を急傾斜地崩壊危険箇所としています。対象事業実施区域及びその周辺には、図 4.2.19に示すとおり、急傾斜地崩壊危険箇所が存在します。

#### 4.2.7.30 砂防指定地の指定の状況

「砂防法」では、豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することにより、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図ることを目的に、砂防指定地を指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、砂防指定地は存在しません。

#### 4.2.7.31 市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画の状況



「歴史まちづくり法」では、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を認定し、その取組を支援しています。




対象事業実施区域及びその周辺では、同法に係る関係自治体は存在しません。





凡例

 対象事業実施区域  
 都県界

 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ  
 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ  
 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。  
 出典:「ちば情報マップ」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

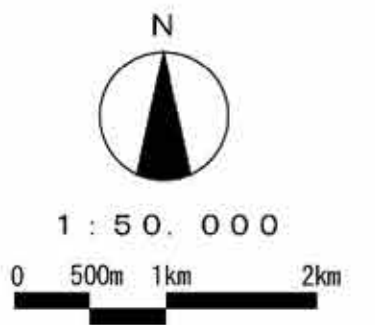


図 4.2.19 急傾斜地崩壊危険箇所位置図

#### 4.2.7.32 景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画の状況

##### (1) 市川市

市川市は積極的に良好な景観の形成を図るため、平成 17 年 1 月に景観行政団体となっており、平成 18 年 7 月には、「市川市景観計画」が策定され、景観まちづくりが推進されています。

この計画では「共感と継承」が基本理念とされており、良好な景観の形成を図る区域として市全域が定められています。また、市全域が対象となる共通方針と地域別に異なる区分別方針の 2 つから成る良好な景観の形成に関する方針が設定されています。

対象事業実施区域は、「緑地・農地と住宅地ゾーン」、「自然と歴史の住宅地ゾーン」及び「幹線道路沿道ゾーン」の区分に属しています。

##### (2) 船橋市

船橋市では平成 16 年 6 月に景観行政団体となっており、「良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し・次世代へと受け継いでいく」ことを目指し、平成 22 年 3 月に「船橋市景観計画」が策定されました。

この計画では市全域で総合的に景観形成を進めるため、市全域が景観計画区域とされています。また、「景観の保全・形成の目標」が定められているとともに、市の景観特性が 14 の景観類型に整理されており、類型ごとに「良好な景観の保全と形成に関する方針」が設定されています。

##### (3) 松戸市

松戸市は平成 21 年 4 月に景観行政団体となっており、市民・事業者・行政の「協働」による景観づくりを進め、松戸らしい景観資源を活かし、誇りと自信を持って後世に引き継ぐことができる魅力あふれるまち並み景観の形成を目的とし、平成 23 年 3 月に「松戸市景観計画」が策定されました。

この計画では心の安らぎを感じさせる自然・歴史・文化的景観資源を市内の随所に有することから、市全域が景観計画の区域とされています。また、地形を基本に、市域が 5 つの景観ゾーンに分けられており、ゾーンごとに景観形成の方針が定められています。

対象事業実施区域は、「みどりと農の景観ゾーン」に属しており、「農地や河川などを通じてうるおいを感じることでできる景観づくり」が景観形成の基本方針として定められています。

##### (4) 柏市

柏市は平成 17 年 11 月に景観行政団体となっており、市民・事業者・設計者などへの景観意識の浸透、うるおいや美しさの感じられる景観の実現などを目的に、平成 20 年 4 月に「柏市景観計画」が策定されました。

この計画では「みんなで守り育てたい、緑・水に縁どられた、なつかしくて新しい都市（まち）・柏」が基本理念として定められています。また、景観計画の区域は市内全域となっており、「都市計画法」上の用途地域等と連動し、地域の区分が行われ、地域ごとに行為の基準が定められています。

(5) 八千代市

八千代市では景観計画は策定されていません。

(6) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では景観形成の方向性を示すとともに、市民、事業者及び行政が一体となって鎌ヶ谷らしい魅力のある景観の形成に積極的に取り組んでいくため、平成 24 年 5 月に景観行政団体となり、平成 26 年 3 月に「鎌ヶ谷市景観計画」が策定されました。

この計画では市全体での景観づくりを一体的に進めていくために、市全域が景観計画の区域とされています。また、本計画では、「鎌ヶ谷市景観条例」に基づいて指定される景観重点地区の位置、景観形成の方針、行為の制限等が定められています。

対象事業実施区域及びその周辺では、新鎌ヶ谷駅を中心とした商業・業務の中心市街地とその周囲の住宅を含む地域である新鎌ヶ谷地区が景観重点地区として指定されており、「人を呼び込み、文化を育む新鎌ヶ谷地区」が景観形成の目標とされています。

(7) 印西市

印西市では今後定める「印西市景観計画」と「印西市景観条例」の土台となる「印西市景観まちづくり基本計画」が平成 29 年 3 月に策定されました。平成 28 年度以降、景観計画等策定委員会により「印西市景観計画」の策定が進められています。

(8) 白井市

白井市では景観計画は策定されていません。

4.2.7.33 市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（緑の基本計画）

(1) 市川市

市川市では平成 16 年 3 月に緑地の保全や緑化の推進の考えがまとめられた「市川市みどりの基本計画」が策定されました。

この計画では「人と緑とのかかわりを大切にする」という基本理念のもと、「潤いと安らぎのあふれる緑豊かなまち」が将来像として掲げられています。また、この計画では、市川市を特徴付ける一団の樹林地を保全するために重要で、特に配慮が必要となる地区が保全配慮地区として設定されており、対象事業実施区域は曾谷大町周辺保全配慮地区に属しています。

(2) 船橋市

船橋市では平成 8 年度に、緑地の保全・緑化推進・公園の整備等に関する施策の方針を取りまとめた「船橋市緑の基本計画」が策定されました。平成 19 年度には、法令改正や関連する計画との整合を図るなどの理由から計画の見直しが行われ改訂版を策定し、その後内容が精査された「船橋市緑の基本計画改定第 2 版」が策定されました。

この計画では「歩こう・ふれよう『緑・水・ふるさと、ふなばし』」という緑の将来像の実現に向けて、緑の保全・創出・育成が進められています。また、この計画では、地域の個性や特性を活かした計画づくりのため、市域が 10 の地域に分けられ、「地域別計画」

が策定されています。対象事業実施区域及びその周辺は、法典地区に属しており、門前町の歴史的景観や、海岸線の面影を残す松林のみどり、清らかな湧水などの地域の特性を活かした魅力あるまちを目指すことが目標として定められています。

### (3) 松戸市

松戸市では平成 10 年 12 月に「松戸市緑の基本計画」が策定され、その後平成 21 年 3 月に緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる「松戸市緑の基本計画改訂版」が策定されました。

この計画では「暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸 - 緑花清流でつづる人とまち、自然の物語 - 」が緑の将来像として定められており、将来像を実現していくために「都市」、「地域」、「人」の 3 つの段階で施策の展開が図られています。また、この計画では、市全域の樹林地を対象とした「貴重な自然環境の保全・創造」や、市域を 11 の地域に分け、それぞれの特徴・特性に応じた「緑の物語」づくりが方針として定められています。

対象事業実施区域は常磐平地域及び東部地域に属しており、それぞれ「市民と育てる緑豊かな成熟したまち」、「田園と自然が織りなす環境を楽しめるまち」が地域の計画のテーマとして定められています。

### (4) 柏市

柏市では平成 8 年 3 月に策定された「柏市緑の基本計画」と平成 16 年 3 月に策定された「沼南町緑の基本計画」をもとに、平成 21 年 6 月に新たな時代にふさわしい「柏市緑の基本計画」が定められました。

この計画では「緑」の優れた機能を将来にわたって持続していくための仕組みづくり及び生活に身近な場所に地域の特徴や個性を生かした「緑」の確保に重点が置かれ、「みんなで育てよう環境にやさしい水と緑の豊かなまち柏」が基本理念として設定されています。

また、緑の地域別構想が定められており、対象事業実施区域及びその周辺が属している南部地域と沼南地域では、それぞれ「特徴的な拠点の緑や点在する身近な緑を活かし守り育てるまちづくり」と「人と緑が共生する里づくり」という緑の将来像が定められています。

### (5) 八千代市

八千代市では平成 15 年 3 月に「八千代市緑の基本計画」が策定されました。

この計画では「将来の八千代市を緑豊かな都市」とするため、公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることが目標とされ、「みんなでつくる緑豊かなまち ~人と生き物のための緑のある快適都市をめざして~」が基本理念として設定されています。

また、市民、企業との協働による緑づくり、自然を感じる市街地の創出、里山の保全と再生、地域性豊かな緑の創出、グリーンネットワークの形成を基本方針として、市内が 7 地域に分けられ、地域別施策が展開されています。

#### (6) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では平成 15 年 2 月に鎌ヶ谷市の“緑”としての取り組み及び将来の緑のあり方についての方向性を定めるために「鎌ヶ谷市緑の基本計画」が策定されました。

この計画では「人と自然が調和し協働で創り守る 緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷」という緑の将来像をもとに、鎌ヶ谷市の“みどり”と“水”の保全や整備、緑化の基本方針が設定されています。また、この計画では、駅前など都市のシンボルとなる地区やみどりが少ない住宅地などで、みどりの保全や都市緑化を重点的に進めるために、緑化重点地区が定められています。

対象事業実施区域が属している都市軸地区は、市を代表するシンボル空間として魅力にあふれた景観形成が図られています。

#### (7) 印西市

印西市では平成 12 年 3 月に「印西市緑の基本計画」が策定されました。

この計画では「ふれあいとうるおいのある緑豊かな街」を目指し、街の発展とあわせて、大切な緑を守り増やし育てていくために、平成 32 年（2020 年）を長期目標年次として、緑地の確保量、都市公園等の整備量、緑化の目標が定められました。また、7つの緑地軸と2つのゾーンで都市の緑の骨格を形成させていくことが将来像とされ、実現に向けて5つの柱（里山の緑と歴史を守る。まちに緑の拠点をつくる。水辺を保全・修復し活用する。花と緑の美しいまちをつくる。市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる。）と22の施策が展開されています。

#### (8) 白井市

白井市では緑あふれる白井市（策定当時は白井町）の実現を目指し、白井市の豊富で美しい緑を将来的にも残し、増やしていくための総合的な緑づくりの指針として、平成 9 年 8 月に「白井町緑の基本計画 計画書」が策定されました。

この計画では「人とみどりが共生し、みんなで作るまち 白井」が緑づくりのキャッチフレーズとして定められています。また、「緑地の保全あるいは緑地促進の緊急性」、「施策展開の実現性」及び「白井町全域に及ぼす効果の大きさ」を鑑み、優先的に施策展開を図る「緑地保全・緑化促進の重点地区」が設定されています。

対象事業実施区域及びその周辺は富士地区に属し、「旧市街地における緑づくり」をテーマに、緑化が推進されています。

#### 4.2.8 地域における計画・戦略・目標等

##### 4.2.8.1 千葉地域公害防止計画

千葉県では「環境基本法」に基づき、平成 29 年 3 月に「千葉地域公害防止計画」が策定されました。

この計画では昭和 45 年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした公害防止施策に関する計画であり、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間としています。対象地域は県内の 21 市が指定されており、本事業に係るすべての関係市が該当します。主要な課題として「印旛沼、手賀沼の水質汚濁」、「東京湾の水質汚濁」、「地下水汚染」が挙げられており、それら主要課題に係る環境基準の達成が目標として設定されています。

##### 4.2.8.2 環境基本計画

###### (1) 千葉県

千葉県では平成 20 年 3 月に「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づき、各種施策の推進が行われてきました。その後、計画策定以降、県の自然環境や生活環境をめぐる状況が変化し、新たな課題が生じていることから、計画の見直しが行われ平成 27 年 3 月に「千葉県環境基本計画 改訂版」が策定されました。

この計画では「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」が目標とされています。

また、「全ての県民が環境について考え、行動する」という考え方と「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という考え方を併せて「環境自治」と名付け、「地球温暖化を防止する社会」、「生物多様性が確保され、自然と共生する社会」、「健全な循環が維持される社会」の三つの側面から将来の社会の姿を描き、実現を図ることが目的とされています。

さらにこの計画では、環境施策ごとに、県民・市町村・事業者・教育機関・NPO 等に望まれる行動が「みんなの行動指針」として示され、施策の展開方向として 5 つの柱と、さらに 21 のテーマが設定されています。

###### (2) 市川市

市川市では平成 12 年 2 月に環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するために「第一次市川市環境基本計画」が、その後平成 24 年 3 月に第一次計画の成果と課題及び市川市を取り巻く環境の変化等を踏まえた「第二次市川市環境基本計画」が策定されました。

この計画では「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」が基本目標とされ、「自然が息づくまち」、「地球にやさしいまち」、「健やかに暮らせるまち」、「資源を大切にすまち」、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の 5 つの基本理念のもと施策が進められています。

(3) 船橋市

船橋市では平成 23 年 3 月に「船橋市環境基本計画」が策定されました。

この計画では「みんなでつくり 未来へつなぐ 恵み豊かな環境」が望ましい環境像と定められ、市民、業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共存する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられることが目的とされています。

(4) 松戸市

松戸市では平成 10 年 4 月に環境関連の個別計画や個別事業の基本的な方向を示すための総合的な長期計画として「松戸市環境計画」が策定されました。

この計画では「市民・事業者・市」という松戸市の構成員全員が主体となって環境関連の取り組みを行い、市が掲げる 3 つの「めざすまちの姿」である「人と生き物が共存しているまち」、「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」、「地球の環境にやさしいまち」の実現を図ることが目標とされています。

(5) 柏市

柏市では平成 28 年 3 月に環境保全施策をさらに推進し、拡大・複雑化する様々な環境問題に適切に対応すべく「柏市環境基本計画(第三期)」が策定されました。

この計画では市民、事業者、市が協働して、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の 4 分野を対象に「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」の実現を図ることが目標とされています。

(6) 八千代市

八千代市では平成 23 年 3 月に「八千代市第 2 次環境保全計画」が策定されました。

この計画では国や千葉県「環境基本計画」や「八千代市第 4 次総合計画」などの上位計画をはじめ、谷津・里山保全計画、新エネルギー・省エネルギービジョンなど環境の保全に関連する各分野の計画と連携を図り、本市における環境行政を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

(7) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では平成 15 年 3 月に「鎌ヶ谷市環境基本計画」が策定されました。その後、今日の環境に対する社会の認識と動きの大きな変化に対応すべく「鎌ヶ谷市第二次環境基本計画」が平成 25 年 3 月に策定され、総合的・計画的に環境施策が行われています。

この計画では「自然と社会が調和する環境共生都市」が目標とされ、計画の推進にあたっては市民・事業者・行政の具体的な行動につながるよう「身近な行動目標」を取り入れ、幅広い市民の取り組みが目指されています。

#### (8) 印西市

印西市では平成 25 年 3 月に「印西市総合計画」に掲げる将来都市像「ひとまち自然笑顔が輝くいんざい」の実現を市の環境基本条例第 3 条の基本理念のもとに、健康で快適な環境を築くための計画として「印西市環境基本計画」が策定されました。

この計画は「印西市環境基本条例」に基づき、良好な環境づくりに向けた基本的な考え方、目標及び手段を示し、市の個別計画や事業などと相互連携しながら、施策を展開していくこととされています。また、本計画の目標達成には、市民・事業者・市の三者協働が必要不可欠であるため、市民・事業者の日常生活、事業活動における環境行動指針も示されています。

#### (9) 白井市

白井市では平成 14 年 3 月に策定された「白井市環境基本計画」が期間満了を迎えるにあたって、平成 24 年 4 月に「白井市第 2 次環境基本計画」が策定されました。

この計画では「豊かな自然を生かし、大切にすまち」、「市民の健康と快適な生活環境を守るまち」、「限られた資源・エネルギーを大切にすまち」、「環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを实践するまち」、「地球環境の保全に貢献するまち」が市の目指すべき将来の姿とされ、この環境像を実現するために環境目標とそれぞれの目標に応じた個別環境施策が設定されています。

#### 4.2.8.3 環境に関する条例

対象事業実施区域及びその周辺の 8 自治体及び千葉県における環境に関する条例の指定の状況は、表 4.2.55 に示すとおりです。

表 4.2.55 環境に関する条例の指定の状況

県市名	名 称	告示年月日
千 葉 県	千葉県環境基本条例	平成 7 年 3 月 10 日条例第 2 号
	千葉県環境影響評価条例	平成 10 年 6 月 19 日条例第 26 号
	千葉県環境保全条例	平成 7 年 3 月 10 日条例第 3 号
市 川 市	市川市環境基本条例	平成 10 年 7 月 3 日条例第 30 号
	市川市環境保全条例	平成 10 年 7 月 3 日条例第 31 号
船 橋 市	船橋市環境基本条例	平成 9 年 3 月 31 日条例第 7 号
	船橋市環境保全条例	平成 14 年 12 月 27 日条例第 57 号
松 戸 市	松戸市公害防止条例	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 14 号
柏 市	柏市環境基本条例	平成 13 年 9 月 28 日条例第 31 号
	柏市環境保全条例	平成 13 年 9 月 28 日条例第 32 号
八千代市	八千代市環境基本条例	平成 10 年 11 月 24 日条例第 30 号
	八千代市公害防止条例	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 26 号
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境基本条例	平成 20 年 3 月 24 日条例第 34 号
	鎌ヶ谷市公害防止条例	昭和 47 年 10 月 5 日条例第 21 号
印 西 市	印西市環境基本条例	平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号
白 井 市	白井市環境基本条例	平成 12 年 6 月 30 日条例第 32 号
	白井市公害防止条例	昭和 46 年 12 月 22 日条例第 23 号

出典：「平成 29 年版 千葉県環境白書」(平成 30 年 3 月 千葉県環境生活部)



#### 4.2.9 その他の事項

##### 4.2.9.1 廃棄物の処理及び施設の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体におけるごみ処理の状況は、表4.2.56に示すとおりです。

年間のごみ収集量が最も多いのは船橋市で209,671t、最も少ないのは白井市で18,992tです。

表 4.2.56 ごみ処理の状況（平成27年度）

市名	計画処理区域人口 (H27.10.1現在) (人)	ごみ総排出量(t)			
		合計	生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収量
市川市	476,285	141,834	104,811	32,438	4,585
船橋市	626,166	209,671	139,146	52,170	18,355
松戸市	489,176	151,008	93,928	37,915	19,165
柏市	408,787	128,947	92,169	36,778	-
八千代市	194,963	56,970	42,484	12,353	2,133
鎌ヶ谷市	109,483	32,819	24,698	7,024	1,097
印西市	94,800	31,066	22,366	6,733	1,967
白井市	63,072	18,992	14,200	4,792	-

出典：「平成27年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について」  
(平成29年8月 千葉県環境生活部)

また、対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における産業廃棄物中間処理業者の状況は、表4.2.57及び図4.2.20に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体には、産業廃棄物中間処理業者が13社あります。

表 4.2.57 産業廃棄物中間処理業者の状況


市名	No.	業者名	住所
市川市	1	(株)光伸清運	曾谷 6-30-2
松戸市	2	開発化学工業(株)	紙敷 3-12-1
	3	石建商事(株)	松飛台 286-17
	4	(株)イサカエンタープライズ	上本郷 86
	5	(株)新東京開発	常盤平陣屋前 3-21
	6	(有)スズキサービス	稔台 5-15-17
八千代市	7	椋山産業(株)	大和田新田 854-1
鎌ヶ谷市	8	(株)丸幸	鎌ヶ谷 8-1-33
白井市	9	(株)和光サービス	河原子 327
	10	(株)エコ・エナジー・ジャパン	河原子 319-6
	11	(株)セフティランド	河原子 324-4
	12	(有)五栄工業	河原子字大割 251-2
	13	(有)京葉総業	根 13-1

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市区界

-  産業廃棄物中間処理業者所在地

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部（平成 17 年 8 月 24 日）・佐倉（平成 10 年 9 月 1 日）」を使用したものである。  
 出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（平成 30 年 3 月閲覧 千葉県ホームページ）

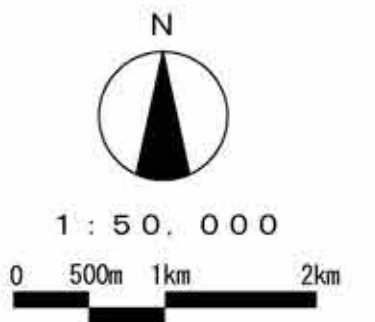


図 4.2.20 産業廃棄物中間処理業者位置図

#### 4.2.9.2 土地区画整理事業の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における土地区画整理事業は、表4.2.58に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体では、松戸市、柏市及び八千代市で土地区画整理事業を行っています。

表 4.2.58 土地区画整理事業の実施区域

市名	地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
松戸市	秋山	組合	38.1	S63 ~ H33
柏市	高柳駅西側	組合	15.7	H9 ~ H31
八千代市	西八千代北部	都市再生機構	140.5	H13 ~ H33

出典：「土地区画整理事業地区別一覧表」(平成30年3月閲覧 千葉県ホームページ)

#### 4.2.9.3 公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体における平成28年度の公害苦情件数の状況は、表4.2.59に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の8自治体の平成28年度の苦情件数は、騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭、振動となっています。

表 4.2.59 公害苦情件数の状況 (平成28年度)

単位：件

項目 市名	典型七公害							その他	計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
市川市	35	2	-	153	47	-	64	11	312
船橋市	51	-	-	6	4	-	2	32	95
松戸市	77	-	-	94	13	-	20	-	204
柏市	76	11	-	72	1	-	19	-	179
八千代市	3	3	-	27	9	-	50	-	92
鎌ヶ谷市	37	-	-	7	3	-	-	60	107
印西市	27	3	-	21	-	-	8	49	108
白井市	24	2	-	15	26	-	6	49	122
計	331	20	-	392	104	-	171	201	1,219

出典：「平成28年版 公害苦情調査結果報告書」(平成29年12月 千葉県環境生活部)